

令和2年度業務実績等報告書

令和3年6月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

< 1. 公害健康被害の補償に関する業務 >

- (1) 徴収業務 1
- (2) 納付業務 10

< 2. 公害健康被害の予防事業に関する業務 >

- (1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 15
- (2) 地方公共団体への助成事業 31
- (3) 公害健康被害予防基金の運用等 35

< 3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

- (1) 助成事業 37
- (2) 振興事業 51
- (3) 地球環境基金の運用等 58

< 4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 > 62

< 5. 維持管理積立金の管理 > 64

< 6. 石綿による健康被害の救済に関する業務 >

- (1) 認定・支給等に係る業務 66
- (2) 納付義務者からの徴収業務 78

< 7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務） >

- (1) 研究管理 79
- (2) 公募、審査・評価及び配分業務 86

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 経費の効率化 94
- (2) 給与水準等の適正化 98
- (3) 調達合理化 99

<u>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</u>	
（1）財務運営の適正化	103
（2）承継業務に係る適切な債権管理等	119
<u>第4 短期借入金の限度額</u>	122
<u>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u>	123
<u>第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</u>	123
<u>第7 剰余金の使途</u>	123
<u>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</u>	
（1）施設及び設備に関する計画	124
（2）職員の人事に関する計画	124
（3）積立金の処分に関する事項	125
（4）その他当該中期目標を達成するために必要な事項	126
<参考>	
○主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況	139

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 公害健康被害の補償に関する業務

【令和2年度の概況】

公害健康被害補償制度における補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金等で賄っていることから、被認定者への補償給付等を円滑に行うためには、賦課金等の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠である。また、自主的な協力による申告・納付であるため、納付義務者の理解を得る取組を強力に進めることが必要である。そのため、例年、納付義務者、申告・相談窓口、地方公共団体等に対し集合及び対面での説明会、研修及び実地調査を実施していたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、説明会等は中止とせざるを得なかった。

徴収業務では、コロナ禍ではあったが制度の適正性・公平性の確保を図るため納付義務者へ制度の趣旨や背景を丁寧に説明し理解を求めた他、粘り強く申告・納付督促を行った。また、納付義務者の利便性や申告・納付の効率性の向上を図るため、電子申告・電子納付の充実等を行った。その結果、令和2年度における納付義務者の申告率は99.6%、申告額に対する収納率は99.986%となり、新型コロナウイルス感染拡大前と同等の高い実績を確保した。

公害保健福祉事業では、コロナ禍を踏まえた新しい生活様式に合わせ ICT（情報通信技術）の活用が求められたことから、予防事業部と連携し、被認定者及び地方公共団体が活用できる動画制作やオンライン教室を開催する等、新しい生活様式にも対応可能な手法を試みた。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収に一層努めていくとともに、納付義務者の利便性や申告・納付業務の効率性を更に高めていく。また、対面による事業実施が困難となっている実態を踏まえ、公害保健福祉事業の改善に向けた取組を実施していく。

（1）徴収業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

徴収業務は、第4期中期目標で重要度が高く難易度も高いと評価されている。公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・納付率を確保することが必要不可欠であるため、重要度が高く、また、制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため、難易度が高い業務と評価されているところである。

令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であったが、制度運用

の適正性及び公平性を確保するため、積極的に体制や指導方法を変更する等、柔軟に対応するとともに、システム改修を行い、納付義務者の申告・納付手続きの利便性の向上や業務の効率化等を図った。

まず、納付義務者からの申告の受付・相談窓口等を受託している受託事業者に対する研修ができなかったことから、過去の申告時に誤りや照会が多かった点をまとめた注意喚起の追加資料を作成・配布するとともに、令和3年度に向けオンライン研修を開催し効果的な指導を行うよう体制の強化を図った。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、直接説明相談する場である対面の申告納付説明・相談会等を中止せざるを得なくなり、また納付義務者等がテレワーク（在宅勤務）を余儀なくされる等、申告及び納付が憂慮される中、納付義務者からの問合せをメールで受け付ける方法に変更した。併せて問合せ、回答を集約したQ&Aを機構ホームページに掲載するとともに、個別に説明が必要な場合には直接電話を行う等、丁寧に対応した。また、制度説明については、機構ホームページ上に分かりやすいページを特設し、ここに誘導することで、納付義務者がテレワークでも理解を深められる体制を速やかに構築した。

さらに、納付義務者がテレワーク下で業務を行うに当たって要望が多く寄せられたオンライン申告システム及び徴収審査システムを速やかに改修するとともに、電子納付収納サービス（ページ）の窓口を拡大する等、納付義務者の利便性や申告・納付業務の効率性を確保するための取組を着実かつ速やかに実施した。

機構においては、国内で初めての緊急事態宣言が発出され、テレワークというこれまでにない業務体制の中でも職員同士が密に連絡を取り、申告書の受付、チェック及び用紙申告の入力作業等の徴収業務体制を整え、問題なく申告・納付業務を行うことができた。こうした努力が奏功し、評価となる目標値を上回ったこと、また、先に示したようなコロナ禍における徴収業務の高困難性という特殊事情を勘案して、「A」評価の基準に該当すると判断した。

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、申告の受付・相談窓口等を受託している全国各地の商工会議所で申告納付説明・相談会及びオンライン申告セミナーの中止を余儀なくされた。そのような状況の中、納付期限の延長を求める企業が令和元年度比で26%増の305事業所あったことに加え、納付遅滞も見られたが、個々の状況をよく見極めながら納付義務者からの問合せ等に丁寧に対応した。また、申告及び納付期限の順守の呼び掛けや指導を粘り強く行った。その結果、申告率・収納率共に中期目標に定める目標の99%を上回り、特に収納率は99.986%に達した。
- 政府が進めた行政手続きにおける押印廃止を受け、迅速に「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」並びに関係様式を改訂するなど納付義務者の利便性、申告・納付業務の効率性の向上につなげた。また、令和3年度の対応としてオンライン申告の利便性を説明する促進チラシを作成し令和2年度に用紙申告等で申告した2,394の納付義務者へ周知した。
- 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査及び指導は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業所の訪問は困難であると判断し中止とした。これに代替し得る調査手法を検討するため、資本金と現在分SO_x排出量で区分したカテゴリから代表的な14事業所を抽出

し、ばい煙発生施設に係る資料及び調査票の提出による抽出調査を試験的に実施した。その結果、不正確な申告に対し 31 件の指導を行った。また、今回の取組により、抽出調査は、「廃棄物焼却業」及び「所有施設が少ない事業者」においては、実地調査に代わる手段として活用し得る等の経験的知見を得ることができた。

<課題と対応>

- コロナ禍にあつて対面での申告納付説明・相談会、オンライン申告セミナー及び督励業務の実施が困難となることから、オンラインでの申告納付説明・相談会等の実施により納付義務者の申告・納付に影響が出ないよう、今後も納付義務者の利便性の向上、事務の効率化を図り申告率及び収納率の目標を達成していく。
- 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査及び指導方法について、コロナ禍でも効率的、効果的に実施できるよう、調査時間の短縮も含め手法及び調査体制を見直す。
- 納付義務者の利便性を高めるため、電子納付収納サービス（ペイジー）による取扱金融機関の拡大に取り組むとともに、オンライン申告を促進する他、更なる情報セキュリティの強化を図るためシステムの改修を進めていく。
- 制度運用の適正性及び公平性を確保するため、新型コロナウイルス感染状況等、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、より効率的及び効果的な取組の検討を行う。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績： 99%以上	99.7%	99.6%			
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99%以上	第3期中期目標期間実績： 99%以上	99.987%	99.986%			
<関連した指標>							
汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（督励後の未申告事業者数）	—	第3期中期目標期間実績： 平均41件/年	24件	28件			
未納納付義務者に対する納付督励件数（納付督励現地実施件数）	—	第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均3件/年、過年度分 平均5件/年	2件	0件 (中止)			

汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数	—	第3期中期目標期間実績:実地調査件数 平均105件/年、指導件数 平均161件/年	実地調査 99件 指導件数 214件	実地調査 0件 (中止) (抽出調査 14件) 指導件数 31件			
申告書審査による修正・更正処理件数	—	第3期中期目標期間実績:平均116件/年	114件	84件			
汚染負荷量賦課金に係る電子申告率	—	第3期中期目標期間実績:平均70%	73.1%	73.5%			
オンライン申告セミナーの開催数	—	第3期中期目標期間実績:平均16件/年	17回	0回 (中止)			
ペイジー(※1)を利用した収納件数	—	第3期中期目標期間実績:平均62件/年(※2)	749件	1,037件			
申告納付説明・相談会の開催件数(会場数)	—	第3期中期目標期間実績:平均103件/年	103会場	0会場 (中止)			

※1 ペイジー (Pay-easy) : 税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

※2 導入した平成29年度は、年間計4回の収納期限のうち、4回目からの導入であったため、1回分の件数となっている。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。

■項目別の主要な業務実績

(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)

① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応

ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導

納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解が得られるよう、受託事業者である日本商工会議所において、全国各地の商工会議所の担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための研修会を毎年3月に開催しているが、令和2年3月に予定していた研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を中止した。このため、各商工会議所の担当者に対し、申告時に誤りや照会が多かった点をまとめた注意喚起の追加資料を配布するとともに、令和2年度の申告・納付期間においては、納付義務者への指導方法や機構への申告書類の提出方法等について指導を行った。

また、令和3年度に向け、受託事業者と全国各地の商工会議所をつなぐネットワークを利用したオンラインでの研修会を令和3年3月に開催し、各地商工会議所の申告体制を整え、指導の強化を図った。

イ. 納付義務者からの相談、質問事項等への対応

(ア) 申告納付説明・相談会の実施

例年、申告・納付が的確に行われるよう、受託事業者と連携を図りつつ全国各地の商工会議所で申告納付説明・相談会を開催しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止した。

開催中止に伴い、納付義務者からの相談・問合せが多く寄せられることが予想されたため、機構職員のテレワーク実施下でも対応できるよう、問合せはメールで受け付ける旨の呼び掛けを機構ホームページ等で行った。

申告納付説明・相談会は、納付義務者に対して制度概要、申告書類の作成方法、前年度との変更点等を説明する場であると同時に、納付義務者からの質問に対応し、制度に対する意見を受け止め、賦課金の申告・納付への理解を求める場となっている。そのため、令和2年度は中止したものの、令和3年度に実施のオンラインによる申告納付説明・相談会に向け、汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト（以下「特設サイト」という。）及び説明動画を作成し、実施方法を改善した。



汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト

(イ) 納付義務者からの問合せへの対応

申告・納付期間である4月1日から5月15日までの間に機構や商工会議所に寄せられた問合せについては電子メール及び電話で対応し、機構職員のテレワーク時には多くを電子メールで対応した。

申告において誤りや照会が多かった事項については、本来であれば受託事業者の担当者研修会や申告納付説明・相談会で注意喚起をすることであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でやむを得ず中止し、納付義務者からの問合せ・相談への対応の中で説明を行った。

令和3年度のオンラインによる申告納付説明・相談会の実施に当たり、特設サイトで制度概要及び申告書類の作成方法等の説明動画を配信し、主なQ&Aも掲載して問合せ対応の充実を図った。

問合せ件数（申告・納付期間）	令和元年度	令和2年度	増減	増加率
電子メールによる問合せ	105件	399件	294件増	3.8倍

② 未申告納付義務者に対する申告督促の実施

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、受託事業者及び機構において、電話、文書等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数8,151事業所中、未申告者は518事業所（令和元年度比1.2倍）であったが、489事業所が申告に応じ、清算終了の1事業所を除いた28事業所まで未申告者を縮小させ99.6%と高い申告率を確保した。

(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率

① 未納の納付義務者に対する納付督促の実施

令和2年度の納付督促は、電話による督促を144件の滞納事業者（納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して行い、139件の収納を得た。その結果、令和2年度の収納率は99.986%となった。

② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対する措置

令和元年度以前の未納の納付義務者は、令和2年度期首時点で10件であった。

そのうち、7件は納付計画に基づく納付が行われており、3件は破産、清算終了により債権の処理を終了した。令和2年度末で納付計画分を除く期首分の未納は終了した。

なお、納付に応じなかった未納納付義務者に対する納付督促（現地実施）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。

(C) 制度の適正性・公平性の確保

① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施（(A) ②と同様のため省略）

② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施（(B) ①及び②と同様のため省略）

(資料編 P1_補償1 公害健康被害補償制度の概要)

- (資料編 P2_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)
- (資料編 P2_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)
- (資料編 P3_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

③ 納付義務者に対する実地調査及び指導の実施

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業所の訪問は困難であると判断し、現地での各事業所のばい煙発生施設、SOx 排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を確認する実地調査については中止とした。これに代わる申告の適正性を確認する調査手法を検討するため、資本金と現在分 SOx 排出量で区分したカテゴリから代表的な 14 事業所を抽出し、ばい煙発生施設に係る資料及び調査票の提出による抽出調査を試験的に実施した。

その結果、不正確な申告に対し 31 件の指導を行い、抽出調査は、「廃棄物焼却業」及び「所有施設が少ない事業者」においては、SOx 排出工程が想定可能であり実地調査に代わる手段として活用できることが分かった。また、施設が複数ある大規模工場、製造工程が複雑な事業所では SOx 排出工程が複雑で書面、電話での聞き取りだけでは確認が困難なことから実地調査による現地確認の必要があることも確認できた。

抽出調査の選定状況（業種・資本金・現在分 SOx 排出量）

調査業種	件数	資本金	現在分 SOx 排出量
パルプ・紙加工品業	1	100 億～1000 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
非鉄金属業、鉄鋼業	3	1 億～10 億円未満 10 億～100 億円未満 100 億～1000 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
食料品製造業	1	100 億～1000 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
石油・石炭製品業	1	10 億～100 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
窯業・土石製造業	1	10 億～100 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
化学工業	1	1 億～10 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
その他事業場	1	1 億～10 億円未満	1 万～100 万 m ³ N 以上
廃棄物焼却場 (地方公共団体)	3	—	1000～1 万 m ³ N 未満 1 万～10 万 m ³ N 未満
学校・病院	※2	—	0 m ³ N

※14 事業所に調査依頼を実施したが、1 事業所（病院）からは新型コロナウイルス対応等の影響から回答を得られなかった。

指導内容別件数および割合

	転記誤り、記入漏れ等	端数処理誤り、有効数字の取り扱い誤り	加重平均の誤り	施設の申告漏れ	燃料原料の申告漏れ	書類保存方法の誤り	排ガスの測定方法適用誤り	算定様式の適用誤り	脱硫効率の計算等の誤り	水分補正の誤り	非常用発電機等申告漏れ	最大排出ガス量の誤り	合計
件数	1	1	2	3	6	0	0	0	1	3	5	9	31
%	3.2	3.2	6.5	9.7	19.4	0	0	0	3.2	9.7	16.1	29	100

(資料編 P4_補償 4 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果)

④ 申告額の誤りに対する修正または更正処理の実施

修正または更正処理は、以下のとおり 84 件であった。誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。

申告書審査による修正及び更正の状況（令和3年3月末現在）

区分	件数
令和2年度分修正	35
令和2年度分更正	46
過年度分修正	3
過年度分更正	0
計	84

(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保

① オンライン申告の促進

令和2年度においてはオンライン申告を促進するため、納付義務者がオンライン申告システムにログインするための認証情報を電子メールでも送付できるように改善した。

申告方式別の申告件数

区分	令和元年度		令和2年度	
	件数	比率(%)	件数	比率(%)
オンライン申告	5,394	66.2	5,440	66.9
F D・C D申告	563	6.9	534	6.6
電子申告	5,957	73.1	5,974	73.5
用紙申告	2,196	26.9	2,151	26.5
合計	8,153	100.0	8,125	100.0

② オンライン申告システムや徴収審査システムの改修等

上述①の認証情報の電子メール送付は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により納付義務者からの問合せが多かった内容であり、要望を踏まえ速やかに電子メール送付のためのシステム改修を行った。

また、情報セキュリティ対策を強化するべく、システムの改修において、納付義務者への影響を最小限にするため、総務部企画課情報システムチームと共にシステム改修に係る仕様書案を作成した。

補償業務部に初めて配属となった職員に情報セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して情報漏えいインシデント発生防止の対策を講じた。

③ オンライン申告セミナーの開催

オンライン申告セミナーを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の開催は中止した。その代替として、オンラインのメリットや押印廃止による手続きの簡素化を記載したオンライン申告促進チラシを作成し、令和2年度に

用紙申告等で申告した 2,394 の納付義務者へ配布した。



オンライン申告促進チラシ（表）



オンライン申告促進チラシ（裏）

- ④ 電子納付収納サービス（ページ）を利用した収納に係る利用促進
 利便性向上策として取扱金融機関の拡大に取り組み、新たに2行の取扱いを開始し、1,037件（令和元年度対比1.4倍）の事業者がページを利用した。
 また、以下の各種取組を行い、利用促進を図った。
- ・ 機構ホームページにページの取扱金融機関を掲載し随時更新
 - ・ 汚染負荷量賦課金の延納分（7月・10月・1月）の納付書発送用封筒の余白にページ利用案内を記載して送付
 - ・ 納付義務者に対してリーフレットを作成し配布（延納分の納付書発送時等）
 - ・ ページ納付手順のデモを機構ホームページに掲載及び周知
- ⑤ 申告納付説明・相談会の実施等（(A) ①イ（ア）と同様のため省略）
- ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂
 令和3年度申告に向け、年度更新及びシステム関係の修正事項等を反映するため、修正箇所の洗い出しや内容の修正検討を行い、これら冊子等の改訂を行った。
 また、国が進める押印手続きの見直しに伴い、申告書類の押印が不要となったため、新しい手続様式や申告書作成方法について納付義務者からの問合せに対応できるよう、冊子や届出書を改訂して周知に努めた。
- ⑦ 納付義務者からの問合せへの対応（(A) ①イ（イ）と同様のため省略）
- ⑧ 担当者研修会の開催（(A) ①アと同様のため省略）

(2) 納付業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援を行ったことから、自己評価を「B」とした。

- 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の指導調査については、新型コロナウイルス感染拡大により現地調査は困難であると判断し、事務処理方法等に関するヒアリングをオンラインで実施した。ヒアリング対象は、事前のアンケートにより新型コロナウイルス対応等の状況を踏まえた上で対応可能と回答のあった4地方公共団体とした。
- 公害保健福祉事業の実態調査については、新型コロナウイルス感染拡大により保健所等の業務が逼迫していたことから予防事業部と連携し件数を絞って実施した。コロナ禍における事業実施状況について、各地方公共団体に情報提供するとともに、環境省に報告した。
- 納付業務システム担当者研修会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修を中止し、テキストの配布及び問合せへの電話対応をした。また、令和3年度の研修に活用するため、ナレーション付き資料を作成した。
- 対面による講義形式での事業の多くが中止されている地方公共団体を支援するため、予防事業部と連携し、以下の事業を実施した。
 - ・ 機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。
 - ・ リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区の協力を得て、機構主催による呼吸筋ストレッチ教室を開催した。実施後のアンケートでは、参加者の9割から「有意義だった」と回答があった。Web会議システムを巧みに扱う参加者の様子は、今後のICT（情報通信技術）を活用した事業の可能性を窺わせた。

<課題と対応>

- 公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、リハビリテーション事業のオンライン開催等、新たな事業の実施方法について事例を収集し、環境省に情報共有していく必要がある。

<主要な経年データ>

- 主な定量的指標

—

- その他の指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
＜関連した指標＞							
納付業務に係る指導調査件数	—	第3期中期目標期間実績:平均15件/年	15件/年	4件/年 (ヒアリングのみ実施)			
納付業務システム研修の参加者数	—	第3期中期目標期間実績:平均27人/年	34人/年	0人/年 (中止)			

○評価の視点

- ・計画的に3年に1回の現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- ・納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

■項目別の主要な業務実績

(A) 補償給付費等の納付業務

① 納付申請等に係る事務処理の適正化

ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の指導調査については、新型コロナウイルス感染拡大により現地調査は困難であると判断し、事務処理方法等に関するヒアリングをオンラインで実施した。ヒアリング対象は、事前のアンケートにより新型コロナウイルス対応及びWeb会議システム環境整備の状況を踏まえた上で対応可能と回答のあった4地方公共団体を対象とした。

また、地方公共団体の事業実施状況及び要望について、環境省に報告した。

イ. 公害保健福祉事業の実態把握

(ア) 公害保健福祉事業の実態調査

公害保健福祉事業の実態調査については、現地訪問が困難であることから、予防事業部と連携し、件数を絞って実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下での

事業実施状況について、各地方公共団体に創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。

○ 令和2年度実態調査結果（東京都中央区）

理学療法士による「息苦しさをやわらげるゆっくり体操」

ぜん息発作の予防と発作時の呼吸を楽にするための方法について、講演に続いて呼吸筋を伸ばしたり縮めたりすることで呼吸を楽にすることができる「呼吸筋ストレッチ体操」が感染防止対策を十分に講じた上で実施されていた。また、日常生活や新型コロナウイルス感染症に関すること等、参加者の質問や相談にも対応した。



公害保健福祉事業（リハビリテーション事業）の実施状況

（イ）新型コロナウイルス感染拡大の影響と地方公共団体への公害保健福祉事業支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公害保健福祉事業のうち、対面による講義形式での事業の多くが中止又は延期となった。他方、新型コロナウイルス感染症対策に追われている地方公共団体が多いことも踏まえ、この状況が長期化する中で、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な支援を迅速に講じていくことが必要とされた。

○ 背景

- ・ 被認定者は約4割が60歳以上で新型コロナウイルス感染症の重症化高リスク者であることから、対面による事業の実施は通常に比べ慎重を要した。
- ・ 外出制限により被認定者の基礎体力の低下が予想されたことから、被認定者に対し健康維持支援を行う必要があった。なお、地方公共団体担当者からは動画を事業へ活用することについての要望が出ていた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザウイルスの同時流行が懸念された。

このような状況を踏まえ、予防事業部と連携し、地方公共団体を通して以下の事業を実施した。

○ 事業内容

- ・ 機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」のDVD及びパンフレットを作成し、地方公共団体に配布。機構ホームページにおいても公開。

- ・ インフルエンザワクチンの接種を推奨するための「インフルエンザワクチン接種のすすめ」リーフレットの配布。



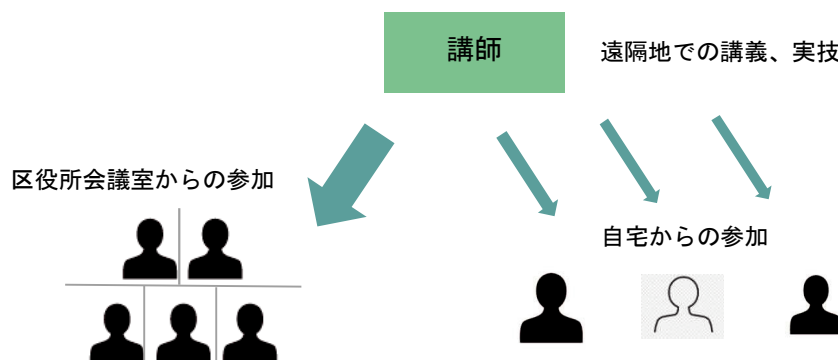
「成人呼吸筋ストレッチ体操」動画



「インフルエンザワクチン接種のすすめ」リーフレット

- ・ リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区の協力により、機構主催で呼吸筋ストレッチ教室をオンライン開催した。実施後のアンケートでは、「リモートの開催は感染予防にも時間短縮にもなり歓迎です。」等の感想が寄せられ、参加者の10名中9名から「有意義だった」と回答があった。Web会議システムを巧みに扱う参加者の様子は、今後のICT（情報通信技術）を活用した事業の可能性を窺わせた。

「リモート呼吸筋ストレッチ教室」の開催方法



② 納付申請等に係る事務処理の効率化

ア. 納付業務システムに係る研修の実施

地方公共団体の担当者を対象に、納付業務システムに係る研修を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修の開催を中止し、テキストの配布及び電話による問合せに対応した。

また、令和3年度の研修に活用するため、ナレーション付き資料を作成した。

イ. 納付業務システムの改修

納付業務システムを改修し、地方公共団体で作成する文書の作成誤りを防止する機能の追加、また Microsoft Excel2019 への対応を行った。

(資料編 P5_補償 5-① 旧第一種地域 被認定者数の年度別推移)

(資料編 P5_補償 5-② 旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移)

(資料編 P6_補償 6 旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

(資料編 P7_補償 7-① 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(旧第一種地域))

(資料編 P8_補償 7-② 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(第二種地域))

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

【令和2年度の概況】

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、事業実施の原資となる予防基金の運用益が低金利の影響を受けて減少しており、より効果的・効率的な事業実施が求められる。第4期中期計画期間では地方公共団体に対する助成事業は従来規模程度を維持し、直轄事業は知識の普及と研修を縮小、調査研究では、高齢のぜん息及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患）（以下「ぜん息等」という。）の患者の増加に対応するため、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査を進めているところである。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では、ぜん息等患者の健康回復を目的とした機能訓練事業を中心に事業が大幅に縮小（令和元年度事業金額比36%減）した他、直轄事業についても予防事業人材バンク（以下「人材バンク」という。）を活用した医療従事者の派遣（パッケージ支援）事業の多くが中止となるなど大きな影響を受けた。

このような状況にあっても予防事業を着実に実施するため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組むとともに、地方公共団体の要望を踏まえ、オンラインで利用できるビデオ教材の制作に努めた。

（1）調査研究、知識の普及・情報提供、研修

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大のなか、調査研究に係る外部有識者の評価が目標に達成していることに加え、事業従事者への研修について、オンラインでの実施に切り替え受講者数が大幅に増加（令和元年度比219.3%）し、受講者アンケートでも高い評価を得ることができた。

また、コロナ禍の中、ぜん息等の発症予防及び健康回復に必要な情報を迅速・正確に伝えるため、ICT（情報通信技術）を活用した事業手法を積極的に取り入れ、COPD普及啓発の特設ホームページのアクセス数は約10万回、理学療法士による呼吸筋ストレッチ動画の再生回数も約1.1万回など、多くの方々に視聴していただくことができた。

あわせてICT（情報通信技術）に不慣れな高齢者も可能な限りオンラインでの事業に参加していただくため、事前にNPO法人、患者団体、ご家族の協力を得て十分な準備を行い、事業内容や進行などのノウハウを動画に取りまとめ、さらにウィズコロナを見据えて、予防事業を行う自治体にもフィードバックすることができたことから、自己評価を「A」とした。

- 調査研究について、高齢ぜん息患者の増加に着目し、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態について解析を進め、効果的な治療・指導方法について引き続き調査を行った。当該調査研究を含めた外部有識者委員会における研究評価では、基準値を上回る平均3.5を獲得した。

- 予防事業に携わる地方公共団体職員を対象にした基礎研修は、集合形式からオンライン形式に変更し151人が受講し108人（令和元年度実績21人）が修了した。また、基礎研修で得られた経験からカリキュラムの構成や時間配分を見直し、全ての研修をオンラインで実施した結果、485人（令和元年度実績331人）が修了した。
- 知識の普及・情報提供では、対面での事業実施が困難だったことから、従来の実施方法に囚われることなく、オンラインで提供できるよう動画配信コンテンツを制作した他、マスメディアによるCOPDの普及啓発とリモート講演会を組み合わせた事業を行うなど、新しい生活様式に合わせた事業実施によりこれまで以上の全国規模での普及啓発ができた。（特設ホームページのアクセス数96,353人、リモート講演会の視聴者数228人）
- その結果、COPDの認知度が向上（広告投下前の30.9%から投下後は34.1%）した他、COPD診断チェックシートに入力のあったユーザー数は32,744人となり、令和元年度パッケージ支援における肺年齢測定会等の事業参加者1,196人を大きく上回る実績を得ることができた。
- 厚生労働省と連携実施したぜん息の発症予防を図るための講習会も集合形式からオンライン形式で実施し、5,622人の応募を受け入れ、ライブ配信、見逃し配信を含めた視聴者は7,180人（令和元年度実績708人）となった。通常参加できない地方の在住者が視聴できたことなど、好意的なコメントが多数寄せられた。

<課題と対応>

- 調査研究について、環境保健分野及び環境改善分野ともに、研究最終年度となる令和3年度に取りまとめを行っていく。また、令和4年度から2年間で行う予定の新規公募について、外部有識者の助言を得ながら令和3年度に公募を実施する。
- 研修のうちオンライン研修では実施ができなかった手技を伴う実習研修について、新型コロナウイルスの感染症の状況も注視しつつ、オンライン又は実地での集合形式での実施に向けて検討を進めていく。また、オンライン形式への移行に伴い定員設定を見直すとともに、修了者率が集合形式と比べオンライン形式の方が低いことから、改善策を検討する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>							
調査研究に係る外部有識者委員会の評価	（5段階中） 3.5以上	第3期中期目標 期間実績：3.2	3.7	3.5			
<関連した指標>							
事業従事者への研修の受講者数※(B)参照	—	平成29年度受講者：72人	109人	239人			

(ソフト3事業研修、 保健指導研修)							
調査研究の実施機関に 対する事務処理指導実 施件数※(C)参照	—	第3期中期目標 期間実績：平均 4.25件/年	8件	2件			
情報提供数 ※(D)①vi)参照 (ツイッター発信回 数)	—	第3期中期目標 期間実績：平均 150回/年	150回	172回			
ぜん息等電話相談件数 ※(D)②i)参照	—	第3期中期目標 期間実績：平均 1,255件/年	1,026件	986件			

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・調査研究について、今後の予防事業の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。
- ・研修事業が、事業従事者の研修後の取組の変化につながる効果的な内容となっているか。
- ・知識の普及事業については、分かりやすく、効果的・効率的に提供できているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において（5段階中）3.5以上を獲得

① 外部有識者による年度評価の実施及び評価内容の研究計画への反映

- ・年度評価は、全課題の平均で3.5を獲得した。
- ・環境保健分野では、令和元年度から3ヵ年計画で実施している第12期調査研究8課題について、令和2年度の実施に向けて、令和元年度に実施した外部有識者による評価結果を研究代表者にフィードバックし研究計画に反映させた。
- ・また、高齢のぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目し当該罹患者の治療実態については、調査を継続し効果的な治療・指導方法について取りまとめを進めている。
- ・環境改善分野では、わが国の環境基準の達成率が極めて低い光化学オキシダント対策の検討に資する知見を蓄積するため、諸外国における大気環境施策について欧州への実地調査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて海外調査の延期を決定した。令和2年度は令和元年度評価において外部有識者より意見のあった米国における環境基準変更の背景及び根拠について追加調査を行い取りまとめた。

② 外部有識者による年度評価の実施及び評価のフィードバック

- ・各調査研究班の班会議（検討会）に機構職員が出席し、調査の進捗状況や新型コロナウイルス感染拡大による調査研究への影響について確認し、年度評価のための準備を進めた。班会議は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインで実施した。
- ・研究期間2年度目（令和2年度）の外部有識者による年度評価を行うための発表会（評価ヒア

リング)を実施し、報告書に取りまとめた。なお、発表会は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて一部集合とオンラインでのハイブリット形式で実施した。緊急事態宣言下でも、研究代表者(発表者)が参加しやすい態勢で実施ができた。

- ・評価結果の内容は、研究期間3年度目(令和3年度)の調査研究の実施に反映させるため、研究代表者へフィードバックした。

環境保健分野Ⅰ 小児・成人ぜん息に関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討	望月 博之	東海大学	3.3
2. 高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定	鈴川 真穂	国立病院機構 東京病院	3.9
環境保健分野Ⅱ COPDに関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. COPD患者の自己管理と重症化予防 COPD 身体活動性関与因子の詳細分析と目標値設定に基づく自己管理法の構築	南方 良章	国立病院機構 和歌山病院	3.8
2. 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価	相良 博典	昭和大学	3.4
環境保健分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査研究			
課題名	研究代表者	実施研究機関	年度評価
1. 気管支ぜん息の動向等 1. -①ライフサイクルから考えるぜん息の長期予後と寛解・増悪に関わる因子の解明に関する研究	藤澤 隆夫	国立病院機構 三重病院	3.9
1. -②表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析-非2型炎症を有するぜん息病態の検討を含めて-	長瀬 洋之	帝京大学	4.4
2. 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討	山本 貴和子	国立成育医療 研究センター	2.4

乳幼児健診から探索するぜん息発症の関連因子の同定及び予防への応用			
----------------------------------	--	--	--

環境改善分野 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究		
課題名	実施研究機関	年度評価
1. 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	一般社団法人 環境情報科学 センター	3.2

(資料編 P9_予防1 調査研究の評価方法について)

(資料編 P10_予防2 第12期(令和2年度)環境保健分野、環境改善分野調査研究概要等)

(B) 事業従事者への効果的な研修

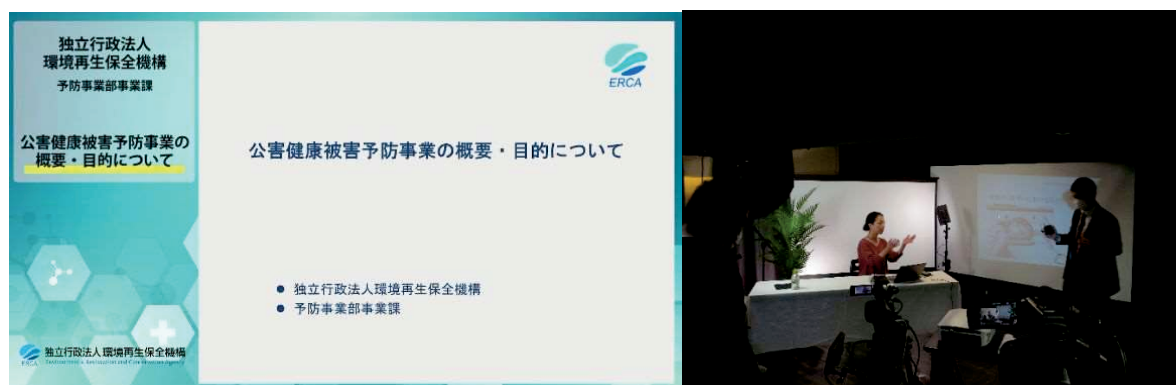
- ・地方公共団体が実施するソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に次表のとおり実施した。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、全ての研修を集合形式からオンライン形式に変更した。

事業従事者向け研修 (地方公共団体職員)	令和2年度					
	内容	オンライン 配信方法	研修 日程	当初 定員	受講 者数	修了 者数
ソフト3事業研修	ソフト3事業の従事者を対象に本事業へ理解を深め、事業実施に必要な知識を習得する。	YouTube	8～ 9月	50人	151人	108人
保健指導研修	ソフト3事業の従事者を対象に本事業へ理解を深め、実施に必要な知識、技術等を習得する。	クラウド サービス	12月	100人	88人	60人
環境改善研修	大気環境の改善事業の従事者を対象に環境改善事業への理解を深め、実施に必要な知識を習得する。	クラウド サービス	1月～ 2月	100人	98人	86人
合計				250人	337人	254人

※ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）

医療従事者向け研修 (医療機関等)	令和2年度					
	内 容	オンライン 配信方法	研修 日程	当初 定員	受講 者数	修了 者数
呼吸ケア・リハビリ テーションスタッフ 養成研修	理学療法士、薬剤師、看護師、栄養士等を対象に COPD 患者の呼吸リハビリテーション指導に必要な知識、技術（服薬、栄養、排痰）等を習得する。	クラウドサー ビス	12月～ 1月	200人	203人	150人
ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	看護師、薬剤師等を対象にぜん息患者教育の指導に必要な知識、技術等を習得する。	クラウドサー ビス	12月	100人	103人	81人
合 計				300人	306人	231人

- ・初めて予防事業に携わる地方公共団体の職員（事務職、保健師及び栄養士等）を対象にしたソフト3事業研修では、試行的に機構ホームページを通じて YouTube での動画配信を行い、151人（令和元年度 42人、360%増）の受講者を得た。また、試行実施の経験をもとに、その他のオンライン研修の実施要領等に反映した。



- ・また、12月以降実施の研修では、誰もが何処でも受講ができるオンライン研修の特徴を活かしつつ、クラウドサービスを活用して受講管理が行えるよう改善を図った。
- ・このサービスの活用により、全ての研修の定員を増やし（従来の集合形式時延べ 290 人定員からオンライン配信延べ 500 人限度）募集を進めるとともに、カリキュラムと時間配分の見直し（コース間でカリキュラムを共通化、1本の動画時間を 20～30 分程度にコンパクト化）を図り、受講管理を行った。

さらに、希望者が多い医療従事者向け研修等については、Web 申込を採用するなど手続きのデ

デジタル化を進めた結果、500人定員に対し、約1,200人の応募があった。応募多数により受講できなかった方のため一部の講座を機構ホームページで公開することにより受講できる環境を提供した。

① 受講者へアンケートの実施

- ・受講者に対してアンケート調査を実施し、受講満足度は有効回答者の平均 95.0%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- ・アンケートの自由記述には「相談対応時に具体的に説明できる」、「健康診査においてぜん息やアレルギーに関する質問が多く、生活における注意点など学んだことを伝えたい」等の感想があり、今後の業務に活用できるとの回答が平均 98.2%であった。
- ・オンラインによる研修を行ったことにより、受講者からは、「時間の拘束がなく自分のペースで受講できる」「隙間時間を有効利用できた」「繰り返し見て理解が深まった」「呼吸機能検査やエピペンの使い方などは動画で分かりやすかった」などの評価を得た。
- ・研修カリキュラムについては、「小児から成人までのぜん息及び COPD に加え、ぜん息に関連してアトピー性皮膚炎などアレルギー全般について幅広く学ぶことができる」として満足度が高かった。
- ・試行的に行ったソフト3事業研修（YouTube 動画配信）において、受講者から講師に質問をしたいとの要望があったため、研修後アンケートに質問欄を設け、質問に対する回答を行った。

受講者アンケート結果	受講者数	修了者数	令和2年度			
			回答数	回答率	受講満足度 (5段階評価で上位2段階までの評価)	
ソフト3事業研修	151人	108人	108人	100.0%	98人	90.7%
保健指導研修	88人	60人	60人	100.0%	57人	95.0%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	203人	150人	150人	100.0%	145人	96.7%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	103人	81人	80人	98.8%	76人	95.0%

環境改善研修	98人	86人	86人	100.0%	84人	97.7%
計（平均）	643人	485人	484人	99.8%	460人	95.0%

② 研修後の上長への追跡アンケートによる研修効果の把握・分析

- ・地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、上長及び受講者のニーズをさらに把握し、令和3年度の研修に反映させるため、受講者の取組の変化について、上長にアンケートを行った。
- ・アンケート調査結果から、受講満足度は有効回答者の平均 97.6%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。また、研修成果を活用できると平均 93.5%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- ・受講後の受講者の変化として、「疾患への基礎知識や対処方法、他の疾患・健康状態への影響などを理解することで住民へ提供できる情報量が増え、より積極的に事業に取り組むことができている」「事業の企画、立案に際して位置づけを明確に意識している」などの回答があった。
- ・オンラインでの研修については、「新任だけでなく係長等も受講でき共有することができた」「都合にあわせた時間帯に受講が可能であるため、多くの人に参加できた」「再度聞きたい点をもう一度見直すことができ良かった」とあった。
- ・一方で、「地方公共団体間の情報交換の場がなかったのは残念であった」「他の地方公共団体の事業内容を知りたい」「集合研修とオンライン研修を織り交ぜた内容でお願いしたい」との回答があり、今後の課題として検討していく必要がある。

(資料編P12_予防3 令和2年度 研修事業実施状況)

研修後の上長アンケート結果 地方公共団体従事者向け研修	受講者数	修了者数	令和2年度			
			回答数	回答率	受講満足度 (5段階評価で上位 2段階までの評価)	
ソフト3事業研修	151人	108人	80人	74.1%	79人	98.8%
保健指導研修	88人	60人	46人	76.7%	44人	95.7%
計（平均）	239人	168人	126人	75.0%	123人	97.6%

(C) 調査研究の適切な実施

① 調査研究費の適切な執行に係る助言・指導及び調査研究実施機関への現地調査の実施

・調査研究実施機関会計担当者からの研究費執行に関する問合せに対し、事務処理説明書をもとに適切に指導を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、現地調査の代替措置としてオンラインを活用した書面調査を2機関に対して実施し、調査研究の実施状況と併せて、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納品物の検収等について確認を行った。

・新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画の変更が必要となる研究が生じたことから、研究期間の変更等に係る契約変更を行った。

(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施

① ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供

i) 専門医からのメッセージ動画の配信

・新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、患者の不安感を少しでも払しょくするため、新型コロナウイルス感染症とぜん息及び COPD との関係について、専門医からのメッセージ動画を制作しホームページを通じて令和2年4月の緊急事態宣言発出後速やかに配信した。

ぜん息等の患者さんへ

長期間管理薬としての吸入ステロイド薬は継続していますか？今の時期、絶対にやめてはいけません。吸入ステロイド薬を含む長期管理薬は症状悪化を防ぐ唯一無二の治療薬です。

ぜん息は適切に治療を行っていても咳や突然の息苦しさなどが出て、完全に避けることが難しい病気です。吸入ステロイド薬の定期吸入ができていないと悪化要因になることを今一度認識してください。

先生、吸入を継続します！

すこやかライフ企画編集委員長
(昭和大学 特任教授)
田中 一正 先生

独立行政法人 **環境再生保全機構**
ERCA Environmental Restoration and Conservation Agency

ぜん息・COPD 電話相談室のご案内

電話番号 0120-598014

相談時間 9時～17時

相談窓口 **メールフォーム**

ぜん息・COPD 電話相談室

URL <https://www.erca.go.jp/press/pressroom/asthma.html>

ii) 人材バンク登録者の協力による呼吸リハビリテーション動画の配信

・新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体で行う助成事業の事業実施が困難になり、病院等においても呼吸リハビリテーションの施術を行うことができない状況となり、人材バンク登録者の活躍の場が減少した。そのため、人材バンクのネットワークを活用し、理学療法士による呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーションについての動画を制作しホームページを通じて配信した。



iii) ぜん息マークの制作

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、咳の症状などによりぜん息等の患者が公共交通機関を使用しづらいとの声が寄せられた。これに対して、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」をモチーフにしたぜん息患者への理解や配慮を周囲へ自然と促すぜん息マークキーホルダーを制作し、地方公共団体、個人の患者に約 2,500 個配布した。



iv) 栄養指導動画配信及び副教材の制作

- ・健康診査事業においてぜん息に対するアレルギーのリスク因子を持った児童を対象とした栄養指導のための冊子「食物アレルギーに配慮した離乳食の進め方ーレシピ集ー」の制作と教育動画を制作し、ホームページを通じて冊子を配布するとともに動画を配信した。



v) ぜん息自己管理支援アプリに関する情報収集の実施

- ・ICT（情報通信技術）の普及に伴い、スマートフォンを活用した健康管理が進む状況を踏まえ、冊子で提供しているぜん息日記と類似する機能を有するスマートフォン版の既存アプリの調査検証やアプリ開発が可能なベンダについて情報収集を行った。
- ・情報収集の結果、既存アプリでは機構ぜん息日記の記録管理内容の網羅性評価では、最も充足率が高いアプリでも 6 割程度にとどまっていた。

- ・ぜん息患者の自己管理支援資材としてぜん息日記は、毎年約5万部が活用されているところ、今後デジタル化への対応として、同日記と同等の自己管理支援機能を有するスマートフォンアプリの有益性について調査を進めていくこととしている。

vi) ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用

- ・機構が制作した動画及び最新情報を中心に、SNS（ツイッター）やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。（SNS 発信回数：172 回、同フォロワー：718 人（令和元年度末から 248 人増）、メールマガジン発信回数：30 回、同登録数：5,961 件（同 470 人増）

vii) パンフレットの提供

- ・パンフレットは、患者やその家族のほか、医療機関や医療従事者、予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、令和2年度は約 25.3 万部を提供した。また、ホームページにおいて PDF でも提供した。

- ・公害健康被害予防事業に関する連絡会（令和2年12月開催）において、参加した患者団体から各種パンフレットへの高評価と併せて、デジタル化が進み紙媒体の発行が減る中で紙媒体発行の要望が強かったことから、引き続き増刷を継続する必要がある。

- ・ホームページに掲載した画像・動画及びパンフレットについて、企業や医療機関等からの転載要望に積極的に応じ、ぜん息等に関する知識の普及を図ることができた。具体的には、ぜん息日記がテレビ番組で紹介されたほか、病院で吸入器の使い方に関する動画が活用された。（転載数：135）

- ・令和元年度に制作した小児用ぜん息日記「まいにちげんきノート」の配布を開始した。

パンフレット提供先	部数	利用目的
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	47,482 部	ソフト3事業の参加者に対する教育ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料
医療機関	178,787 部	受診患者への患者教育・指導等
個人等	26,973 部	患者の自己管理用等
計	253,242 部	(環境保健分野 253,139 部、環境改善分野 103 部)

viii) すこやかライフの発行及びぜん息等に関するコラムの連載

- ・ぜん息&COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」No. 55 の発行に当たり、最新の科学的知見を発信していくため、外部有識者による編集委員会を開催し、取材及び編集作業を進めた。

- ・編集に当たっては、令和元年度末から感染拡大した新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPDの関係について号外を発行し、本誌ではさらに詳細な最新情報を加えて発行した。(令和3年2月発行。181件のアンケートのうち大変満足・満足の回答は82%)
- ・同誌では、ぜん息等の患者のための災害対策について特集を組み、No.54で読者から好評を得た「上手につきあう」のコーナーのページ数を増やし、呼吸筋ストレッチ体操とCOPD患者のためのレシピなどを紹介した。
- ・年1回発行のすこやかライフを補完するため、機構ホームページを通じて月2回、すこやかライフ編集委員等専門医によるコラムやQ&Aを掲載した。(全24回)



ix) 成人呼吸筋ストレッチ体操動画及びパンフレットの制作

- ・助成事業で行われる呼吸リハビリテーションについて、自宅や施設でも患者が継続して実施できるように、健康相談事業及び機能訓練事業で使用している冊子「呼吸筋ストレッチ体操レッスン編」のリニューアルに併せて動画を制作し、地方公共団体及び人材バンク登録者並びに機構ホームページを通じて患者やその家族に提供した。(動画再生回数 10,833回)



x) 乳幼児スキンケア動画及びパンフレットの制作

- ・地方公共団体が行う助成事業のうちアレルギーのリスク因子を持った児童を対象とした健康診査事業及び健康相談事業について、オンラインでも指導が行えるよう、保護者等に向けて、ぜん息の発症予防に役立つスキンケアの動画及び副教材の冊子を制作し、地方公共団体や機構ホームページを通じて提供した。(動画再生回数 6,779 回)



xi) E ラーニングシステムの更新

- ・小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能の向上を目的に地方公共団体の予防事業担当者及び保健師、看護師等の医療従事者を受講対象としている E ラーニングについて、Flash のサポート終了に伴いコンテンツの更新及びクラウドサービスへの移行を行った。
- ・令和 3 年 4 月より運用を開始し、厚生労働省のアレルギーポータルサイトへも掲載されている。

xii) ぜん息及びアレルギー関連パンフレット更新

- ・小児気管支ぜん息の治療・管理ガイドラインが令和 2 年 10 月に改訂され、この改訂に合わせて、機構の「子どものぜん息ハンドブック」の改訂部分を抽出し、改訂原稿を制作した。
- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン及び保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂に伴い「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」の改訂部分の抽出を行った。

x iii) 環境改善研修特別講演の冊子化

- ・過去の公害の歴史とその間の大気環境行政に関する知見をまとめた環境改善研修の特別講演の冊子を制作し、地方公共団体の従事者へ提供した。

②ぜん息・COPD 電話相談や関連イベント等の周知

i) ぜん息・COPD 電話相談室

- ・ぜん息・COPD 患者等からの相談に対し、治療内容や日常生活での管理等について適正な情報を提供するため、看護師及び医師（日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定

指導医・専門医)によるぜん息・COPD 電話相談室(フリーダイヤル)を通年開設し、986 件(うち新型コロナウイルス感染症関連:73 件)の相談に対応した。

・新型コロナウイルス感染症関連の相談増加への対応として、医師を1人増員し4人体制とした。

ii) ぜん息・COPD 電話相談室の周知

・ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、新聞広告(6月、8月、12月、3月)並びに地下鉄のフリーペーパー(9月)及び雑誌(10月)での周知のほか新たにリスティング広告による周知を行った。



(新聞広告の内容)

iii) 電話相談ほか広報・リモート事業との連携によるぜん息・COPD の普及啓発事業

ぜん息・COPD の普及啓発を目的として、電話相談室のほか、令和2年度に制作した動画コンテンツとマスメディアを活用した広報、さらに ICT(情報通信技術)を活用したリモート事業を組み合わせ「広報・リモート事業」を以下のとおり実施した。

ア COPD の早期発見及び受診勧奨につながる広範な広報

訴求対象である 50 代の成人に複数の広報媒体(テレビCM、パブリシティ、ラジオ、新聞広告、病院チャンネル、Web 広告、コンビニ広告)を活用し、より効果的・効率的な広報を行った。

その結果、COPD 認知度が向上(広告投下前の 30.9%から投下後は 34.1%)した。

イ COPD 専用ホームページの制作

COPD の原因や症状、治療について、専門医によるメッセージとアニメーションを使用した動画で解説すると共に、COPD のセルフチェックプログラム、チャットボットによる相談機能を加えるなど十分な情報収集ができる専用ホームページを制作した。

広報期間中の専用ホームページのアクセス数は 96,353 人、セルフチェックに入力のあったユーザー数は 32,744 人となり、令和元年度パッケージ支援における肺年齢測定会等の事業参加者 1,196 人を大きく上回る実績を得ることができた。

また、セルフチェックに入力された方のうち、COPD の疑いのある方 18,165 人には、専門医

のいる医療機関リストを提供した。



ウ ICT（情報通信技術）を活用したリモート事業の実施

COPDの普及啓発のため専門医による講演会（1回、視聴者228人）、理学療法士による呼吸筋ストレッチ教室（3回、参加者40人）をオンラインにより実施した。

呼吸筋ストレッチ教室の1回分は、補償業務部と連携し、公害保健福祉事業と予防事業との合同開催とし、今後の事業連携の参考とした。

また、実施に当たり、ICT（情報通信技術）に不慣れな高齢者も事業に参加していただくため、事前にNPO法人、患者団体、ご家族の協力を得て十分な準備を行った。



エ リモート事業の地方公共団体への周知

理学療法士による呼吸筋ストレッチ教室について、ウィズコロナ、アフターコロナにおける事業展開を見据え、事業内容や進行などのノウハウを動画に取りまとめ、予防事業を行う地方公共団体に周知を図った。

iv) 保育所等における普及啓発

- ・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携して保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に、保育士、栄養士及び看護師等を対象とした講習会を実施した。
- ・なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、例年の集合形式からオンライン形式に変更し5,622人の応募を受け入れ、ライブ配信、見逃し配信を含めた視聴者は7,180人（令和元年度実績708人）となった。



令和2年度「保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」

アレルギー疾患講習会

対象 保育士・保育所職員・地方公共団体職員、保育及び教育の現場に携わる方など

主催：厚生労働省 / 独立行政法人環境再生保全機構

後援：環境省、一般社団法人日本アレルギー学会 / 一般社団法人日本小児アレルギー学会 / 一般社団法人日本保育保健協議会

(資料編P13_予防4 令和2年度 知識の普及事業実施状況)

(2) 地方公共団体への助成事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、事業を実施する地方公共団体における課題や問題の把握に努め、要望が多かった動画コンテンツを製作した他、感染症対策を講じて事業実施している事例等について現地調査を行った。収集した情報を事例集として取りまとめ地方公共団体に提供するなど、コロナ禍においても予防事業の継続実施に必要な措置を講じることができたことから、自己評価を「B」とした。

- コロナ禍においても予防事業を継続的に実施していくための方法を検討し、地方公共団体に対して緊急アンケート調査を行い、コロナ禍で事業を実施する上での問題点や要望等を把握すると共に、調査結果から要望が多かった動画コンテンツの制作等を行うことができた。
- 具体的には、アレルギーのリスク因子を持った児童への栄養指導、乳児スキンケア及び成人向け呼吸筋ストレッチの動画コンテンツ、副教材を制作し、中止した予防事業に替わり地方公共団体を通じ周知、配布した。(動画再生回数1万回以上、副教材約9,300部を配布)
- オンライン事業を実施する上で必要な通信環境が整わない地方公共団体に対し、配信機材を含めたオンライン事業の実施に必要な支援をパッケージ支援事業の対象とし、令和3年度からの募集を開始した。
- 感染症対策を講じて事業を実施している事例やオンラインで事業を実施している事例を把握するため現地調査を実施し、収集した情報を事例集として取りまとめ、地方公共団体の担当者に情報提供した。

<課題と対応>

- 令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響が助成事業に及ぶことが想定されるため、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けられるよう SNS やインターネットを活用した事業展開のほか新たな事業形態の検討を進め、可能なものから実施する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
ソフト3事業参加者数	—	第3期中期目標期間実績：152,223人／年	131,697人	102,630人			
事務指導実施件数	—	第3期中期目標期間実績：平均7.75件／年	8件	4件			
人材バンクを活用した支援実施状況	—	—	15団体 21事業	1団体 1事業			

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・事業環境の変化に応じ、地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえた、より効果的・効率的な事業実施に向けた取組がなされているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施

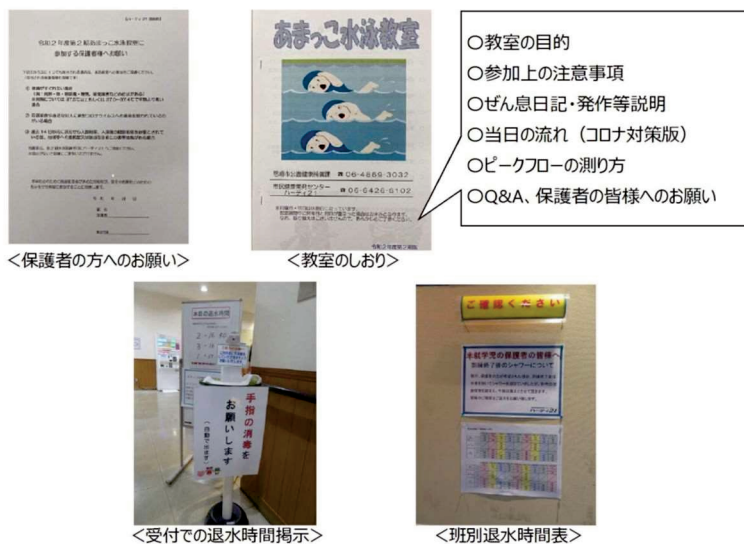
① ぜん息等の発症予防等に直接つながる事業の充実

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、予防事業を継続して実施していくため、基本的対処方針など新しい生活様式に合わせた事業展開について検討を行うと共に、地方公共団体に対しコロナ禍で事業を行う上で問題点や要望等を把握するためアンケート調査を実施した。

- ・調査結果から、動画コンテンツに対する要望が多かったことから、アレルギーのリスク因子を持った児童に対する栄養指導、乳児スキンケア及び成人向け呼吸筋ストレッチについて、動画コンテンツ及び副教材を制作し、地方公共団体を通じ周知、配布を行った。（動画コンテンツの再生回数1万回以上、副教材約9,300部を配布）



- ・感染症対策を講じて事業を実施している事例（尼崎市、東京都中央区）やオンラインで事業を実施している事例（芦屋市、東京都品川区）を把握するため現地調査を実施し、収集した情報を事例集として取りまとめ、実務者会議において地方公共団体の担当者に情報提供した。



(2) 間隔の確保

待機時間が発生する受付時、診察時、準備体操時において、子供たちに待機場所がわかりやすいようにそれぞれ工夫しています。

受付時は、保護者とともにテープで張られた線を目印に待機します。

医師の診察時は、専用の待機ベンチを４つ離れた場所に設置し、そこに座って待つようになっています。プールサイドでは、待機用に間隔をあけてビート板を床に置き、子供たちはビート板に座って待機するようになっています。

さらに、前年度までは、一般利用者と水泳教室でレーンを分けて同時にプールを使用していましたが、プール及び更衣室の密を避けるため、水泳教室の実施時間中は一般利用を中止しました。



<受付時>



<診察時>

参考事例集からの抜粋

- ・オンラインで事業実施をする上で必要な通信環境が整っていない地方公共団体が9割超だったことから、配信機材を含めたオンライン事業の実施に必要な支援をパッケージ支援事業の対象とし、令和3年度からの募集を開始した。

i) 環境保健分野の助成

- ・予防事業を実施する地方公共団体の助成要望について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択した。

事業名等	助成額（百万円）	参加人数（人）
健康相談事業	61	24,933
健康診査事業	104	73,252
機能訓練事業	38	4,445
合計	203	102,630

ii) 環境改善分野の助成

- ・計画作成事業 5 百万円、大気浄化植樹事業 127 千円の助成を行った。

② 事業効果の把握・共有によるソフト 3 事業の効果的・効率的な実施

アンケート集計分析システムを活用して、令和元年度結果のフィードバックを行った。

なお、令和 2 年度結果については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止が相次ぎ、例年に比べて少ないアンケート数であるが、得られたデータをもとに行動変容等について分析し共有する予定である。

(資料編 P 14_予防 5 令和 2 年度 ソフト 3 事業等実施状況)

(資料編 P 15_予防 6 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査

及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P 16_予防 7 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―

(令和 2 年度調査結果 ―中間報告―))

(B) 人材バンクを活用した地方公共団体が行う予防事業の支援

① 人材バンク登録者の協力によるソフト 3 事業の内容充実

- ・ソフト 3 事業の内容の充実を図るパッケージ支援事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方公共団体が行う助成事業の実施が困難となり、事業実施は 1 事業にとどまった。

- ・人材バンク登録者の活躍の場が減少したことから、理学療法士による呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画を制作し機構ホームページを通じて配信した。また、他の人材バンク登録者へも医療現場での利用を想定し動画配信を周知した。

② 人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報共有化

- ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登録継続の確認及び 1 年間の活動状況についてリストを更新して、地方公共団体へ提供した。(登録者数：240 人(小児向け：67 人、成人向け：173 人))

(3) 公害健康被害予防基金の運用等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

低金利状況が続く中、事業財源の安定的な確保を図るため、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）を中心とした運用を行ったことにより、当初の中期計画予算に対し、運用収入の改善を図ることができた（24百万円の増）。

新型コロナウイルス感染症の拡大により保健所が担う予防事業の多くが中止される中、マスメディアを使った COPD の普及啓発やリモートによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施などに積極的に取り組んだことから、自己評価を「B」とした。

○ 第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均1.08%）を確保するため、国債、地方債の利回りが見込めない中、それらより利回りが確保できる社債の購入を積極的に進めた。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では、機能訓練事業を中心に事業が大幅に縮小する中、予防事業を着実に実施するため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組んだ。

<課題と対応>

○ 低金利の状況が依然として続いていることから、市場の状況や金利の優位性を勘案しつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」で示した健康相談事業の充実や他事業と連携した予防事業の実施が困難なことから、引き続き ICT（情報通信技術）を活用した新たな事業展開を進めていく必要がある。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	—	第3期中期 目標期間実 績：平均 925 百万円／年	701 百万円	696 百万円			

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・事業財源が的確に確保されているか。また、財源は有効に活用されているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施

① 公害健康被害予防基金の運用等による事業財源の安定的な確保

- ・国債、地方債の利回り上昇が見込めない中、運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化など効率的な運用を行ったことで、当初の中期計画予算に対し、運用収入の改善を図ることができた（24百万円の増）。
- ・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を活用するなどして、事業に必要な財源を確保した。

② 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の中にあっても、予防事業を着実に実施するため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組んだ。
- ・地方公共団体に対して緊急アンケート調査を行い、コロナ禍で事業を実施する上での問題点や要望等を把握するとともに、調査結果から要望の多かった動画コンテンツ等を制作した。
- ・ソフト3事業のほか予防事業の円滑な実施を図るため公害健康被害予防事業に関する連絡会を開催し、患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組む NPO 法人との意見交換を行った他、環境省とも定期的に意見交換を行った。

(資料編P102_共通4 運用方針について)

(資料編P17_予防8 公害健康被害予防基金債券運用状況)

(資料編P18_予防9 意見交換を実施した団体)

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

【令和2年度の概況】

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応するため、助成先団体の活動状況や必要とする支援についてのアンケート調査を行い、その結果に基づき各種研修や情報提供を行うなど、団体が行う活動の質の確保に努めた。

助成事業においては、同調査における要望等に基づき令和2年度が助成の最終年度となる活動については、団体からの申し出をもとに助成期間を令和3年度まで延長した。

全国ユース環境ネットワーク促進事業では、オンラインによる相互研鑽や交流の場を設けることで令和2年度も引き続き実施した。その他の説明会や評価等についても、オンラインでの実施に努めた。

企業協働プロジェクトへの寄付については、このような状況下においても寄付者から本プロジェクトの意義を理解いただき、令和元年度と同水準で確保することができた。

なお、助成事業の事後評価結果は10点満点中7.8点（第3期中期目標期間平均6.7点）と令和元年度に引き続き目標を超え、さらに助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率は79.3%とチャレンジングな目標として設定した目標値には届かなかったものの令和元年度と同水準を維持している。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを想定し、より時代に即した団体への支援と環境活動のすそ野を拡大するための取組を強化・充実させていきたい。

（1）助成事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 平成28年度から30年度の3年間継続して助成を受けた団体を対象としたフォローアップ調査において、助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率は、チャレンジングな目標値（90%）に対し、コロナ禍でも79.3%と令和元年度と同水準を維持している。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動できていない団体、活動の目的を達成したため活動を継続していない団体を除くなどすると、本来継続されるべき活動の87.3%が継続している。
- 令和元年度に3年間の助成活動期間を終了した案件を対象に、評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.8点であり、令和元年度に引き続き目標を上回った。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、その助成先団体への影響を把握するためのアンケート調査、その調査結果を踏まえた助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等を実施した。これらの対応により助成先団体の活動の支援に努めつつ、2020年度助成金の交付決定や支払（助成先団体180件に計477百万円を交付）、2021年度助成対象活動の採択（181件、計585百万円の内定）などを着実に実施した。
- 以上のように、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、活動継続率はチャレンジングな目標値に近い水準を維持しており、事後評価結果については目標値を達成している。また、平均処理日数等の関連指標についても概ね基準値を達成した。

- 同感染拡大の影響等を把握するためのアンケート調査、その結果に基づいた助成先団体への支援策の実施など、令和2年度の特殊の環境下において助成金の交付・支払を含めた事業全体を的確に実施したことから、質的ないし量的な観点から自己評価を行った。

<課題と対応>

- 引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本国内外の助成先団体が活動の一部を実施できない場合があること等を踏まえ、活動の継続や効果拡大につながるよう、助成先団体の状況やニーズを踏まえて柔軟かつ的確に対応するとともに、より一層手続きの電子化を推進することで事務手続の効率化を進める。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>							
助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率	第4期中期目標期間中に90%以上	第3期中期目標期間実績：最高値86.2%	81.1%	79.3%			
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	(10点満点中)平均7.5点以上	第3期中期目標期間実績：平均6.7点	7.8点	7.8点			
<関連した指標>							
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	—	第3期中期目標期間実績：平均88.0%	96.2%	97.0%			
人材育成と定着を図る助成件数の割合	—	複数年計画の新規採択案件の16.8%	23.3%	19.0%			
交付決定処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均26.8日	27日	25日			
支払処理期間	—	第3期中期目標期間実績：平均25.3日	24.8日	26.0日			

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 助成による支援を行った活動の継続性の確保

① 助成案件の質の向上に資する体制等の整備

i) 体制等の整備

令和2年度から新設した助成事業アドバイザーと共に寄り添い型の支援が行えるよう、助成案件の共有を開始した。(4月)

特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの助成案件で活動計画が変更を余儀なくされた。そのため交付決定に際し、新規助成の全案件(75件)について、助成先団体から提出された交付申請書の目標及び計画の確認作業を、地球環境基金担当職員(以下「基金担当者」という。)と助成事業アドバイザーの間で実施した(6月)。

ii) 職員の能力向上

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動実施方法等を見直す必要が生じている助成先団体が多く存在していることを、後述②で行った「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」で確認した。このような状況下においても基金担当者が助成事業を通じて寄り添い型の支援が出来るよう、内部勉強会を2回実施した。

・「地域循環共生圏勉強会」(10月)

・「助成先団体間意見交換会を踏まえたコロナ禍対応勉強会」(12月)

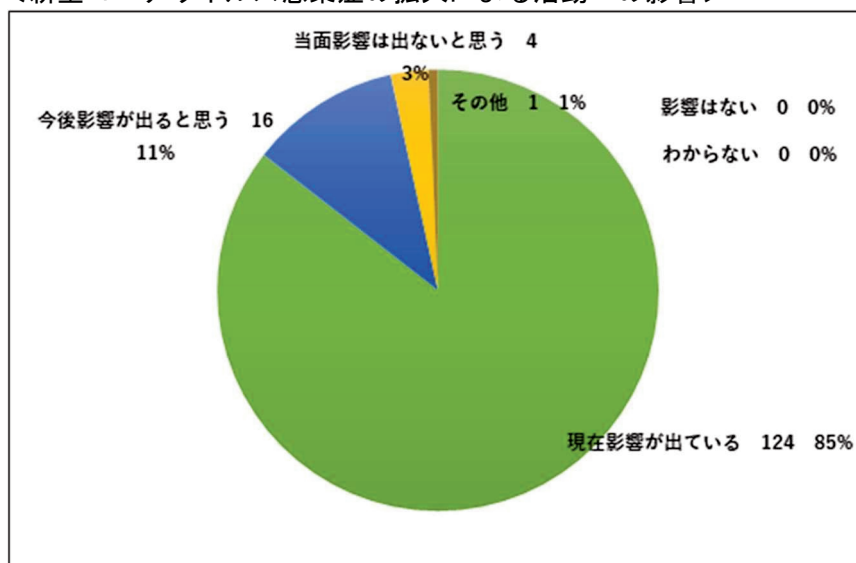
② 研修や情報提供による助成団体への支援

新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたことから、令和2年度の全助成先団体に対して活動影響調査を実施した。これは、助成先団体が実施している感染症対策や、環境NGO・NPOが必要としている支援などを明らかにすることを目的としたもので、180団体を対象に実施し140団体から回答を得た。(7月)

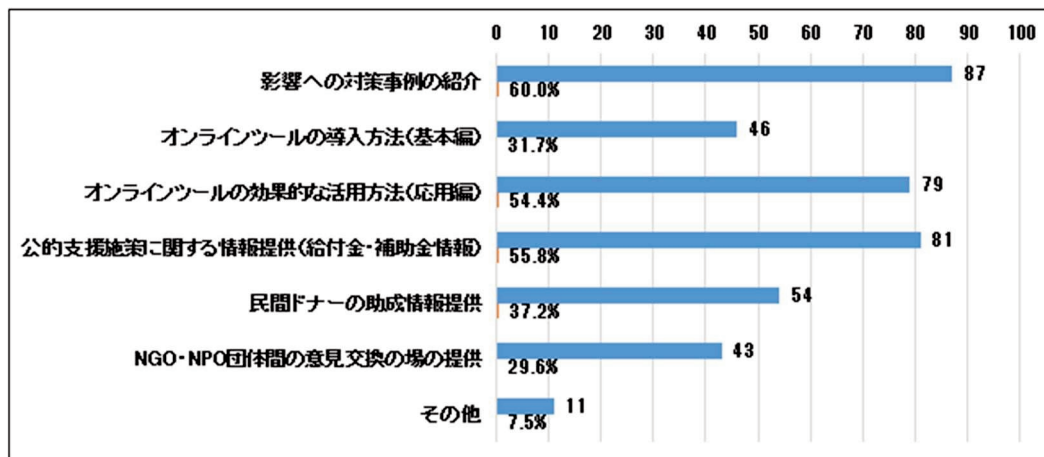
この調査結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。また、この調査結果については、ホームページで公開した。(7~2月)

(資料編 P19_地球1 新型コロナウイルス感染症の活動影響調査結果)

<新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響>



<興味のある支援内容>



なお、本調査では、助成団体への支援に関する要望をくみ取るための項目を設け、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも団体対象活動が継続できるようにするために必要と判断した各種の支援策（研修及び情報提供）について、調査とりまとめ後に速やかに企画し実施した（（2）振興事業（B）① ii）の項参照（56 ページ））。

その支援策に対しては、参加した団体から多くの意見及び感想が寄せられた。

<研修等参加者のからの意見及び感想（一部）>

- 厳しい時期、悩みを抱えているのはどこの団体も同じと、とても勇気がもてました。現実の大きな問題に直面している今、そうした課題に真正面から取り組んだこうした企画は、活動していく上で本当に参考になり、勉強になります。（オンライン活用セミナー）
- 情報交換や交流の場が少なくなっています。このような機会を設けていただくと、他団体の様子も伺い知ることができて、ありがたいです。（オンライン活用セミナー）
- コロナ収束後も、このような手法によるセミナーの開催は非常に有効であると感じている。事業をより高いレベルに上げるためにも、様々なテーマで定期的開催して欲しい。（オンライン活用セミナー）
- 出来ない理由を並べるのではなく、出来る方法を考える。さらには、今回の経験を活かしてさらに進むといった当たり前の事を再認識できました。（助成先団体意見交換会）
- 初対面同士、しかもオンラインなのに、工夫された進行のおかげで、心を開いて話せる場づくりができており、自分自身も気持ちよく参加できました。そのような手法も、今後の活動の参考にさせていただきたいと思いました。（助成先団体意見交換会）

③ 助成終了後の活動調査及び結果の活用

i) フォローアップ調査の実施

平成 28 年度から 30 年度に 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した。（6 月）

調査対象 58 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「活動を継続している」と回答した団体は 46 団体（79.3%）であった。

しかし、調査を行う中で、活動の目的を達成したため活動停止した団体や、自団体では活動を継続していないものの現地の団体に活動を引き継いだ団体の存在等が明らかになった。「活動を継続していない」と回答した12団体のうち、「コロナ禍の影響を受けて活動を開始することができていない」1件と「活動の目的を達成した」2件を母数から除き、さらに「別の団体が活動を継続している」2件を活動が「継続している」と整理したところ、本来継続されるべき活動の約9割、87.3%（48団体／55団体）が継続していることが分かった。

（資料編 P27_地球2 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2020年度））

〈フォローアップ調査・「活動を継続していない」を選択した理由〉

区分	件数
a. 活動の目的を達成した。	2件
c. 団体の活動を休止または団体を解散した。	1件
d. 運営体制に問題があり、実施できなかった。	1件
e. 資金不足のため実施できなかった。	4件
f. その他	4件
（「その他」の具体的な回答） <ul style="list-style-type: none"> ・別の団体が活動を継続している（2件） ・地域団体とどのように調査内容を活かしていけばいいか情報交換を継続中。 ・昨年は継続して実施することができたが、本年度に入りコロナ禍の影響により活動を開始することができていない。 	

ii) 調査結果の活用等

上記 i) の調査結果をもとに、活動規模・資金・活動人数などが拡大している団体の中から、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を3件抽出し、10月にフォローアップ実地調査を行った。なお、令和2年度はWeb会議システムを導入したことから、海外の活動1件も実施した。

フォローアップ実地調査の結果から助成終了後の自立や継続性の観点で、助成中及び助成終了後にどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、12月に「2019年度地球環境基金レポート」に助成中の団体にとって有益となる情報（ベストプラクティス）として記事を掲載し、1月にホームページでも同情報を公開した。

(B) 助成による支援を行った活動の質の向上

① 助成活動の進捗状況の確認

i) 年間実施スケジュールに基づく進捗状況の確認

令和元年度に、1年間の活動スケジュールを基金担当者がより詳細に把握できるよう、新たに詳細スケジュール表を交付申請書の様式に追加した。同表は支払申請（年4回設定）のタイミングや、2年目の中間コンサルテーションの際の他、計画に変更が生じた場合にも随時、団体から修正版を提出してもらうこととし、活動の進捗状況の把握に努めた。

ii) 担当者評価に基づくモニタリング

令和2年度から、助成が1年以上経過した活動を対象に「担当者評価」を新たに実施した。これは、前年度までの活動で団体がどのような課題を認識したか、またそれに対してどのように対応しようとしているかを基金担当者が把握するためのものである。具体的には、前年度の活動実績報告書、団体自己評価シート及び当年度の交付申請書などをもとに、自己評価項目に沿って基金担当者が評価しつつ、団体が認識している課題やそれに対する対応などの整理を行った。担当者評価内容は、助成事業アドバイザーと基金担当者が確認会議を3日間（7/8, 9, 14）実施し、各団体の目標達成に向けた進捗状況を共有するとともに、各助成先団体の令和2年度のモニタリング方針について確認した。（7月）

なお、下記②「評価の実施」に記載の中間コンサルテーションの実施に向けて、コンサルテーションを行う評価専門委員に、9月に担当者評価内容を共有した。

②評価の実施

〈助成事業評価スケジュール（3年計画の場合）〉



i) 事前目標共有

新規で採択した全75件を対象に、令和2年4月から5月に全件実施した。

内定決定（令和2年3月23日）後の約1ヶ月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員により新規活動の要望書の目標設定を確認した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により個別面談の実施を見送り、その代替手段としてコメントや伝達内容についてシートにまとめて（伝達・確認シート）、電子メールにより実施した。

内定団体は、合意形成した内容を交付申請書の実施計画に反映させ、活動の目標設定をより明確化・具体化した。

ii) 中間コンサルテーション

活動2年目を迎えた56件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計52件（つづける助成11件、

ひろげる助成 37 件、フロントランナー助成 2 件、復興支援助成 2 件) を対象に、令和 2 年 9 月～10 月に実施した。

本コンサルテーションは、評価専門委員と助成先団体担当者等との面談形式で 1 団体あたり約 45 分間のヒアリング及び今後の助成対象活動の改善のためのコンサルテーションとアドバイスを行うもので、令和 2 年度は全件オンラインで実施した。(9～10 月)

iii) 事後評価 (書面評価)

令和元年度に 3 年間の活動を終了した 68 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 66 件(つづける助成 19 件、ひろげる助成 37 件、フロントランナー助成 1 件、プラットフォーム助成 2 件、復興支援助成 7 件) を対象に、令和 2 年 8 月までに実施した。

評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して、団体から提出された書面(各年度の交付申請書、活動実績報告書等) を元に評価した結果、20 点満点中平均 15.6 点(10 点満点換算で 7.8 点) となった。

評価結果概要については、ホームページに公表するとともに団体個別に結果をフィードバックした。

(資料編 P47_地球 3 2020 年度事後評価(書面評価) 結果)

iv) 継続評価

フロントランナー助成は、3 年目に行う第三者評価(評価専門委員による評価) の結果によっては、最大 5 年間までの助成が可能となっている。

令和 2 年度の対象(活動 3 年目) は 1 件であり、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性をヒアリング調査し、助成活動の効果と自立発展性を評価した結果を団体にフィードバックした(1 月、オンライン実施)。

v) 実地調査

令和元年度に 3 年間の活動を終了し、上記 iii) の事後評価(書面評価) を行った案件から、得点の上位(2 件)、中位(2 件)、下位(2 件) の計 6 件を評価専門委員会で抽出した。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、活動形態「実践」に該当する案件については現地(活動フィールド)での実践状況の確認を伴うことから調査を断念し、それ以外の上位 1 件、下位 2 件の計 3 件について調査を実施した。評価専門委員が団体事務所を訪問(一部オンラインで実施)し、書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等のヒアリングを行い、改善のためのアドバイス等を行った(1 月)。

③ 活動のステップアップを図れる助成制度の構築

i) 評価専門委員会の実施

第 1 回評価専門委員会(オンライン)では、事後評価(書面評価)結果の確定、フォローアップ調査結果の確定、中間コンサルテーション実施スケジュール等の共有及び実地調査対象活動の選定等について審議した。(10 月)

第 2 回評価専門委員会(オンライン)では、中間コンサルテーションの実施報告、実地調査結果の確認及び令和 3 年度初期に実施する事後評価(書面評価)の実施スケジュー

ール等について審議した。(3月)

ii) 中間コンサルテーション振り返りの実施

中間コンサルテーションにおけるアドバイス等が令和3年度(2021年度)助成の活動計画により効果的に反映されることを目的に、助成先団体が中間コンサルテーション終了後に「振り返りシート」の作成を通じて振り返りを実施した。(11~12月)

iii) 活動報告会の実施

令和2年度に助成が最終年度となる団体が3年間の助成活動の状況・成果を発表する「地球環境基金活動報告会」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムを活用して各団体の活動報告を録画し、ホームページに掲載した(令和3年3~4月)。

iv) 関係機関との連携強化

地域における環境保全活動の連携促進を図るため、全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス(EPO)と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。(6月、8月)

なお、令和元年度に行った連携内容の見直しに基づき、令和2年度の助成金説明会では過年度助成における優良事例を取り上げて周知するなど、寄り添い型の支援に沿った内容で実施した。

(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施

① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定

i) 助成対象について

令和2年度は180件(内定は182件、2件辞退)、総額581百万円の助成金交付決定を行った。内訳は、イ案件(国内の団体が開発途上地域で活動するもの)が24件総額96百万円、ロ案件(海外の団体が開発途上地域で活動するもの)が16件総額59百万円、ハ案件(国内の団体が国内で活動するもの)が140件総額426百万円であった。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、助成先団体が活動の一部を実施できなかったこと等から、下表のとおり、期末の確定額は477百万円となった。

<令和2年度地球環境基金助成金実施状況> (単位: 件、百万円、小数点以下切捨て)

年度	はじめる助成		つづける助成		ひろげる助成		フロントランナー助成		プラットフォーム助成		復興支援助成(※2)		特別助成(※1)		LOVE BLUE助成(※3)		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
R1	11	19	43	74	111	375	5	31	4	16	9	28	2	8	12	12	197	567
R2	9	12	34	62	112	334	4	19	2	7	6	18	2	8	11	12	180	477
うち	9	12	13	27	41	124	0	0	1	3	4	10	2	8	5	6	75	195
新規	(0)	(0)	(12)	(25)	(41)	(124)	(0)	(0)	(1)	(3)	(4)	(10)	(0)	(0)	(2)	(2)	(60)	(166)

(注) 括弧書きは、複数年計画の新規(1年目)案件数。金額は端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

(注) 金額については額の確定(決算)ベースの値である。

- ※1 特別助成：東京2020大会の開催に向け、環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出等を目指す支援制度。
- ※2 復興支援助成：東日本大震災及び熊本地震の被災地域における環境保全を通じて、これらの地域の復興に貢献しようとする活動への支援制度。
- ※3 LOVE BLUE 助成：(一社)日本釣用品工業会からの寄付を原資として、同会の希望する水辺の清掃活動を含む環境保全活動に対して助成する支援制度。令和2年度は1,500万円の寄付金のうち1,350万円を12件の活動助成金として交付決定。

ii) 助成対象の重点化

助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定180件(国内案件：140件、海外案件：40件)のうち、重点配慮事項の対象活動は、177件(98.3%)となった。

(資料編 P51_地球4 2020年度助成金分野別件数内訳)

(資料編 P53_地球5 地球環境基金助成金の推移(H16年度～))

iii) 令和3年度助成活動の採択

ア 募集案内決定

第1回助成専門委員会(オンライン)において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む令和3年度助成金募集案内を決定し、令和2年9月30日に公表した。

(資料編 P56_地球6 2021年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たったの重点配慮事項)

イ 特別助成「地域循環共生圏関連活動」の新設

平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の創造を推進する目的で、特別助成「地域循環共生圏関連活動」を追加することについて、第1回助成専門委員会で審議し了解を得た。

これは、地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動についてその準備・基盤づくりを行う活動に対して助成を行うもので、年間助成額が50万円～200万円で最大2年間の助成メニューとして公募を行った。

ウ 活動分野「復興支援等」の追加

東日本大震災や熊本地震の復興は、これまでも「復興支援助成」メニューを設けて支援を行ってきたが、近年多発している台風や豪雨等の災害に対する復興についても助成対象となることをより明確にするため、対象活動分野に「復興支援等」を追加した。

なお、この復興支援等の活動については、各助成メニューで受け付けるため、2020年度助成まで新規案件を採択してきた「復興支援助成」メニューでの新規案件の募集は停

止した。

エ 助成金説明会の開催

令和3年度の助成金募集に向けて、地球環境基金主催の説明会を8回、セブン-イレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を2回実施し、周知を図った。これらの説明会は全てオンラインによる開催（四国地方、九州地方はオンラインと参集型の組合せ）とした。

<助成金説明会実施状況>

開催方法	開催場所及び開催日
地球環境基金主催8回 (地方EPO等と連携)	中国地方(10/12)、北海道地方(10/16)、近畿地方(10/19)、 関東地方(10/20)、中部地方(10/22)、九州地方(10/23)、 四国地方(10/28)、東北地方(10/29)
他のNGO・NPO支援団体との 共同実施 2回	東京開催(9/13)、北海道・中部・近畿合同開催(10/4)

オ 応募状況と内定

310件（イ案件：41件、ロ案件：29件、ハ案件：240件）の応募を受け、令和3年2月に第2回助成専門委員会（オンライン）を開催し2020年度助成金採択案を決定、令和3年3月に運営委員会（オンライン）に諮り、181件の交付を内定した。

	はじめる助成	つづける助成	ひろげる助成	フロントナ助成	プラットフォーム助成	復興支援助成	特別助成 (東京2020)	特別助成 (地域循環共生圏)	LOVE BLUE助成	不明	計
応募	38	67	153	17	10	8	2	5	8	2	310
内定	10	32	110	5	3	6	2	2	11	—	181
(うち 新規)	(10)	(9)	(32)	(2)	(2)	(—)	(2)	(2)	(7)	—	(66)

※外部委員の審査過程において活動内容によっては応募とは別のメニューで採択するものもある。

※2021年度から「復興支援助成」メニューでの新規案件の募集は停止した。

② 複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進

令和2年度の助成金要望書及び交付申請書の様式に、活動がSDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式を追加することで、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進した。これは令和3年度の要望時も引き続き実施した。

③ 人材の育成と定着を図る助成方法の検討

i) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成

令和2年度の助成先団体から新たに7期生として8名を採択した（応募13名）。これは複数年計画の新規案件（42件）の19.0%を占めている。

※詳細は振興事業の項参照（51ページ）

<若手プロジェクトリーダー育成人数の推移>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	採択 人数	途中 離脱 ^{※1}
第1期	16	14	12	(12)	(12)	(12)	(12)	16人	4人
第2期		10	9	8	(8)	(8)	(8)	10人	2人
第3期			12	10	8	(8)	(8)	12人	4人
第4期				10	7	7	(7)	10人	3人
第5期					5	7	6	9人 ^{※2}	3人
第6期						13	12	14人	2人
第7期							8	8人	0人
年度末在籍者	16	24	33	28	20	27	26	-	-
(修了者累 積)	-	-	-	(12)	(20)	(28)	(35)		

※1：離脱者は全て自己都合による団体退職者

※2：第5期については当初7名でスタートしたが、2名離脱後、令和元年度当初に2名追加採択

(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上

① 会計事務等に関する指導等の実施

i) 内定団体説明会の中止と代替策の実施

令和2年度に新規に採択された75団体を対象に、会計等の事務を確実に行っていただくため、交付申請手続や支払申請手続等に関する説明会を、川崎市内で令和2年4月16日、17日に開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

代替策として、内定団体説明会資料は電子メールで送信することとし、事務手続のフォローは各手続実施の際に団体からの問合せに対応することで補完した。(4月)

ii) 事務所指導調査の実施

複数年にわたる助成活動計画を有する団体のうち、助成制度に必要な諸手続に関する指導や、活動の実施状況の確認が必要と思われる団体等(口案件は海外に団体が所在するため除く)に対して、例年団体の事務所等に出向く事務所指導調査を実施している。しかしながら、令和2年度は、団体の所在する自治体等の新型コロナウイルス感染拡大の影響や、団体側としての調査の受け入れ可否を確認し、抽出した25団体中1団体についてのみ調査を実施した。実施できなかった団体については令和3年度中の実施を検討している。

	複数年計画 団体数	令和元年度まで に実施済の団体 数	令和2年度実施 団体数	未実施 団体数
1年目	60団体	—	0団体	60団体
2年目	55団体	30団体	1団体	24団体

② 助成金交付申請手続の実施

i) 個別面談の中止と代替策の実施

令和2年度の助成先として内定した団体（180団体）と、4月に機構事務所内で対面により個別面談を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。

個別面談の代替策として、新たに「個別面談伝達・確認事項シート」を用意し、各基金担当者が個別面談で伝える予定だった内容をシートに書き込み、4月下旬から5月上旬にかけてメールで伝達・確認した。団体からは、質問事項への回答を送り返してもらうなどしてコミュニケーションをとり、伝達・確認事項の共有を行った。（5月）

この際、新規団体については（B）②i）「事前目標共有」による活動目標の共有を行い、継続団体については活動状況の確認を行って、交付申請手続に向けたすり合わせを行った。

ii) 交付申請手続の実施

助成金交付申請の提出日を当初は令和2年5月18日としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、複数の団体から事務所に立ち入れないなどの状況が報告されたため、団体による交付申請書作成時間を確保することが適当と判断し、提出日を2週間延長し6月1日とした。

また、これにより交付決定は6月26日となったことから、処理期間は25日となった。

③ 事務の効率化と利便性向上の取り組み

i) 要望書提出の電子化

要望団体の利便性向上、事務効率化等の観点から、令和元年度から団体が要望書の提出を電子データで行えるよう整備している。令和2年度はさらなる操作性の改善や操作説明資料の充実等を図った上で、引き続き電子データでの受付を行った。

要望提出時に行ったアンケートでは、その操作性等について「容易だった」との回答が89%（303件中270件）となり、令和元年度の80%を上回った。その理由について、特に「マニュアルが分かりやすい」との回答割合が大幅に増加しており（2020年度：20%→2021年度：44%）、操作説明資料の充実等が効果を上げている。

また、要望書提出ページに、要望書を作成するにあたって参考になるように助成制度解説と要望書の書き方解説に関する動画を掲載したところ、視聴した団体の91%（77件中70件）から「分かりやすかった／役に立った」との回答があった。

（資料編 P58_地球7 2021年度地球環境基金助成金応募アンケート集計（抜粋））

<助成制度の解説と要望書の書き方解説に関する動画>



ii) 交付申請書提出の電子化

新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、また内定団体の利便性の観点から、交付申請書の提出について、電子データでの受付に急遽切り替えた（5月）。なお、令和2年4月7日に政府から発令された緊急事態宣言を受けて、当機構でも交付申請処理期間に重なる4～5月は全職員を原則テレワークとした。

iii) 一部概算払いの実施

令和元年度も助成を受けていた団体のうち、ア「令和元年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、23団体に対して、助成金50%を上限に概算払い（35,830千円）を実施した。（7月）

iv) EXCEL マクロファイル利用の推進

助成金支払申請書の利便性を向上させるために構築したEXCELマクロファイルの2020年度版を、ホームページに公表した（平均利用率92.0%）。（4月）

v) 他の助成制度の紹介

環境保全活動を行うNGO・NPOを対象とする国内の他の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を更新・作成するとともに、ホームページに掲載し、誰でも利用できるようにした。（9月）

vi) 助成金支払申請の速やかな手続の実施

助成金の支払申請に係る事務（年4回）については、厳正かつ迅速な審査に努め、平均処理日数は26.0日であった。

vii) 計画変更機会の増設

例年、交付決定後の活動計画の変更については、手続機会低減の観点から年1回としていた。しかしながら、各団体は新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への影響が甚大であるため、目標達成のための実施手段を随時見直ししながら活動する必要が生じた。以上を踏まえ、令和2年6月26日の交付決定の際に合わせて事務連絡を発出し、

変更申請を2回以上受け付けることを決定し、連絡した。

その結果、全体の約6割にあたる105団体の変更を承認した(令和元年度は46団体)。うち、2回以上の計画変更を行った団体は6団体となった。

viii) 令和3年度への助成期間延長措置の実施

助成先団体からの調査結果((A)②参照)や助成金支払事務等を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初計画していた活動が十分に実施できないため、活動期間の延長を求める要望を複数受け付けた。

特に令和2年度が最終年度となる活動については、目標達成に向けて十分な活動を行えないまま助成を終了することになり、助成の効果及び環境保全への効果の観点から望ましくない結果となることが懸念された。そのため、単年度実施が原則の助成制度ではあるが、特別な状況であることに鑑み、団体からの申請に基づき令和2年11月末までに、繰り越す活動及び費用を明確にすることで延長を認めることとし、助成専門委員会及び評価専門委員会です承を取り付け実施した。

その結果、対象である58団体のうち16団体(つづける助成2件、ひろげる助成13件、フロントランナー助成1件)より助成期間の延長を受け付け、承認した。

これら16団体の令和3年度への繰越額は35,458千円となった。

(2) 振興事業

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 全国ユース環境活動発表大会については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が危ぶまれた中、過年度参加校の意見を伺うなど実施可能性を検討した。実施を希望する意見が多い中で他の主催者とも協議し、地方大会（8回）、全国大会（1回）とも大会ウェブサイトにも活動発表動画を掲載する Web 発表形式で実施した。また、全国大学生環境活動コンテスト（ecocon2020）に共催として参画し、計 10 回の交流機会を創出した。
- ユース世代を対象とした環境保全や SDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計 4 回実施した。
- 研修事業の一つである若手プロジェクトリーダー研修については、集合型での開催を断念し、年 3 回の研修機会のほとんどをオンライン形式に切り替え予定どおり実施した。
- 新型コロナウイルス感染症の活動影響調査において助成先団体が必要としている支援の把握に努め、その調査結果を踏まえ、各種情報提供のほか、オンライン活用セミナー（3回）や助成先団体間意見交換会（3回）を実施した

<課題と対応>

- 引き続き新型コロナウイルス感染症が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられない中、令和 2 年度の成果と社会状況を踏まえ、必要に応じてインターネットを活用したオンライン参加型の方法を取り入れるなど、有意義かつ効率的な方法を検討し実施する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	—	第 3 期中期 目標期間実 績：平均 2 回 ／年	10 回 （8 地方 大会、全 国大会、 ecocon）	10 回 （8 地方 大会、全 国大会、 ecocon）			
ユース世代を対象とした研修実施回数	—	第 3 期中期 目標期間実 績：平均 4 回 ／年	6 回	4 回			
研修受講者アンケートによる肯定的評価	—	第 3 期中期 目標期間実 績：平均 95.4%	98.5%	95.9%			

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 環境保全活動を行う人材の創出

① 大会の実施

i) 全国ユース環境活動発表大会の実施

開催時期において新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたが、過年度に参加した高校にヒアリングし、活動状況や参加意思を確認したところ、令和2年度も継続的に実施することが全国の高校生の取り組む意欲の促進につながると判断し、集合型ではない形での実施を検討した。共催である環境省及び国連大学サステナビリティ高等研究所と協議を重ね、初の試みではあるが、地方大会、全国大会ともに、大会ウェブサイトには高校生の活動発表動画を掲載するWeb発表形式で実施することとした。

全国の87団体から応募があり、12月に開催した地方大会（審査会）には一次審査を通過した85団体が出場し、オンラインで開催した審査会、及び高校生による投票の結果、令和3年2月に開催する全国大会（審査会）に進出する16団体が決定した。

全国大会は地方大会同様、オンラインによる審査会と高校生による投票を行い、環境大臣賞や環境再生保全機構理事長賞などの受賞団体が決定した。また、全国大会出場団体の高校生同士でオンライン交流会を開催したほか、環境大臣賞を受賞した宮城県農業高等学校の生徒が、小泉環境大臣及び笹川環境副大臣との懇談をオンラインで行った。

参加校は令和元年度の約半分とはなったが、他の多くのイベントが中止に追い込まれる中、参加校の生徒・教師、関係各機関、支援を頂いている企業からもオンライン等で実施したことについて好評を頂いた。

また、発表動画をホームページに掲載したことにより、発表内容を見直すことができるという利点も生じた。

○第6回全国ユース環境活動発表大会概要

主催：全国ユース環境活動発表大会実行委員会

（環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所）

後援：読売新聞社

協賛：キリンホールディングス株式会社、協栄産業株式会社、SGホールディングス株式会社、株式会社タニタ

協力：環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）、

地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）、ESD活動支援センター

<発表大会開催可否判断のための高校ヒアリング結果（6月）>

■環境活動の実施状況の現状と今後の見通しについて

- 学校は再開しましたが、活動はまだ実施できていません。7月以降通常に戻れば活動が進むと思います。
- 活動は再開したが、卒業した3年生から在校生への引継ぎが満足にできなかった。充実した活動ができるかどうかはわからない。
- 外部との接触や課外活動の制限が有り、学校内だけの活動に留まっている。今後も、外部での活動においては見通しが立っていない状況。

■現時点でのWeb発表大会への応募に向けたご意向

- 面白い方法だと感じます。現時点では、是非参加したいと考えております。
- 今年の3年生に少しでも活躍できる機会を頂ければと常に思っているところです。
- 生徒の活動が始まったばかりなので、今後の活動予定等はこれから検討します。
- どのような形で活動が再開できるか見込みは立ちませんが、生徒たちは意欲を見せていますので、参加したいと思っています。
- 生徒の発表の機会を与えるためにも、こういった大会を開催していただくと非常にありがたいです。
- 貴大会において生徒が得られる最も大きな利点は、同じ環境活動に取り組む高校生、言わば“同志”との交流を深め、自らの活動を見つめ直す機会を頂戴できること。
- 会場型発表大会に中止のご判断が下されたことは、残念でなりません。
- 交流会・無観客でもよいので、会場で行って発表できると生徒もモチベーションは上がると思います。
- 商業高校も研究発表大会などが中止になっているため、大会があれば参加します。

〈第6回全国ユース環境活動発表大会（結果）〉

賞	高校名	活動名
環境大臣賞	宮城県農業高等学校	サクラの新品種開発で桜の緑被率を上げる～被災農業高校が立ち向かう震災10年目の挑戦！～
環境再生保全機構 理事長賞	長崎県立諫早農業高等学校	規格外みかんが生み出す新たな地域興しと廃棄物の再利用
国連大学サステナビリティ高等研究所所長賞	富山県立滑川高等学校	持続可能な社会を目指した未利用資源イワシの活用
読売新聞社賞	愛媛県立長浜高等学校	日本発の高校内水族館「長高水族館」プロジェクト
高校生が選ぶ特別賞	青森県立むつ工業高等学校	R2 地中熱利用による融雪研究班
先生が選ぶ特別賞	長野県長野高等学校・長野日本大学高等学校	海無し県長野からプラゴミを無くす！「清走中～Run for trash～」
優秀賞	北海道標茶高等学校	学ぼう自然、守ろう環境 私たちが発信する自然再生意義
〃	北海道美幌高等学校	オホーツクの自然を守れ！PART3 オホーツクで実践した水と生き物を守る活動
〃	東京都立富士高等学校	“えこま”を創る！
〃	東京都立府中東高等学校	室内における養殖技術の確立
〃	大阪府立豊中高等学校 能勢分校	高校生の提案で地域電力会社設立！～エネルギーを変える。まち

		が変わる。～
〃	京都府立北稜高等学校	地域を結ぶ環境委員会の取組～ KESを基盤とした環境保護活動～
〃	広島県立世羅高等学校	ネズミサシを用いたアロマオイル で里山保全を 未利用資源の新たな 利用価値を見つけよう
〃	広島県立祇園北高等学校	太田川におけるプラスチックごみ の輸送過程と、効率的な回収につ いての研究
〃	香川県立多度津高等学校	地域とともに歩む環境活動～今年 度も継続！地球の未来を考えた取 り組み～
〃	福岡県立伝習館高等学校	絶滅危惧種ニホンウナギの水槽か ら生命に支えられた持続可能な社 会を展望する

ii) 全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2020) の共催

令和3年2月15日(月)に開催された全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2020)に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。

なお、参加団体数は11団体であった。

② ユース世代を対象とした研修等の実施

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年各地で実施している集合型の研修の開催は見送った。

一方で、感染症対策を十分に講じたうえで、大学生向けのオンライン座談会(2回)と、協賛企業の協力を得て高校生向けの企業研修、及び高校生向けのオンラインセミナーを行った。

〈高校生・大学生向け研修等の開催状況〉

年月	内容	実施地	参加
令和2年 8月17日(月)	大学生SDGs Web座談会 (慶応義塾大学、東京都市大学、お茶の水女子大学、横浜市立大学)	オン ライ ン	4校 6名
令和2年 11月7日(土)	高校生企業SDGs研修 (栃木農業高等学校) ※株式会社タニタの協賛で実施	東京 都	1校 4名

令和3年 2月2日(火)	大学生SDGs Web座談会 (獨協大学、新潟国際情報大学、福岡工業大学、法政大学、立教大学、清泉女子大学)	オンライン	6校 8名
令和3年 3月20日(土)	東北地区高校生SDGsセミナー (秋田県立能代高等学校、盛岡市立高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、山形県立山形西高等学校、山形県立米沢興譲館高等学校、宮城学院中学校高等学校、福島県立あさか開成高等学校、福島県立福島西高等学校)	オンライン	9校 40名

(B) 研修・調査等事業の効果的な実施

令和2年度は、計13回、延べ231名に対して研修を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、Web会議システムの活用、動画のWeb配信等の工夫を行った。また、一部の研修については中止又は延期した。

① 研修・調査の企画運営

i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施

令和2年度は、(1)助成事業(C)③「人材の育成と定着を図る助成方法の検討」で記載したとおり、助成事業において中心的に活動する若手(第5期6名、第6期12名、第7期8名の計26名)に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムについてWeb会議システムを活用した研修を行った(第5期の第2回目フィールド実習のみ、集合・対面で実施。)

〈令和2年度 若手プロジェクトリーダー研修年間プログラム〉

	第5期	第6期	第7期
第1回	8/24(月)、25(火) ・ステークホルダとの協働 ・協働の観点でプロジェクトを捉える	6/29(月)、30(火) ・合意形成プロセスデザイン ・課題と解決策の明確化	・活動計画の策定方法 ・指標(アウトカム、アウトプット)の設定
中間共有	—	8/18(火)	8/6(木)、27(木)
第2回	10/5(月)、6(火) フィールド実習(静岡県富士宮市)	・協働 ・リーダーシップ	・団体と自身の軸の理解
中間確認	12/18(金)	12/18(金)	—
第3回	・3年間の事業・研修の振り返り	1/19(火)、20(水) ・コレクティブ・インパクト	・協力のデザイン ・プロジェクトに必要な資

	・今後のキャリアデザイン	・2年目研修の総括・発表	源
--	--------------	--------------	---

ii) 活動影響調査で把握したニーズに基づく意見交換会、セミナーの実施

(1)(A)②で実施した活動影響調査において把握した助成先団体のニーズに基づき、「公的支援に関する情報提供（給付金・補助金情報）」として、国等が行う感染症対策関連情報や支援制度をリンク集としてまとめたものをホームページに特設サイトとして開設した。(8月)

また、活動への具体的な影響やオンライン活用の上での工夫などに関する意見交換会や、オンラインでの組織運営の工夫等に関するセミナーを、10～3月に各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。

	内容	参加者数 (3回の延べ人数)
オンライン意見交換会	新型コロナウイルスによる活動への影響や、アクション・工夫、オンライン活用のメリットや難しさ、今後に向けての構想などをテーマに意見交換会を実施	20名
オンライン活用セミナー	新型コロナウイルス影響下での組織運営やコミュニケーションの取り方に関する、さまざまなアイデアやノウハウの提案などを目的に、セミナーを開催	75名



(基金HPにおける情報提供)



(第3回NPO・NGOオンライン意見交換会)

iii) 海外派遣研修の実施

令和元年度(令和2年2月5日～2月24日)にインドネシアで実施した環境ユース海外派遣研修において、研修後に予定していた「研修報告会」は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったが、令和2年度にオンライン形式で開催した。(9

月)

なお、令和2年度における研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により見送った。

iv) 研修受講者アンケート

実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で95.9%であった。

(資料編 P65_地球8 令和2年度研修・講座等実施状況)

② SDGs 等に関する研修等の実施

ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を4回実施した。

(3)地球環境基金の運用等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- ホームページやツイッター及びインスタグラムの SNS や動画配信による発信強化、広報誌等の各種媒体の活用等により、地球環境基金事業の広報・周知を積極的に進めた。
- 新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響が大きく、地球環境基金を取り巻く状況がより一層厳しい中であって、地球環境基金企業協働プロジェクトへの特定寄付金について、令和2年度も第3期中期目標期間実績を上回る 18,000 千円の寄付を獲得することができた。
- 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、市場等の動向を一層注視しつつ、環境への配慮を踏まえた運用を行った。

<課題と対応>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種環境イベント等の開催が中止される場合、来場者へ地球環境基金事業の紹介を通じて理解促進を図ることが困難な状況になることも想定される。引き続きオンライン等の手法を活用したより効果的な広報活動及び広報機会の確保に努める。
- 依然として新型コロナウイルス感染拡大が社会に与える影響が大きい状況において、地球環境基金企業協働プロジェクトに対し企業に理解を頂くと共に引き続き参画を得るよう働きかけを行う必要がある。そのために、寄付による地球環境基金事業への効果の「見える化」を図ることで、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋げていきたい。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	—	—	ツイッター一掲載数：118件、フォロワー数：484人 インスタグラム掲載数：91件、フォロワー数：167人	ツイッター一掲載数：145件、フォロワー数：708人 インスタグラム掲載数：129件、フォロワー数：320人			

特定寄付金の受け入れ金額	—	第3期中期 目標期間実績：平均 13,750千円	18,000千 円	18,000千 円			
基金の運用益	—	第3期中期 目標期間実績：平均185 百万円	82百万円	88百万円			

○その他の指標

○評価の視点

年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実

① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保

i) ホームページ、SNS を通じた広報

ア. ホームページを通じた広報

ホームページにおいて助成活動を紹介し、環境 NGO・NPO 活動や基金事業に対する理解促進を図った。

イ. SNS（ツイッター及びインスタグラム）による情報発信

SNS を活用し、助成先団体の活動情報やユース事業、イベント等の周知などについて投稿することによる情報発信を行った。投稿に当たっては画像や動画を効果的に活用するとともに、ツイッターとインスタグラムの情報の相互活用を進めることにより認知度向上に努めた。

投稿数及び投稿を見て地球環境基金事業に関心を持ち、フォロワーとなった人数は以下のとおり。

	投稿数	フォロワーとなった人数
ツイッター	145 件 (118 件)	708 人 (484 人)
インスタグラム	129 件 (91 件)	320 人 (167 人)

(注) 括弧書きは、令和元年度の投稿数又は令和元年度末のフォロワー数

さらなる認知度向上を目的として、幅広い層が関心を持てるよう漫画を用いた地球環境基金のイメージアップのための発信用コンテンツを制作する取組や、一般的に知名度の高いキャラクターとのコラボレーションを図る取組、また、ツイッターとインスタグラムの目的、方向性等を整理し、更なる SNS の効果的な活用に向けた検討などを進めた。

ii) 新聞、広報誌等による広報

新聞や高齢者向け情報誌等を活用して、地球環境基金事業の紹介等、各種周知の時期や購読層を考慮して行った。

また、広報誌「地球環境基金便り」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンラインによる取材方法を取り入れて制作を進め、9月と3月に発行した。さらに、

令和元年度から引き続き、AR（拡張現実）アプリを活用し、スマートフォン等から手軽に助成先団体の活動動画等を閲覧することができる仕組みを取り入れた。

（参考）地球環境基金便り

- ・第49号 特集：『食と環境』（9月）
- ・第50号 特集：『環境×防災』（3月）

発行部数：各号38,500部

送付先：約8,000箇所（寄付者、自治体、高等学校、NPOセンター等）

このほか、地球環境基金事業および寄付の実績についてパンフレット等による周知を行った。また、12月に発行した「地球環境基金レポート」では、事例普及を行うために優れた取組をベストプラクティスという形で報告し、寄付者や令和2年度助成先団体など735箇所に案内した。

iii) イベント等への出展

新型コロナウイルス感染拡大の影響により大半の各種環境イベント等の開催が相次いで中止等となる中、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの認知度向上を目的とした、地球環境基金の概要や助成事業の紹介用動画を制作した。また、11月に開催されたエコプロ online2020 等に出展した。オンライン開催のメリットとして、遠方等の理由から今まで会場に来ることができなかった方々へ紹介出来た一方、対面と比較してアンケート等の来場者の声を聞き取る機会が大きく減少したことが課題となった。

iv) 個人や企業等による寄付の確保

上記 i) ~ iii) のとおり、地球環境基金事業の認知度向上に務めた。また周知活動に当たっては、地球環境基金企業協働プロジェクトのほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響により自宅で過ごす時間が長くなる中、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本 d e 寄付）などについて積極的に広報を行った。これら総合的な広報活動のほか、寄付者に対する謝意として、領収書や感謝状の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた結果、個人寄付の大幅な増加に繋がった。また、新たに金融機関等のプログラムを活用し、幅広い寄付の受入に繋がるよう努めた。

このような取組の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても個人や企業から環境保全活動支援への変わらぬ賛同を頂き、令和2年度については寄付額 23,896 千円（令和元年度 22,015 千円）、寄付件数 1,179 件（令和元年度 905 件）と令和元年度を上回った。

② 地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得

環境 NGO・NPO の環境保全活動（LOVE BLUE 助成）に支援をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して報告を行うなど、新型コロナウイルス感染拡大で厳しい社会情勢においても本プロジェクトの意義をご理解いただき、令和元年度と同水準の寄付を得ることができた（総額 15,000 千円、令和元年度同額）。

また、全国ユース環境ネットワーク促進事業に対しては、令和元年度と同件数となる4社から賛同をいただいております、同水準の寄付を得ることができた（総額3,000千円、令和元年度同額）。

(B) 安全かつ有利な資金運用

① 安全かつ効率的な運用

市場金利は継続的に低水準であるが、運用方針に従い、安全性を最優先に、環境への配慮を踏まえつつ、中・長期的に償還時期の平準化など効率的な運用を行った。

（資料編 P102_共通 4 運用方針について）

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

【令和2年度の概況】

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)等に基づき、事業を遅滞なくかつ着実に遂行するとともに、処理期限(令和9年3月)を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど基金の適正な管理を行った。

また、令和2年9月の制度改正(代執行支援事業の対象範囲拡大及び軽減事業の適用拡大)について、業務方法書等の改正を行い対応した。

引き続き、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営に取り組んでいく。

(1) 助成業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。
- 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等に対し適正に審査及び交付を行うとともに、基金の管理状況をホームページ上で公表した。

<課題と対応>

- 令和元年度に引き続き令和2年度においても助成対象範囲の変更を目的とする法改正が行われ、機構においても業務方法書及び交付要綱の改正を行った。今後も同様の事例が生じれば速やかに対応する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
審査基準、審査状況等の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：4回/年	4回	4回			
基金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：1回/年	1回	1回			

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営

① 助成金の審査基準、審査状況

中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で令和2年5月29日に交付決定し、支払申請に対して全4,365件を適正に処理して2,871,865千円の助成金を交付した。

なお、令和2年度における都道府県知事等による代執行の実績はなかった。

（資料編 P66_PCB1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金の概要）

(B) 基金の適切な管理

① 基金の適正な管理及び管理状況の公表

処理期限を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行った。

また、基金の管理状況（拋出状況、助成状況、運用状況等）について令和2年8月3日にホームページで公表した。

(C) 制度改正への対応

令和2年9月に、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正により代執行支援事業の対象範囲が拡大された。併せて、軽減事業の適用拡大（収集運搬費用等への助成、処理責任を有しない者が保管する PCB 廃棄物処理に適用する助成率の変更、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた保管事業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物に係る追加助成及び一般廃棄物となる高濃度 PCB 廃棄物の処理費用の助成）が行われた。これらの改正に伴い、業務方法書及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱等を改正した。制度改正に伴い、助成案件数の増加を前に事務作業を見直し、対応した。

(参考) 基金の管理状況

（単位：百万円）

令和元年度末残高	令和2年度増減額	現在残高
35,567	△2,855	32,713

※増減額には助成金交付額のほかに運用収入等を含む

（資料編 P102_共通4 運用方針について）

5. 維持管理積立金の管理

【令和2年度の概況】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づき、特定最終処分場設置者(以下「設置者」という。)が積み立てる維持管理積立金について、許可権者と連携し管理業務を行うとともに、設置者へ運用状況等の情報提供の通知を行った。

(1) 管理業務

■ 自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

- 設置者への維持管理積立金利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。
- 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。

< 課題と対応 >

- 最終処分量の減少により最終処分場の稼働期間が長期化し積立金の預り期間に影響している。引き続き、許可権者との情報共有を図り適正な管理につなげていく。

< 主要な経年データ >

○ 主な定量的指標

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
< 関連した指標 >							
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1,203回／年	1,180回	1,178回			
維持管理積立金の管理状況の公表回数	—	第3期中期目標期間実績：平均1回／年	1回	1回			

○ その他の指標

—

○ 評価の視点

年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■ 項目別の主要な業務実績

(A) 透明性・公平性の確保

- ① 情報提供及び適切かつ確実な事務
 - i) 利息の払渡し

令和元年度以前に通知した運用利息のうち希望する設置者に対し 719 件 229,231 千円の払渡しを行った。(令和元年度 602 件、328,813 千円)

ii) 利息の通知

令和 2 年度運用利息額の通知を令和 3 年 3 月に行った。(1,177 件)

iii) 積立て及び取戻し

設置者からの積立て及び取戻しについて、設置者への預り証書の発行・送付を遅滞なく行った。令和 2 年度において積立てがあった最終処分場数及び金額は 647 件、7,409,932 千円、取戻しについては 48 件、560,592 千円であった。

(令和元年度 積立て : 677 件、7,686,556 千円、取戻し : 53 件、991,954 千円)

また、許可権者(102 都道府県等)に対し、令和元年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した。

(資料編 P68_維持 1 維持管理積立金制度の概要)

(B) 維持管理積立金の適正な管理

① 管理状況の公表

適正な維持管理を促進するため、令和元年度分の維持管理積立金の管理状況(積立て及び取戻し状況)について、令和 2 年 5 月 14 日にホームページで公表した。

(参考) 維持管理積立金の管理状況

(単位 : 百万円)

令和元年度末残高	積立額	取戻額	令和 2 年度末残高
110,982	7,410	561	117,831

(資料編 P102_共通 4 運用方針について)

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

【令和2年度の概況】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても感染防止対策を実施した上で業務遂行に必要な体制を確保し、無料電話相談及び申請等受付業務を継続した。無料電話相談等については4,749件に対応し、申請数は1,190件となった。

なお、感染拡大を受け、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）及び同審査分科会（以下「審査分科会」という。）での審議が3カ月間開催されなかったことにより、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの処理期間は年間平均212日となった。このような状況下においても判定小委員会等の再開後、迅速な認定等決定をすることが出来るよう、継続して医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集することに努めた。

一般向け周知広報として、令和4年3月27日に請求期限を迎える特別遺族弔慰金に関する内容についてWeb・雑誌・新聞等により実施した。また、医師向け周知広報の学会セミナーに関しては、オンラインや誌面開催を活用するとともに、保健所説明会については制度等に関する動画をホームページに掲載するなどの対応を行った。

（1）認定・支給に係る業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、判定小委員会等審議会が3カ月間開催できなかったことにより、目標と定めた処理日数122日に対し212日となったが、審議会の開催延期期間中においても医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、判定小委員会の審査において必須となる免疫染色検査結果の提出を求めることなどにより、影響を最小限に食い止める努力を行った。
- 判定小委員会において必要となる免疫染色検査結果について、当該検査が未実施の案件については機構が実施するなど、環境省への判定申出前から資料等の収集に努めた。
- 緊急事態宣言下においても、適切な感染症対策を実施し業務遂行に必要な体制を確保の上、無料電話相談及び申請等受付業務を継続した。また、判定小委員会及び審査分科会の開催延期及び再開時点において、全ての申請者等に対して審議会の開催状況について通知するなど、丁寧に対応した。
- 判定小委員会及び審査分科会が開催延期になったことにより審議保留となっている案件を解消するため、令和3年3月より審査分科会の開催回数を増やすこととなり、それに対応するため当面の間、機構から環境省への人的支援を行うなど各種の調整を行った。
- 医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行った。
- 認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い認定更新に係る事務を適切に行った。

<課題と対応>

- 新型コロナウイルス感染症の影響により判定小委員会及び審査分科会において審議が遅れている案件の解消に向けて、機構から環境省への人的支援を行うなど適宜対応する。また、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行うなどの取組を引き続き実施する。
- 被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- 認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等についても一部実施が困難となることが考えられるが、Webを活用した対応に切り替えるなど、感染症の影響に応じて臨機応変に対応する。
- 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限(令和4年3月27日)の周知徹底を図る。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	第3期中期目標期間実績（平均122日）を維持	第3期中期目標期間実績（平均122日）	95日	212日			
<関連した指標>							
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数	—	第3期中期目標期間実績：平均12回/年	12回	12回			
療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	—	第3期中期目標期間実績：平均17日	19日	17日			
請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%			
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第3期中期目標期間実績：100%	100%	100%			
窓口相談、無料電話相談件数	—	第3期中期目標期間実績：平均5,688件/年	5,683件	4,749件			
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22回	23回			

保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第3期中期 目標期間実績:平均13回/年	14回	1回			
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第3期中期 目標期間実績:各1回/年	各1回	各1回			
救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成29年度 実績:1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院			
医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第3期中期 目標期間実績:平均14回/年	13回	6回			
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率(※派遣職員等を含む)	—	第3期中期 目標期間実績:100%	100%	100%			

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・ 認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・ 被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。
- ・ 適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。
- ・ 保健所等の窓口担当者に対して、石綿健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供が行われているか。
- ・ 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等に対する制度周知が適切に行われているか。
- ・ 個人情報の管理等に万全の対策が講じられているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有

① 医学的資料の適切な収集等

1,190件（令和元年度：1,334件）の申請等を受け付け、894件（同1,186件）の認定等処理を行った。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は212日（同95日）である。このうち、1回の医学的判定で認定等の決定がされたものは平均182日（同61日）、追加資料が必要とされた案件は平均270日（同157日）である。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度末から引き続き令和2年5月下旬まで、環境省の判定小委員会及び審査分科会の開催が延期となり、再開後もWeb会議による審議となったことから、環境大臣へ初回の医学的判定の申出を行い審議待ちとなっている案件が、令和元年度末の77件から令和2年度末は519件へと増加し、その影響を受けて、認定等処理件数は減少し、平均処理日数は増加した。

このような状況下においても判定小委員会及び審査分科会の再開後、速やかに医学的判定申出を行い、1回の医学的判定で迅速な認定等決定をすることが出来るよう、継続して医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集することに努めた。また、環境省の審議会の開催延期及び再開時点において、全ての申請者及び請求者の方に対して通知を発送し（延期時326名、再開時571名）、審議会の開催状況について丁寧に説明を行った。

なお、判定小委員会及び審査分科会が再開された令和2年5月27日以降に受け付けた案件の判定申出までの平均日数は31日（同29日）となり、令和元年度とほぼ同程度であった。

<令和2年度 受付状況> (単位：件)

申請区分	療養者	未申請死亡者	施行前死亡者	計
受付件数	978 (1,070)	200 (246)	12 (18)	1,190 (1,334)

(注) () 書きは、令和元年度の実績。

<令和2年度 認定等の状況> (単位：件)

申請区分	処分等	療養者	未申請死亡者	施行前死亡者	計
認定等件数	認定	581(783)	97(172)	8(12)	686(967)
	不認定	122(142)	44(59)	2(4)	168(205)
	取下げ	34(13)	4(1)	2(0)	40(14)

(注) () 書きは、令和元年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。

(資料編 P69_石綿1 申請書等の受付状況と認定等状況 (令和2年度))

(資料編 P72_石綿2 審査中の案件に係る状況 (令和2年度))

(資料編 P73_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (令和2年度))

(資料編 P74_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から令和3年3月31日までの累計))

(資料編 P75_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (令和2年度))

(資料編 P76_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から令和3年3月31日までの累計))

<令和2年度 療養者及び未申請死亡者に係る平均処理日数等> (単位: 日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出 までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	212 [182] (95)	182 [180] (61)	53 [31] (29)	555 [251] (750)
追加資料が必要と されたもの		270 [217] (157)		289 [18] (406)

(注) () 書きは、令和元年度の実績。計数は新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除く。[] 書きは、判定小委員会及び分科会が再開された令和2年5月27日以降受け付けた案件の日数と件数。

(参考)

<令和2年度 療養者及び未申請死亡者に係る平均処理日数分布状況>

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	令和元年度
60日以下	5件	5件	0.6%	34.8%
61~90日	38件	43件	5.1%	58.9%
91~120日	26件	69件	8.2%	71.9%
121~150日	42件	111件	13.2%	84.6%
151日以上	733件	844件	100.0%	100.0%
総 計	844件			

<令和2年度 審査中案件の進捗状況>

(単位: 件)

	R2年3月末	R2年6月末	R2年9月末	R2年12月末	R3年3月末
追加・補足資料依頼中	128	146	129	98	99
初回医学的判定申出済	77	428	502	532	519
機構審査中	231	141	119	101	114
合計	436	715	750	731	732

(資料編 P77_石綿 7 認定等に係る処理日数 (令和2年度))

② 保健所窓口担当者への周知徹底等

i) 保健所説明会

保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブロック等で開催予定だった保健所説明会について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から現地開催を中止とした。代替措置として、外部の医師の協力も得て、救済制度及び申請・給付の手続に関する動画を制作し、ホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。

ii) 地方公共団体研修会

地方公共団体（千葉県）が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、地方公共団体担当者を対象とし、顧問医師等の専門医より医学的講演を、機構職員より制度等の説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った（11/19）。

iii) 保健所窓口担当者への周知徹底

保健所において必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、委託業務取扱要領やQ&A集の見直しを行い、全国の保健所に発送した（7月）。また、受付方法や機構までの送付方法について、定期的にメールにて情報提供等を行うなどのフォローアップを行った。さらに、保健所において円滑に受付業務がなされるよう訴求効果の高いポスターを配布するなど情報提供等を行った（3月）。

（資料編 P79_石綿8 保健所説明会等実績（令和2年度））

③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえるよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を月次で取りまとめ、令和2年度は厚生労働省に12回の情報提供を行った。（令和元年度12回）

(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請のための被認定者支援

① 部署内の緊密な連携、被認定者等への案内資料の見直し

被認定者等に対し総額36億4,063万円（令和元年度：42億2,343万円）の支給を行った。認定後速やかに支給を行うため、次の取組を推進した。

認定通知を行う部署と緊密な連携を図ることで、第3期中期目標期間と同じ平均処理日数で支給を行った。（初回療養手当の認定から支給までの日数：第3期中期目標期間の平均処理日数17日に対し、平均処理日数は17日（令和元年度：平均処理日数19日））。

認定疾病と直接死因が異なる場合、別途、死因に関する医師意見書の作成が必要となるケースがあるため、その旨を案内資料に記載するなどの改訂をし、遺族の負担軽減、葬祭料等の早期支給に努めた。

仮に執務室が完全閉鎖になった場合、非常時優先業務である療養手当（継続）と医療費（現物給付）の支払いが行えなくなることを想定し、通常よりも前倒しして作業が行えるよう環境を整えた。

（資料編 P80_石綿9 救済給付の支給件数・金額（経年変化）（平成18年度～令和2年度））

② 法に定められた請求期限等の案内等

時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない場合は再案内を実施した。

③ 認定更新の未申請者への状況確認・再案内等

認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、十分な期間を見込んで手続を進め、更新申請の申請を行った被認定者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に、認定更新等の決定を行うため以下の取組を実施した。

- ・ 認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・ 満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・ 満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の状況や外出自粛の要請等により、認定更新の対象者が更新手続に必要な書類の入手が困難である等の諸般の事情を考慮し、法令に基づき、更新手続に係る申請期間の延長を実施した。

④ 被認定者等のニーズの把握、制度運営への反映

被認定者等の状況、ニーズを把握するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。

i) アンケート調査の実施内訳

- ア. 制度利用（石綿健康被害医療手帳所持者）アンケート（4月発出、回収数1,278件／送付数1,423件）
- イ. 被認定者（療養者）アンケート（認定時、回収数409／認定者数581）
- ウ. 未申請死亡者遺族アンケート（認定時、回収数65／認定者数97）
- エ. 施行前死亡者遺族アンケート（認定時、回収数6／認定者数8）

（資料編 P81_石綿10 被認定者等アンケート概要（令和2年度））

(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の効果的な周知

① 効果が高い広報媒体の選択、全国規模の広報

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた令和3年度の全国規模の広報の実施等について、各種媒体の制作を行った。

i) ホームページでの情報提供

機構ホームページのアスベスト（石綿）健康被害の救済サイトにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。

（資料編 P83_石綿11 ホームページアクセス数（令和2年度））

ii) 環境展における広報

新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、イベントにおける広報を実施した。

- ・エコプロ Online 2020 (11/25~28)
- ・エコライフ・フェア 2020 Online (12/19~1/17)

② 救済制度に関する相談への的確な対応

i) 制度等に関する相談等

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、交替勤務を行うことで窓口閉鎖は行わず、一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ丁寧に対応した。

- ア. 窓口相談件数 32 件 (令和元年度 54 件)
- イ. 無料電話相談件数 (石綿救済相談ダイヤル) 4,717 件 (令和元年度 5,629 件)

(資料編 P84_石綿 12 窓口相談・無料電話相談件数 (令和2年度))

ii) 住民説明・相談会等

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を行いつつ、住民説明・相談会等の実施方法について模索したが、実施には至らなかった。

③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限 (令和4年3月27日) の周知

中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求期限の周知を次のとおり行った。

- ・ 機構石綿ウェブサイトを改修し、特設バナーを設置 (6/8)
- ・ 新聞広告による周知 (毎日新聞 9/27)
- ・ 学会セミナーにおける周知
 - 第 61 回日本肺癌学会学術集会 (11/12)
 - 第 66 回日本病理学会秋期特別総会 (11/13)
 - 第 60 回日本臨床細胞学会秋期大会 (11/21)
- ・ 地方公共団体研修会 (千葉県) による周知 (11/19)
- ・ イベントにおける周知
 - エコプロ Online 2020 (11/25~28)
 - エコライフ・フェア 2020 Online (12/19~1/17)
- ・ 日刊紙「経済産業公報」理事長インタビューによる周知 (1/5)
- ・ 雑誌による周知 (週刊文春 1/21)
- ・ 群馬県医師会主催研修会 (1/28)
- ・ 機構ホームページへの制度説明動画の掲載による周知 (2/10)
- ・ 学会セミナーによる周知 (第 28 回日本 CT 検診学会学術集会 2/21)
- ・ 医療系雑誌による周知 (画像診断 1~3 月、ナーシング 1、2 月)
- ・ 新聞広告による周知 (毎日新聞 3/13・3/14、3/21、産経新聞 3/14、3/21)

- ・保健所等受付業務担当者向け一斉メールによる周知（3/30）



<新聞広告（全国紙）>

④ 医療関係者等への救済制度の周知

i) 医療関係団体等との協力による救済制度の周知

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、医療関係団体等との協力による救済制度の周知を実施した。

- ・日本医療ソーシャルワーカー協会ホームページに「制度周知のお知らせ」を新たに掲載（12/15）
- ・日本癌学会ホームページに「制度周知のお知らせ」を新たに掲載（12/17）
- ・都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の会員病院への情報配信（1/12）
- ・日本訪問看護財団ホームページにバナーを新たに掲載（1/13）
- ・日本肺癌学会ホームページにバナーを継続して掲載（通年）

ii) 「石綿による肺がん」の重点的な周知

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、学会セミナーにおいて石綿による肺がんをテーマに取り上げて説明を行った。

iii) 医療専門誌への広告等掲載

広告等掲載する医療専門誌を選定し、調達を行った。

- ア. 医師向けの専門誌「画像診断」に制度に関する広告を掲載した。（1月、2月、3月）
- イ. 看護師向けの専門誌「ナーシング」に制度に関する広告等を掲載した。（1月、2月）

⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供

機構ホームページのポータルサイトにおいて、中皮腫に係る総合的な情報を提供した。また、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。

- (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表
- ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等
 - i) 保健所説明会 ((A) ② i) と同様のため省略)
 - ii) 地方公共団体研修会 ((A) ② ii) と同様のため省略)
 - ② 申請・請求の受付及び認定の状況 (月次・年次) の集計・公表
毎月の最新情報をホームページ上で公表した。
 - ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表
申請・認定の状況、救済給付の支給状況等を取りまとめた石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料を作成し、ホームページ上で公表した (9月)。
 - ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表
救済制度における申請時に提出のあった任意のアンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した (3月)。
- (E) 医療従事者等への効果的な情報提供
- ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布
令和元年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 1,936 病院のうち、廃院等 8 病院を除く 1,928 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等 14 病院に対して、医師、医療機関向け手引を送付した (3月)。
 - ② 学会等におけるセミナーの開催
 - i) 学会セミナーの開催
新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、学会セミナーを 5 回開催した。
 - ・ 第 61 回日本肺癌学会学術集会 (11/12、現地開催)
 - ・ 第 66 回日本病理学会秋期特別総会 (11/13、現地開催)
 - ・ 第 60 回日本臨床細胞学会秋期大会 (11/2、現地開催)
 - ・ 第 68 回日本職業・災害医学会学術大会 (11 月、誌上開催)
 - ・ 第 28 回日本 CT 検診学会学術集会 (2/21、オンライン開催)
 - ii) 医師会主催研修会 (群馬県)
地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画により実施)
- (資料編 P85_石綿 13 学会等におけるセミナー実績 (令和 2 年度))
- ③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事業

医学的判定に関する留意事項（平成18年6月6日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）を踏まえ、認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得て以下の事業を実施し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元する。

i) 中皮腫細胞診実習研修会の開催

中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の診断精度の向上等を目的として、細胞検査士を対象にした中皮腫細胞診実習研修会の開催については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止とした。

ii) 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関（13機関）が参加する石綿小体計測精度管理事業を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web会議で実施した（3月）。

(F) 個人情報管理等の対策

① 申請書類等の管理を厳格化、職員研修の実施等

i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護

石綿健康被害救済業務に係る個人情報の保護に万全を期すため、以下の取組を行った。

ア. ヒヤリハット事例の活用

インシデントには至らないヒヤリハット事例を日常的に収集し、また、ヒヤリハット事例の対策が励行されているか、点検表を用いて定期的なモニタリングを行う仕組みを設けて、点検を実施した（11月）。

イ. 職員研修

情報セキュリティ及び個人情報保護について、総務部が行う研修に加え、石綿健康被害救済部独自に、部に所属する全職員（派遣職員等を含む。）を対象に、意識の向上を図るための研修を実施した（参加率100%）（6月）。研修後、理解度確認テストを実施し、事後フォローを実施した（8月）。また、新任者に対して適宜研修を実施した。

② 情報通信技術の利活用

i) 認定・給付システムの利活用等

毎月、認定・給付システムの保守ベンダーによる定期点検を実施し、安定的な運用に取り組んだ。また、認定給付システムの改善要望を部内で確認し、保守契約の範囲で対応可能なものは優先度を設定して対応した（3月）。

ii) 認定・給付システムの再構築検討

制度運営上新たな業務機能の追加、老朽化に伴う性能や保守性劣化への対応、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、電子決裁システムへの適応等のため、対応チームを7名体制で発足し、再構築の要件の検討を開始し、主な要件を策定した（3月）。今後調達の準備を進め、令和4年度下期に稼働の予定である。

iii) テレワークの活用

新型コロナウイルス感染拡大を受け、個人情報保護のルール等を改めて確認・整備した上で、テレワークを活用して職員の出勤を抑制しつつ業務を実施した。

③ より一層の業務効率化を図るための検討

救済制度への申請者数の増加傾向が続く中、限られた人員体制で効率的かつ合理的に業務を遂行するため、令和元年度より石綿健康被害救済業務のより一層の効率化を図るための検討を開始した。令和2年度は、令和元年度に整理した業務効率化案件を見直しつつ個別の取組を進めるとともに、部内外で情報共有・意見交換を図りながら、迅速な救済ときめ細やかな国民サービスの向上の両立に資する取組に着手した。

i) 効率化の取組の進捗把握及び見直し

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえて、石綿健康被害救済業務を滞りなく進めることを最優先に、令和元年度に整理した業務効率化案件の実施の可否や実施時期等の見直しを行った。

また、令和2年度に新たに提案された業務効率化案件について検討し、取組を進めた。

ii) 情報共有・意見交換

部内会議での進捗報告ほか、9月に業務効率化チームと担当理事及び部内管理職との意見交換会を実施し、情報共有と意見交換を行った。

また、11月に役員への報告会を実施し、本取組への理解を深めた。

iii) 迅速な救済ときめ細やかな国民サービスの向上の両立に資する取組の事例

医療分野で患者対応経験を有する講師を招き、フリーダイヤル対応職員（7名）を対象に「コミュニケーション力向上のための電話対応研修」を実施した。講師の事前の職場見学に基づく個別職員へのフィードバックや実際のやりとりの録音確認等を通じて、参加者が自らの電話対応を振り返るとともに、被害者やご遺族の立場に立ったより円滑なコミュニケーションスキルの習得に励んだ。また、本研修内容を踏まえた電話対応マニュアルを作成した（1月）。

④ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理等

石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行った。

令和元年度の基金の管理状況をホームページにおいて公表した。（10月）

(2) 納付義務者からの徴収業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価をBとした。

<課題と対応>

○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<評価指標>							
納付義務者からの徴収率	第3期中期 目標期間実 績：100%	第3期中期 目標期間実 績：100%	100%	100%			

○その他の指標

—

○評価の視点

・ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 特別事業主からの特別拠出金の徴収

特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき全額を徴収した。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

【令和2年度の概況】

令和2年度においては、令和元年度終了研究課題の事後評価の上位2段階の比率が91%となり、目標を大きく上回る高い評価を得た。新規課題公募においては、技術開発の社会実装を目指した「技術実証型課題」、「若手枠課題」等について一定の採択枠を設けて公募したところ、303件の申請があり、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を大きく上回った。

新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究期間の延長、研究費の繰越し、研究計画の柔軟な変更を認める措置を講じるとともに、会計報告等の各種報告書の提出期限の延期、アドバイザリーボード会合等をWeb会議で開催するなど研究者の支援や研究成果の最大化を図るための措置を講じた。新規課題公募や各種イベント等については、Web会議を活用して実施した。また、研究費の適正執行管理のため、書面検査による代替対応も組み入れて実地検査を行った。

さらに、若手研究者の育成を支援するため、半期毎に若手研究者から提出されるレポートを通じてPOが研究遂行上の助言を行った。また、令和3年度から、若手研究者が推進費を使用して自発的な研究活動を行えるよう措置を講じた。

新型コロナウイルス感染拡大による研究進捗等への影響が懸念されることから、引き続き研究者支援等を柔軟かつ適切に行い、研究成果の最大化を図る。

（1）研究管理

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

- 終了研究課題の事後評価において、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を獲得
令和元年度に終了した55課題の事後評価を行ったところ、上位2段階（S、A評価）の課題の比率は、第4期中期計画に掲げる目標を20ポイント上回る高い評価を得ることができた。（対中期計画目標値130%）
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても研究成果を最大化するための措置を実施
新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究期間の延長、研究費の繰越し、研究計画の変更認可など柔軟な措置を講じた。また、アドバイザリーボード（AD）会合をWeb会議システムで開催できるよう研究者を支援するなど研究成果の最大化に向けた措置を実施した。
- 研究費の適正執行と研究不正の防止の取組の強化
研究費の適正執行等を図るため開催している事務処理説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が困難となったため、この代替として、会計ルール等に係る主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページに掲載することで、関係機関等に周知した。また、実地検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部は書面により実施した。

上記のとおり、本項目は、研究成果の社会実装を見据えた、研究成果の最大化を図ること

が求められる重要な業務である。終了研究課題の事後評価において、令和元年度に引き続き、中期計画の目標を大きく上回ることができたこと、さらには、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、柔軟かつ適切な措置を講じることができたことから自己評価をAとした。

<課題と対応>

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究者の要望を踏まえつつ、柔軟かつ適切な措置を講じる。また、研究成果の効果を高めるため、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>							
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：62%	86%	91%			
<関連した指標>							
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）件数	—	平成29年度実績：18件	38件	23件			
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	—	平成29年度実績：2件	8件	6件			
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成29年度委員会出席実績：無し	3回	3回			
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成29年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加			
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	—	平成29年度実績：1回	1回	1回 ^(※)			
一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	—	平成29年度実績：無し	1回				

研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度 実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載に より周知			
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度 実績：50 課 題	56 課題	55 課題 代替措置 とした書 面検査は 5 課題			

※研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

- (A) 事後評価において、「概ね当初計画とおりの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度 70%以上を確保

令和元年度に終了した 55 課題の事後評価は、全ての課題が S～B となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、91%（50/55 課題）となり、第 4 期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対中期計画目標値 130%）。

今回の事後評価を実施した研究課題は、機構への業務移管以降、新規課題の公募から研究管理、事後評価まで一連の業務を機構が行った研究課題である。業務移管以降、契約締結の早期化、繰越のしやすさの向上、キックオフ会合の開催義務化などによる研究者支援の充実等に取り組んできた結果、高い評価を得ることができた。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全研究期間の研究成果を取りまとめた終了研究成果報告書の提出期限を 5 月末に延長するとともに、事後評価の参考とするため実施する予定であった終了研究成果報告会（対面式ヒアリング）は中止した。その代替として、研究者に研究成果の概要を取りまとめたパワーポイント資料を提出してもらい、メール質疑と書面により事後評価を行った。

表 1 令和元年度終了課題（令和 2 年度事後評価結果）の評点分布

評価結果	統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保	S-14	総計
S							
S ⁻		2			1	1	4
A ⁺	1	6		2	2	1	12
A		3	5	1	7	3	19
A ⁻	1	2	5	4	2	1	15
B ⁺	1	1	1		1		4
B				1			1
総計	3	14	11	8	13	6	55

① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の試行

令和元年度に立案した客観性・定量性を高めた新評価方法による評価を令和 2 年度中間評価で試行した。

中間評価における試行結果を踏まえ、評価基準の明確化、より適切な統計的処理方法の採用など評価の精度、客観性をより一層向上することとし、2 月に開催した第 3 回環境研究推進委員会で承認を得て、令和 3 年度の間・事後評価に反映することとした。

② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実

新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないように、Web 会議システムを活用してキックオフ（KO）会合が開催できるよう研究者を支援した。プログラム・オフィサー（以下「PO」という。）は 7 月までに開催

された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。

その他、令和２年度に終了する研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研究計画の一部が実施できず、当初想定した研究成果を上げることが困難な場合、研究期間の延長（２カ月又は１年）及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。

③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施

令和２年度実施課題のうち、中間年度にあたる 67 課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題が Ｓ～Ｂ評価となり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、94.0%（63/67 課題）であった（令和元年度は 95.7%）。

５段階評価（Ｓ～Ｄ）で、下位３番目（Ｂ）以下の評価を受けた課題については、環境研究推進委員会の指摘を踏まえ、ＰＯの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。

なお、令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、中間研究成果報告書の提出期限を５月末に延長するとともに、ヒアリング評価の開催時期を７月に延期し、オンラインでヒアリング評価を行った。

表２ 令和２年度中間評価結果の評点分布

評価結果	統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保	S-17	S II-4	S II-5	合計
S		1	3	5	1				10
A	9	11	5	4	12	5	3	4	53
B	3		1						4
合計	12	12	9	9	13	5	3	4	67

※S-17は戦略的研究開発プロジェクト（Ⅰ）研究、S II-4、S II-5は戦略的研究開発プロジェクト（Ⅱ）研究

(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施

① 政策検討状況の情報提供、助言等

ＫＯ会合・ＡＤ会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、ＰＯや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。

また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、ＰＯが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。

② 知的財産出願数件の把握

機構に業務移管された平成 29 年度以降に実施された研究課題について、令和２年度に研究機関から出願された知財財産出願数は６件であった。

③ 追跡評価結果等の収集及びその活用

環境省が主催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。

なお、平成 29 年度に終了した 50 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））は 23 件であった。

第 1 回 令和 2 年 7 月 3 日

第 2 回 令和 2 年 10 月 9 日

第 3 回 令和 3 年 3 月 4 日

④ POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実

研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。

革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても指導・助言するなど、POの研究管理を充実させた。

(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進

①研究成果の普及

令和元年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和元年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。

令和 2 年 9 月 19 日に「わが国における食品ロスの実態と環境、経済、社会への影響」をテーマとしたオンラインシンポジウムを環境科学会年会と合同で開催した。本シンポジウムのテーマである、「食品ロス」は社会的な関心が高いことから、研究者以外の食品業界や一般の方々にも参加いただけるよう、対象を拡げて開催した。新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、オンライン開催としたことにより、全国各地から 157 名と多くの方々に参加いただいた。



オンラインシンポジウムチラシ



シンポジウムのオンライン動画（ZOOM ウェビナー）

② 「国民との科学・技術の対話」の支援

各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（18 件）。

③ 機構による国民対話の推進及び情報発信

推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2020年版 推進費パンフレット」を制作（5,500部）し、各研究機関、大学等に配布した。

また、環境イベント「エコプロ Online2020」は、オンライン形式による開催に変更となったことから、9月に開催したオンラインシンポジウムの動画や一般の方々の関心の高い「海洋プラスチックゴミ」等の研究課題の動画を中心に情報発信を行った。

(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組

① 使用ルールの周知徹底

研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、例年、新規採択課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会を開催しているところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から困難となったため、この代替として、会計ルール等に係る主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページに掲載することで、関係機関等に対し周知を行った。

② 実地検査の実施

研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を計画的に行うこととし、研究期間中に最低1回は行うことを基本としつつも、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、短期に集約して行うよう令和2年度の実地検査計画を策定した。

令和2年度は、60課題の実地検査の実施を予定し、このうち55課題については計画どおり実地による検査を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により立ち入りが困難とされた5課題については、代替措置として書面での検査により実施した。なお、令和元年度より研究代表者のほか、共同実施契約を締結している研究分担者についても検査対象として実地検査を実施している。

令和2年度会計実地検査及び書面検査の結果、不正な会計処理は確認されなかったが、一部の研究機関において執行額の計上に誤りが確認されたため、会計実績報告書を適正に修正し、速やかに額の再確定を行った。

(2) 公募、審査・評価及び配分業務

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

A

<根拠>

- 新規課題公募において、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を16%上回る申請件数を獲得

令和3年度新規課題の公募において、地域レベルの気候変動適応課題、技術実証型課題について一定の採択枠を設け、また、公募説明会は従来の集合型開催に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮してオンラインで開催するなど広報を工夫した結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下であったが、目標を16%上回り、令和2年度に引き続き、多くの申請を得ることができた。

- 若手研究者の活躍の促進と育成支援の充実

革新型研究開発（若手枠）は、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで、業務移管後、最も多い54件の申請があり、目標を69%上回る申請を得ることができた。また、若手研究者を対象にPOによる研究マネジメント講習、「半期報」によるPOの指導・支援など育成支援の充実を図った。

上記のとおり、本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持することや研究成果を社会実装に繋げることなどが求められる重要な業務である。新規課題の公募において、中期計画に掲げる基準値を大きく上回ったことから自己評価をAとした。

<課題と対応>

環境政策貢献型の競争的研究費として、研究者が政策ニーズに関する認識を一層深めることができるよう工夫することにより、政策ニーズにより合致した研究課題の確保に努める。

また、革新型研究開発（若手枠）については、引き続き、一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<評価指標>							
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第3期中期目標期間中5年間の水準以上を確保	—	第3期中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年	328	303			
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32件以上／年	業務移管前2年間の実績平均値：27件／年	53	54			

＜関連した指標＞							
外部有識者委員会の開催回数	—	平成 29 年度 実績：3 回/ 年、領域毎の 研究部会の 開催回数：各 2 回/年	委員会 3 回/ 研究部会 11 回 (領域毎 の研究部 会各 2 回 /年)	委員会 3 回/ 研究部会 13 回 (領域毎 の研究部 会各 2 回 /年)			
新規課題説明会の開催回数	—	平成 30 年度 採 択 案 件 に 係る実績：1 回/年	1 回	0 回 (資料の HP 掲載に より周知)			
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	—	平成 30 年度 実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11			

○その他の指標

—

○評価の視点

年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数（実績平均値：261件以上）の水準以上を確保

令和2年9月25日から10月28日まで、令和3年度新規課題の公募をした結果、303件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値（261件）を16.1%上回る増加となった。

表3 公募区分別の申請件数

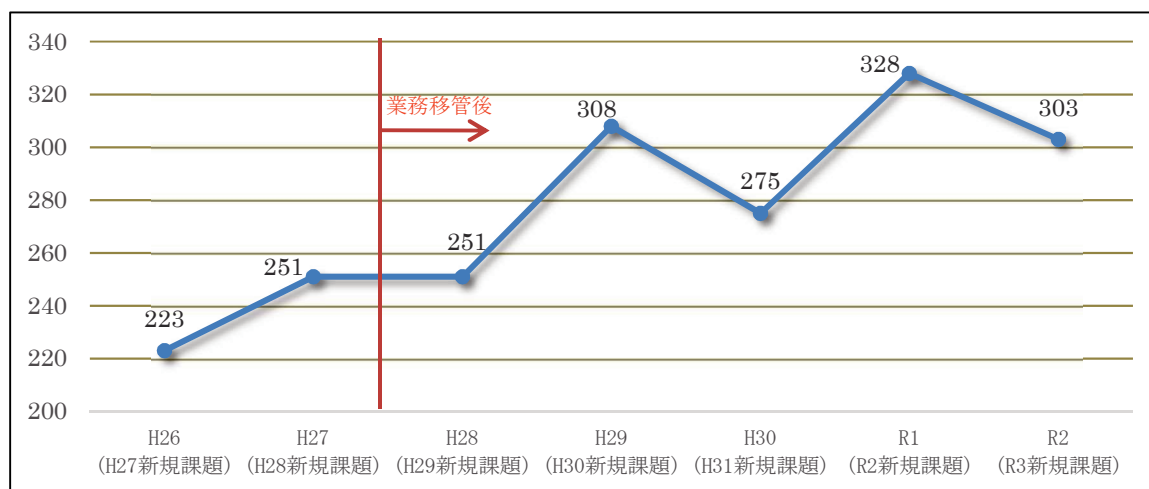
	問対+若手+戦略FS+次世代						戦略的 研究開 発	合計
	環境問題 対応型	環境問題 対応型 (技術実 証型)	革新型 (若手枠)	課題調査型 (戦略FS)	次世代	小計		
令和3	192	57	54	—	0	303	29	332
令和2	172	93	53	7	3	328	31	359
平成31	235	—	35	3	2	275	14	289

表4 領域別の申請件数

	①統合	②気候	③資源循環	④自然共生	⑤安全確保	合計
令和3	85	43	60	49	66	303
令和2	83【1】	57	63【1】	59	66【1】	328
平成31	60	46	58【2】	52	59	275

※【 】は次世代事業

(図1) 過去の申請件数（H27新規課題～R3新規課題）



① 効果的な広報展開

推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2020年版 推進費パンフレット」を制作(5,500部)し、各研究機関、大学等に配布した。

令和3年度新規課題の公募説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、従来10箇所程度で実施していた参集型の説明会を東京、名古屋、大阪の3箇所に限定し、参集型に加え、オンラインによる公募説明会(2回)及び個別相談会(4日間)を実施した。オンライン公募説明会(2回)には、合計400名を超える多くの研究者、URA(大学等で研究推進支援を担うユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)の参加が得られた。

また、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。

公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。また、大気環境学会、水素エネルギー協会大会のオンライン学術集会や環境新聞(令和2年9月16日掲載)に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。

(資料編 P86_推進1 環境研究総合推進費 令和3年度新規課題公募要領(抜粋版))

表5 公募説明会開催実績

	実施会場	実施日	参加者数
1	東京会場	令和2年9月28日(月)	17
2	名古屋会場	令和2年9月30日(水)	4
3	大阪会場	令和2年10月1日(木)	11
4	オンライン説明会(1回目)	令和2年8月24日(月)	209
5	オンライン説明会(2回目)	令和2年10月6日(火)	214
6	オンライン個別相談	令和2年10月12日(月) ~令和2年10月15日(木)	7
合計			462



公募チラシ



オンライン公募説明会



環境新聞広告掲載

② 広報の早期化

第1回 環境研究推進委員会（7月7日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。

(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年確保

革新型研究開発（若手枠）は、令和元年度の申請を上回る54件（表4参照）の申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を69%上回る増加となった。

① 若手研究者による研究採択枠の確保

若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る採択枠を確保して公募した。

② 若手研究者の育成支援

公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。

また、若手研究者の育成支援策として、推進費により雇用された若手研究者（40歳未満）が研究に従事するエフォート（研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率）の20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を令和3年度から導入するため、令和3年度新規課題公募要領に盛り込んで公募を行った。

(C) 透明で公正な審査・評価の実施

① 環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営

令和3年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を3回開催するとともに、新規課題公募、中間評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を13回開催し、業務を適切に運営した。

表6 環境研究推進委員会及び各研究部会の開催状況

		開催日	主な議題
環境研究 推進委員会	第1回	7/7	令和3年度新規課題の公募方針の審議
	第2回	9/11	令和3年度新規課題の公募要領の審議 中間・事後評価結果の審議
	第3回	2/22	令和3年度新規課題公募採択課題の審議
研究部会	5部会	1/19～1/20, 1/25～1/29 2/1～2/2, 2/4～2/5	新規課題公募の2次審査 (ヒアリング)

	S-19	1/15	
	S-20	1/21	
	5 部会	7/15, 21, 28, 29, 8/4~6	中間評価ヒアリング
	S-17	7/16	

5 部会（統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保）

② 公正な審査・評価の実施

ア) 第一次審査

プレ審査を通過した 332 課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト 29 課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）96 課題を選定した。この第一次審査において、行政施策への貢献度が高いと期待される研究課題に対して環境省各部局／課室が推薦し、加点する仕組みである「行政推薦制度」を設けて審査した。

また、一定の採択枠を設けて公募した地域レベルの気候変動適応課題については、一定以上の採択数が確保されるよう措置した。

イ) 第二次審査

第一次審査を通過した課題を対象に、各研究部会において、第二次審査（ヒアリング審査）を、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、Web 会議システムを活用し、オンラインで実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費の見積もりが過大等と思われるものは厳しく査定した。

ウ) 採択課題の決定

「環境問題対応型研究」については、5つの研究領域の 31 課題を採択し、そのうち、一定の採択枠を設けた「技術実証型」の課題については、8 課題（統合 2 課題、資源循環 3 課題、自然共生 2 課題、安全確保 1 課題）、「地域レベルの気候変動適応課題」については、3 課題（気候変動 2 課題、自然共生 1 課題）を採択した。

「革新型研究開発（若手枠）」については、令和 2 年度新規課題の採択数と同程度の課題数を確保できるよう、あらかじめ予算枠を設けて公募を行い、5つの研究領域において 14 課題を採択した。

戦略プロジェクトについては、「戦略的研究開発（Ⅰ）」2 プロジェクト（21 課題）、「戦略的研究開発（Ⅱ）」1 プロジェクト（7 課題）を採択した。

令和 3 年度の新規公募は、予算が厳しく、「環境問題対応型研究」及び「革新型研究開発（若手枠）」の採択は 45 課題に留まり、令和 2 年度より採択率が下がる結果となった。

（資料編 P91_推進 2 環境研究総合推進費 令和 3 年度新規採択課題）

表7 公募区分別の採択件数

公募区分		応募 課題数	採択 課題数
推進費 〔委託費〕	(1) 環境問題対応型研究	192	23
	(2) 環境問題対応型研究 (技術実証型)	57	8
	(3) 革新型研究開発(若手枠)	54	14
	(4) 戦略的研究開発(Ⅰ)	22	21
	(5) 戦略的研究開発(Ⅱ)	7	7
推進費 〔補助金〕	(6) 次世代事業(補助率1/2)	0	0

表8 領域別の採択件数及び採択率

	統合	低炭素	資源循環	自然共生	安全確保	合計
採択課題	12	7	8	8	10	45
採択率	14.1%	16.3%	13.3%	16.3%	15.1%	14.9%

表9 新規課題の採択率 ※採択率：新規採択件数/新規申請件数

	平成30	平成31/ 令和元	令和2	令和3
採択率	11.4%	21.5%	16.8%	14.9%
うち、環境問題対応型 次世代事業	9.6%	18.3%	14.5%	12.4%
うち、革新型(若手枠)	21.3%	42.9%	28.3%	25.9%

(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

① 予算の弾力的な執行と利便性の向上

新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき委託先研究機関等から提出される会計実績報告書の提出期限を1ヶ月間延長した。また、令和2年度で終了する研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により研究計画の一部が実施できず、当初想定した研究成果を上げることが困難な場合は、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じ、期間延長等に係る変更契約及び繰越し手続きを行った。

また、新規に採択された課題を対象とした会計ルール等の説明資料をホームページに掲載し、研究費使用ルール等の周知を図った。

② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中で新規契約課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を6月11日までに発送した。

なお、継続契約課題については5月31日まで（相手方事情により手続ができなかったものを除く）に、新規契約課題についても7月31日までに研究費資金を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払を完了した。

また、研究費の総額が4,000万円を超える課題（継続契約及び新規契約ともに）に係る支払いは、年2回の分割払いとしており、11月30日までに第2回目の分割払いを行った。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【令和2年度の概況】

(1) 経費の効率化

これまで効率的な執行に努め削減目標を上回る水準を達成してきた。

令和2年度においては、各種経費の縮減等を図るなど効率的な執行に努め第4期中期計画の削減目標を達成しうる単年度当たりの削減水準を達成した。

今後も第4期中期計画の削減目標を達成するよう引き続き削減を行っていく。

(2) 給与水準等の適正化

給与水準については、平成16年の設立以降、各種取組により「対国家公務員指数」は低減傾向にあり、総務省のガイドライン等に基づき毎年適切に公表してきた。

今後も引き続き、妥当な給与水準となるよう取り組む。

(3) 調達合理化

調達における競争性を高め、公正性を確保するため、各年度において調達等合理化計画を策定し、適切に実施してきた。

令和2年度においても、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野等を定めた調達等合理化計画を策定するとともに、契約手続審査委員会による事前審査及び契約監視委員会による事後検証を行い、契約手続きの公正性・透明性を確保し、調達の合理化を推進した。

これまでの取組を踏まえ、PDCAサイクルにより、引き続き調達の合理化を推進していく。

(1) 経費の効率化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

① 一般管理費

i) 一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和2年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲23.8%となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和2年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費

i) 業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和2年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲23.9%（公健▲23.8%、石綿▲14.1%、研究▲27.1%、基金▲25.7%）となり、目標を上回る水準を達成した。なお、基金勘定においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う助成事業の遅延により一部翌年度に繰り越しているが、この影響を加味しても目標を上回る水準を達成

している。

- ii) 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況について四半期毎に理事会へ報告を行った。

<課題と対応>

- 一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。

<主要な経年データ>

○ 主な定量的指標

① 一般管理費の効率化

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度 (中期計画) A	令和 2 年度 (年度計画)	
		B	中期計画比 (B/A)
共通	89,696	計画予算	86,742 ▲3.3
		実績	(78.8) 68,330 ▲23.8

(注 1) B 欄の上段 () 書きは計画予算に対する執行率である。

(注 2) 上記は効率化対象経費のみである。

② 業務経費の効率化

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度 (中期計画) A	令和 2 年度 (年度計画)	
		B	中期計画比 (B/A)
公健勘定	303,163	計画予算	297,052 ▲2.0
		実績	(77.8) 231,077 ▲23.8
石綿勘定	218,144	計画予算	213,747 ▲2.0
		実績	(87.7) 187,420 ▲14.1
	240,521	計画予算	235,673 ▲2.0

研究勘定		実績	(74.4) 175,444	▲27.1
基金勘定	787,923	計画予算	768,336	▲2.5
		実績	(76.1) 585,086	▲25.7
合計	1,549,751	計画予算	1,514,808	▲2.3
		実績	(77.8) 1,179,027	▲23.9

(注1) B欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(注2) 上記は効率化対象経費のみである。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。
- ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

① 一般管理費

一般管理費（令和2年度計画予算額→令和2年度実績額）：▲18百万円

(87百万円→68百万円)

i) 一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上：令和2年度の削減水準は平成30年度比▲3.3%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和2年度予算（87百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和2年度実績額（68百万円）は第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲23.8%となり、目標を上回る水準を達成した。

ii) 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和2年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費

業務経費（令和2年度計画予算額→令和2年度実績額）：▲336百万円

(1,515百万円→1,179百万円)

i) 業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲5%以上：令和2年度の削減水準は平成30年度比▲2.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和2年度予算を作成した。

その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和2年度実績額は、第3期中期目標の最終年度（平成30年度）比で▲23.9%（公健▲23.8%、石綿▲14.1%、研究▲27.1%、基金▲25.7%）となり、目標を上回る水準を達成した。なお、基金勘定においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う助成事業の遅延により一部翌年度に繰り越しているが、この影響を加味しても目標を上回る水準を達成している。

ii) 業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

（資料編 P95_共通 1 予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係）

(2) 給与水準等の適正化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 給与水準については、主務大臣から「適切な水準」であるとの評価を受けた。
- 給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。

<課題と対応>

引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)	—	—	令和元年 6月末公 表値： 105.9	令和2年 6月末公 表値： 105.4			

○その他の指標

○評価の視点

- ・ 給与水準が適正かどうか。
- ・ 給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。

■項目別の主要な業務実績

令和元年度の給与水準及び検証結果について、令和2年7月17日に機構ホームページ上に公表した。(例年、公表期限は6月末とされているが、令和2年度公表分については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、公表期限は設けられなかった。)

令和元年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.4(平成30年度指数105.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。

また、令和2年人事院勧告、国家公務員給与法の一部改正等を踏まえ、職員賞与支給細則の一部改正を行った(11月)。

(3) 調達合理化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

○ 以下により、年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。

① 調達の競争性・透明性の確保

令和2年度に締結した契約34件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた12件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。

また、競争性のない随意契約12件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会への事前説明を経て調達を行った。

② 調達等合理化の取組の推進

令和2年5月に契約監視委員会を開催し、令和元年度の契約の状況に係る報告及び「令和元年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和2年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和2年5月に策定・公表を行った。

また、令和2年度に締結した契約34件については、令和2年度調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。

<課題と対応>

○ 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

<主要な経年データ>

○ 主な定量的指標

① 調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

	令和元年度		令和2年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	[▲43.3%] ▲13	[▲78.0%] ▲582
企画競争・公募	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	[▲16.7%] ▲1	[31.1%] 48

競争性のある 契約（小計）	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	[▲38.9%] ▲14	[▲59.3%] ▲534
競争性のない随 意契約	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	[50.0%] 4	[375.9%] 124
合 計	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	[▲22.7%] ▲10	[▲43.9%] ▲410

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の〔 〕書きは増▲減率である。

(注3) 少額随意契約を除く。

(注4) 令和元年度と比較して、全体の件数及び金額が減少したのは、第4期中期計画初年度である令和元年度において複数年度契約が多くあったことが主な要因である。また、競争性のない随意契約の件数及び金額が増加しているのは、環境研究総合推進費プログラムオフィサー8名のうち令和2年度で交代となった者が3名であったこと（委託業務契約（R1年度：1件、約5百万円→R2年度：3件、約15百万円）、東京事務所の更新に伴う賃貸借契約（約121百万円）及び室内清掃業務（約5百万円）の複数年度契約（ともに4年）があったこと等が主な要因である。

② 一者応札・応募の状況

（単位：件、百万円）

		令和元年度	令和2年度	比較増▲減
2者以上	件数	30 (83.3%)	18 (81.8%)	▲12 [▲40.0%]
	金額	715 (79.4%)	295 (80.7%)	▲419 [▲58.7%]
1者	件数	6 (16.7%)	4 (18.2%)	▲2 [▲33.3%]
	金額	186 (20.6%)	71 (19.3%)	▲115 [▲61.9%]
合 計	件数	36 (100.0%)	22 (100.0%)	▲14 [▲38.9%]
	金額	900 (100.0%)	366 (100.0%)	▲534 [▲59.3%]

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増▲減欄の〔 〕書きは増▲減率である。

(注3) 令和元年度と比較して、件数が減少した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件（参加意思確認型公募による一者応募）が減少したためであり（R1年度：3件→R2年度：1件）、金額が減少したのは、令和元年度において複数年度契約（研究情報管理基盤システム（ESS）各種機能改修・強化及び運用保守業務：約115百万円（3年））があったことが主な要因である。

○ その他の指標

—

○ 評価の視点

・ 調達合理化

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■ 項目別の主要な業務実績

① 調達の競争性・透明性の確保

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 2 年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

i) 随意契約の状況

令和 2 年度は契約件数 34 件、契約金額 523 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 12 件、157 百万円の契約を除いては、競争性のある契約(企画競争・公募を含む。)として調達を実施した。

ii) 一者応札・応募に関する改善

一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。

(ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。

(イ) 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

(ウ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。

② 調達等合理化の取組の推進

i) 随意契約に関する内部統制の確立

該当事案に係る審査の厳格化

令和 2 年度の競争性のない随意契約 12 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

ii) 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図ってい

る。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 22 回、分科会 11 回を開催し、計 34 案件の審査を実施した。

b. その他の審査等

・少額随契案件の審査

少額随契等（委員会等の審査対象外）は、令和元年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。

・1000 万円以上の予定価格の設定

1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。

・契約の公表

競争入札及び随意契約（少額随意契約を除く）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。

(イ) 契約監視委員会による審査

令和 2 年度の競争性のない随意契約 12 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。

また、令和 2 年 5 月に開催した契約監視委員会において、令和元年度の契約の状況に係る報告及び「令和元年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和 2 年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。

iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。

（資料編 P96_共通 2 令和 2 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）

第3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 財務運営の適正化

【令和2年度の概況】

①適切な予算、資金計画等の作成

これまで中期計画に基づいた年度計画予算等を作成し、適切に執行してきた。

令和2年度については、第4期中期計画に基づいた年度計画予算等を作成し、運営費交付金債務の発生状況の把握など適正に管理・分析を行い、予算を適切に執行した。

今後も中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、適切に執行していく。

②適切な資金運用

日常において、保有する債券等のリスク管理を実施し、毎月、結果を資金管理委員会に対して報告した。なお、インシデントは発生していない。

運用対策としては、公害健康被害予防基金及び地球環境基金が取得する「社債」について、無担保社債の取得限度額を3割から5割へ変更し、低金利環境下での利息収入の確保を図った。

また、令和3年度以降における金利変動リスクに対応できるよう、柔軟な運用シミュレーションを行い、効率的な運用を行うこと及び環境負荷の低減、その他社会的課題の解決等の観点による基準を定めた社債を積極的に取得する旨を明確にした令和3年度の運用方針を策定した。

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

○ 令和2年度については、第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、令和2年9月24日には独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正等に伴う基金勘定のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費について中期計画及び年度計画予算等の変更を行った。

また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。

○ 経営理念に照らし、環境負荷の低減、その他社会的課題の解決等の観点による基準に沿った債券を、適正に購入した。

○ 一方、資金運用環境が令和元年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大を行ったことで令和元年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。

<課題と対応>

○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。

○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用を行っていく。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・ 計画予算と実績について「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

■項目別の主要な業務実績

①適切な予算、資金計画等の作成

i) 令和2年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 512 億円に比し実績額約 523 億円と+11 億円(+2.2%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 571 億円に比し実績額約 498 億円と▲73 億円(▲12.8%)となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	51,164	52,292	+1,128
支出	57,114	49,828	▲7,286

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	37,181	37,185	+4
支出	40,304	35,758	▲4,546

収入は、賦課金収入が見込を上回ったこと等から、+4 百万円となった。

支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少に伴い公害健康被害補償予防業務経費が見込を下回ったこと等から、▲4,546 百万円となった。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,357	4,423	+66
支出	5,801	4,406	▲1,395

収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が見込を上回ったこと等から、+66 百万円となった。

支出は、石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等から、▲1,395 百万円となった。

【環境保全研究・技術開発勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	5,447	5,466	+18
支出	5,668	5,466	▲202

収入は、前年度の研究費返還金を受け入れたことから、+18 百万円となった。

支出は、予備費を翌事業年度へ留保したこと等から、▲202 百万円となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	1,360	1,387	+27
支出	4,882	3,990	▲891

収入は、地球環境基金運用収入が見込を上回ったこと等から、+27 百万円となった。

支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込を下回ったこと等から、▲891 百万円となった。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	2,819	3,831	+1,012
支出	459	208	▲251

収入は、一般債権以外の債権の回収が見込を上回ったこと等から、+1,012 百万円となった。

支出は、仮差押保証金が見込を下回ったこと等から、▲251 百万円となった。

令和2年度の計画額及び実績額

(1) 予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－4
⑤ 基金勘定	別表－5
⑥ 承継勘定	別表－6

(2) 収支計画

⑦ 総計	別表－7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－10
⑪ 基金勘定	別表－11
⑫ 承継勘定	別表－12

(3) 資金計画

⑬ 総計	別表－13
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－14
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－15
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－16
⑰ 基金勘定	別表－17
⑱ 承継勘定	別表－18

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	6,830	6,830	-
国庫補助金	245	226	△ 19
その他の政府交付金	11,413	11,374	△ 39
業務収入	31,669	32,589	920
受託収入	-	5	5
運用収入	783	811	28
その他収入	223	457	234
計	51,164	52,292	1,128
支出			
業務経費	56,019	48,889	△ 7,130
公害健康被害補償予防業務経費	40,040	35,511	△ 4,529
うち人件費	299	256	△ 43
石綿健康被害救済業務経費	5,476	4,095	△ 1,381
うち人件費	293	244	△ 49
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427	5,332	△ 95
うち人件費	108	90	△ 19
基金業務経費	4,708	3,828	△ 881
うち人件費	135	124	△ 10
承継業務経費	368	123	△ 244
うち人件費	118	81	△ 37
受託経費	-	5	5
一般管理費	995	934	△ 61
うち人件費	458	438	△ 21
予備費	100	-	△ 100
計	57,114	49,828	△ 7,286

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入									
運営費交付金	368	368	-	-	-	-	368	368	-
国庫補助金	42	27	△ 15	204	199	△ 4	245	226	△ 19
その他の政府交付金	7,201	7,198	△ 3	-	-	-	7,201	7,198	△ 3
業務収入	28,889	28,911	23	-	-	-	28,889	28,911	23
運用収入	-	-	-	477	481	3	477	481	3
その他収入	1	1	0	-	0	0	1	1	0
計	36,500	36,505	5	681	680	△ 1	37,181	37,185	4
支出									
業務経費									
公害健康被害補償予防業務経費	39,335	34,974	△ 4,361	705	537	△ 167	40,040	35,511	△ 4,529
うち人件費	207	163	△ 44	92	94	1	299	256	△ 43
一般管理費	157	146	△ 10	108	100	△ 7	264	247	△ 18
うち人件費	73	69	△ 4	51	48	△ 3	124	117	△ 6
計	39,492	35,120	△ 4,372	813	638	△ 175	40,304	35,758	△ 4,546

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
その他の政府交付金	4,212	4,176	△ 36
業務収入	126	131	6
受託収入	-	5	5
その他収入	20	111	91
計	4,357	4,423	66
支出			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	5,476	4,095	△ 1,381
うち人件費	293	244	△ 49
受託経費	-	5	5
一般管理費	326	307	△ 19
うち人件費	149	143	△ 6
計	5,801	4,406	△ 1,395

別表-4

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
運営費交付金	5,447	5,447	-
その他収入	-	18	18
計	5,447	5,466	18
支出			
業務経費			
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427	5,332	△ 95
うち人件費	108	90	△ 19
一般管理費	141	134	△ 7
うち人件費	62	60	△ 2
予備費	100	-	△ 100
計	5,668	5,466	△ 202

(基金勘定)

(単位:百万円)

区分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
収入												
運営費交付金	950	950	-	28	28	-	38	38	-	1,015	1,015	-
運用収入	59	82	23	-	-	-	247	249	1	306	331	24
その他収入	23	24	1	15	17	2	-	0	0	39	41	3
計	1,031	1,055	24	44	45	2	285	287	1	1,360	1,387	27
支出												
業務経費												
基金業務経費	884	696	△ 188	3,556	2,883	△ 673	268	248	△ 20	4,708	3,828	△ 881
うち人件費	109	101	△ 8	12	11	△ 1	13	12	△ 1	135	124	△ 10
一般管理費	140	132	△ 9	16	15	△ 1	17	16	△ 1	173	163	△ 11
うち人件費	68	65	△ 3	8	7	△ 0	8	8	△ 0	84	80	△ 4
計	1,024	828	△ 197	3,572	2,898	△ 674	285	264	△ 21	4,882	3,990	△ 891

別表-6

(承継勘定)

(単位:百万円)

区分	計画額	実績額	差額
収入			
業務収入	2,655	3,546	891
その他収入	164	285	121
計	2,819	3,831	1,012
支出			
業務経費			
承継業務経費	368	123	△ 244
うち人件費	118	81	△ 37
一般管理費	91	85	△ 6
うち人件費	40	38	△ 2
計	459	208	△ 251

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	59,130	53,236	△ 5,894
経常費用	59,130	51,911	△ 7,219
公害健康被害補償予防業務経費	40,029	35,552	△ 4,478
石綿健康被害救済業務経費	5,488	4,104	△ 1,384
環境保全研究・技術開発業務経費	5,432	5,215	△ 217
基金業務経費	4,716	3,886	△ 830
承継業務経費	2,377	2,140	△ 238
受託業務費	-	5	5
一般管理費	936	842	△ 93
減価償却費	149	165	17
財務費用	3	3	-
雑損	-	0	0
臨時損失	-	1,325	1,325
収益の部	58,891	54,705	△ 4,186
経常収益	58,891	54,705	△ 4,186
運営費交付金収益	6,933	6,621	△ 312
国庫補助金収益	245	212	△ 34
その他の政府交付金収益	8,043	7,819	△ 224
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,921	3,660	△ 1,261
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,544	2,872	△ 672
業務収入	33,852	31,054	△ 2,798
受託収入	-	5	5
運用収入	783	834	50
その他の収益	204	250	46
賞倒引当金戻入	-	841	841
財務収益	202	251	49
雑益	164	285	122
純利益(△純損失)	△ 240	1,469	1,708
前中期目標期間繰越積立金取崩額	244	10	△ 234
総利益(△総損失)	4	1,479	1,474

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	39,508	36,476	△ 3,032	819	642	△ 177	40,327	37,118	△ 3,209
経常費用	39,508	35,151	△ 4,357	819	642	△ 177	40,327	35,793	△ 4,534
公害健康被害補償予防業務経費	39,321	34,998	△ 4,324	708	554	△ 154	40,029	35,552	△ 4,478
補償業務費	39,321	34,998	△ 4,324	-	-	-	39,321	34,998	△ 4,324
予防業務費	-	-	-	708	554	△ 154	708	554	△ 154
一般管理費	147	113	△ 34	101	77	△ 24	247	189	△ 58
減価償却費	40	40	0	10	11	1	50	52	1
財務費用	0	0	-	0	0	-	1	1	-
臨時損失	-	1,325	1,325	-	-	-	-	1,325	1,325
収益の部	39,500	36,475	△ 3,025	681	690	9	40,181	37,165	△ 3,016
経常収益	39,500	36,475	△ 3,025	681	690	9	40,181	37,165	△ 3,016
運営費交付金収益	382	312	△ 70	-	-	-	382	312	△ 70
国庫補助金収益	42	17	△ 25	204	195	△ 9	245	212	△ 34
その他の政府交付金収益	7,201	7,192	△ 9	-	-	-	7,201	7,192	△ 9
業務収入	31,843	28,911	△ 2,931	-	-	-	31,843	28,911	△ 2,931
資産見返負債戻入	15	18	3	-	1	1	15	19	4
賞与引当金見返に係る収益	11	9	△ 2	-	-	-	11	9	△ 2
退職給付引当金見返に係る収益	5	15	9	-	-	-	5	15	9
運用収入	-	-	-	477	494	17	477	494	17
財務収益	1	1	△ 0	-	0	0	1	1	△ 0
雑益	-	0	0	-	-	-	-	0	0
純利益(△純損失)	△ 8	△ 1	7	△ 138	48	186	△ 146	47	193
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10	8	△ 3	138	2	△ 136	148	10	△ 138
総利益(△総損失)	2	7	4	-	50	50	2	57	54

別表-9

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,827	4,371	△ 1,455
経常費用	5,827	4,371	△ 1,455
石綿健康被害救済業務経費	5,488	4,104	△ 1,384
受託業務費	-	5	5
一般管理費	308	229	△ 79
減価償却費	30	32	3
財務費用	1	1	-
収益の部	5,827	4,371	△ 1,455
経常収益	5,827	4,371	△ 1,455
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,921	3,660	△ 1,261
受託収入	-	5	5
その他の政府交付金収益	842	627	△ 214
資産見返負債戻入	5	8	3
賞与引当金見返に係る収益	37	34	△ 3
退職給付引当金見返に係る収益	22	37	15
純利益(△純損失)	-	-	-
総利益(△総損失)	-	-	-

別表-10

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,594	5,352	△ 242
経常費用	5,594	5,352	△ 242
環境保全研究・技術開発業務経費	5,432	5,215	△ 217
一般管理費	133	97	△ 36
減価償却費	28	40	11
財務費用	0	0	-
収益の部	5,595	5,406	△ 189
経常収益	5,595	5,406	△ 189
運営費交付金収益	5,554	5,352	△ 201
資産見返負債戻入	19	31	11
賞与引当金見返に係る収益	14	14	△ 1
退職給付引当金見返に係る収益	8	9	1
純利益(△純損失)	1	54	53
総利益(△総損失)	1	54	53

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
費用の部	1,035	840	△ 195	3,573	2,900	△ 674	286	290	4	4,895	4,030	△ 865
経常費用	1,035	840	△ 195	3,573	2,900	△ 674	286	290	4	4,895	4,030	△ 865
基金業務経費	890	724	△ 167	3,557	2,887	△ 670	269	275	7	4,716	3,886	△ 830
地球環境基金業務費	890	724	△ 167	-	-	-	-	-	-	890	724	△ 167
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	-	-	3,557	2,887	△ 670	-	-	-	3,557	2,887	△ 670
維持管理積立金業務費	-	-	-	-	-	-	269	275	7	269	275	7
一般管理費	132	103	△ 29	15	11	△ 3	16	13	△ 4	163	127	△ 36
減価償却費	13	13	0	1	1	0	1	2	0	16	16	1
財務費用	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
収益の部	1,036	1,030	△ 6	3,573	2,902	△ 671	286	293	6	4,896	4,224	△ 671
経常収益	1,036	1,030	△ 6	3,573	2,902	△ 671	286	293	6	4,896	4,224	△ 671
運営費交付金収益	934	894	△ 40	27	26	△ 0	36	36	△ 0	997	956	△ 41
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	-	-	3,544	2,872	△ 672	-	-	-	3,544	2,872	△ 672
地球環境基金運用収益	59	87	29	-	-	-	-	-	-	59	87	29
維持管理積立金運用収益	-	-	-	-	-	-	247	253	5	247	253	5
寄附金収益	16	16	△ 1	-	-	-	-	-	-	16	16	△ 1
資産見返負債戻入	3	3	0	0	0	0	0	1	0	3	4	1
賞与引当金見返に係る収益	14	14	△ 0	2	2	△ 0	2	2	△ 0	17	17	△ 0
退職給付引当金見返に係る収益	10	16	6	1	2	1	1	2	1	12	20	8
純利益(△純損失)	1	190	189	0	2	2	0	3	2	1	195	194
総利益(△総損失)	1	190	189	0	2	2	0	3	2	1	195	194

別表-12

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
費用の部	2,487	2,365	△ 123
経常費用	2,487	2,365	△ 123
承継業務費	2,377	2,140	△ 238
一般管理費	84	200	115
減価償却費	25	25	0
財務費用	0	0	-
雑損	-	0	0
収益の部	2,392	3,538	1,146
経常収益	2,392	3,538	1,146
事業資産譲渡高	2,009	2,143	134
資産見返負債戻入	18	18	-
貸倒引当金戻入	-	841	841
財務収益	201	251	50
雑益	164	285	121
純利益(△純損失)	△ 95	1,174	1,269
総利益(△総損失)	-	1,174	1,174

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 513	9,744	10,257
業務活動による支出	△ 58,320	△ 49,918	8,402
業務活動による収入	57,808	59,663	1,855
運営費交付金収入	6,830	6,830	-
国庫補助金収入	245	206	△ 39
その他の政府交付金収入	11,413	11,505	92
業務収入	31,669	32,616	947
受託収入	-	5	5
運用収入	820	849	29
その他の収入	6,830	7,651	821
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,116	△ 8,414	△ 11,529
投資活動による支出	△ 171,254	△ 201,384	△ 30,129
投資活動による収入	174,370	192,970	18,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58	△ 73	△ 15
財務活動による支出	△ 81	△ 81	△ 0
財務活動による収入	23	8	△ 15
資金増加額(△資金減少額)	2,545	1,257	△ 1,288
資金期首残高	17,490	12,946	△ 4,544
資金期末残高	20,035	14,204	△ 5,831

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業			予防事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,977	1,324	4,301	△ 124	37	161	△ 3,100	1,362	4,462
業務活動による支出	△ 39,476	△ 35,178	4,298	△ 805	△ 622	182	△ 40,281	△ 35,801	4,480
業務活動による収入	36,500	36,503	3	681	660	△ 21	37,181	37,162	△ 19
運営費交付金収入	368	368	-	-	-	-	368	368	-
国庫補助金収入	42	27	△ 15	204	179	△ 24	245	206	△ 39
その他の政府交付金収入	7,201	7,198	△ 3	-	-	-	7,201	7,198	△ 3
業務収入	28,889	28,909	20	-	-	-	28,889	28,909	20
運用収入	1	1	△ 0	477	481	3	478	481	3
その他の収入	-	0	0	-	0	0	-	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,000	△ 1,002	△ 4,002	-	595	595	3,000	△ 407	△ 3,407
投資活動による支出	△ 20,000	△ 24,002	△ 4,002	△ 3,400	△ 2,805	595	△ 23,400	△ 26,807	△ 3,407
投資活動による収入	23,000	23,000	-	3,400	3,400	-	26,400	26,400	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16	△ 16	-	△ 8	△ 8	-	△ 24	△ 24	-
財務活動による支出	△ 16	△ 16	-	△ 8	△ 8	-	△ 24	△ 24	-
資金増加額(△資金減少額)	8	307	299	△ 132	624	756	△ 124	931	1,055
資金期首残高	855	1,454	599	1,256	1,153	△ 102	2,111	2,607	496
資金期末残高	863	1,761	897	1,124	1,778	654	1,987	3,538	1,551

別表-15

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,404	95	1,500
実務活動による支出	△ 5,762	△ 4,328	1,434
業務活動による収入	4,357	4,423	66
その他の政府交付金収入	4,212	4,307	96
業務収入	126	90	△ 36
受託収入	-	5	5
運用収入	20	21	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,800	1,599	△ 201
投資活動による支出	△ 57,500	△ 59,701	△ 2,201
投資活動による収入	59,300	61,300	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26	△ 26	-
財務活動による支出	△ 26	△ 26	-
資金増加額(△資金減少額)	369	1,669	1,299
資金期首残高	2,136	2,993	857
資金期末残高	2,505	4,662	2,156

別表-16

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113	62	175
業務活動による支出	△ 5,561	△ 5,404	157
業務活動による収入	5,447	5,466	18
運営費交付金収入	5,447	5,447	-
その他の収入	-	18	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 74	△ 74
投資活動による支出	-	△ 74	△ 74
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10	△ 10	-
財務活動による支出	△ 10	△ 10	-
資金増加額(△資金減少額)	△ 123	△ 22	101
資金期首残高	243	355	112
資金期末残高	120	333	213

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業			PCB基金事業			維持管理事業			合計金額		
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12	263	275	△ 3,527	△ 2,530	997	5,198	6,887	1,688	1,659	4,620	2,961
業務活動による支出	△ 1,020	△ 784	236	△ 3,571	△ 2,577	994	△ 1,753	△ 810	943	△ 6,344	△ 4,171	2,173
業務活動による収入	1,008	1,047	39	44	47	3	6,951	7,697	745	8,003	8,791	788
運営費交付金収入	950	950	-	28	28	-	38	38	-	1,015	1,015	-
運用収入	59	82	23	15	16	0	247	249	1	322	346	24
その他の収入	-	16	16	-	3	3	6,666	7,410	744	6,666	7,430	763
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 532	△ 532	3,394	2,500	△ 894	△ 5,000	△ 7,500	△ 2,500	△ 1,606	△ 5,532	△ 3,926
投資活動による支出	△ 6,070	△ 5,702	368	△ 26,106	△ 28,000	△ 1,894	△ 58,100	△ 75,100	△ 17,000	△ 90,276	△ 108,802	△ 18,526
投資活動による収入	6,070	5,170	△ 900	29,500	30,500	1,000	53,100	67,600	14,500	88,670	103,270	14,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	12	△ 3	△ 15	△ 1	△ 1	-	△ 1	△ 1	-	10	△ 5	△ 15
財務活動による支出	△ 11	△ 11	-	△ 1	△ 1	-	△ 1	△ 1	-	△ 13	△ 13	-
財務活動による収入	23	8	△ 15	-	-	-	-	-	-	23	8	△ 15
資金増加額(△資金減少額)	1	△ 271	△ 272	△ 135	△ 31	104	197	△ 615	△ 812	63	△ 917	△ 980
資金期首残高	887	1,250	363	4,395	1,480	△ 2,915	4,505	1,709	△ 2,796	9,787	4,440	△ 5,348
資金期末残高	888	979	91	4,260	1,449	△ 2,811	4,702	1,094	△ 3,608	9,850	3,522	△ 6,328

別表-18

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	計画額	実績額	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,446	3,606	1,160
業務活動による支出	△ 373	△ 215	158
業務活動による収入	2,819	3,820	1,002
業務収入	2,655	3,617	963
その他の収入	164	203	39
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 78	△ 4,000	△ 3,922
投資活動による支出	△ 78	△ 6,000	△ 5,922
投資活動による収入	-	2,000	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8	△ 8	△ 0
財務活動による支出	△ 8	△ 8	△ 0
資金増加額(△資金減少額)	2,360	△ 403	△ 2,763
資金期首残高	3,213	2,551	△ 662
資金期末残高	5,573	2,148	△ 3,424

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

ii) 運営費交付金債務の発生状況

各勘定の当期の運営費交付金債務については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①令和元年度末	②当期発生額	③当期取崩額	令和2年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	34	35	—	69	システム開発経費を翌期へ繰り越したため発生
研究勘定	230	153	130	253	予備費を留保及び研究費等を翌期へ繰越したため発生 研究費等の前期からの繰越分を取崩し
基金勘定	—	35	—	35	予備費を翌期へ留保したため発生
計	265	223	130	358	

(注) 運営費交付金の会計処理については、独立行政法人会計基準第81の運営費交付金の会計処理に基づき、業務達成基準(管理部門の活動については期間進行基準)を採用している。

iii) 財務の状況

(ア) 当期総利益

令和2年度の総利益は、1,479百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	57	業務の効率化による経費の縮減等(109)、第二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失(▲52)
石綿勘定	—	—
研究勘定	54	業務の効率化による経費の縮減等(54)
基金勘定	195	業務の効率化による経費の縮減等(195)
承継勘定	1,174	一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入(841)、遅延損害金等の雑益(285)等
計	1,479	

(注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。

(イ) 利益剰余金

利益剰余金は、令和元年度末の10,015百万円に対して、令和2年度は、繰越積立金取崩額10百万円、当期積立額1,479百万円を計上し、令和2年度期末残高は11,483百万円となっ

た。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①令和 元年度末	②国庫納付額	③繰越積立 金取崩額	④当期 積立額	令和2年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	512	—	10	57	558
石綿勘定	—	—	—	—	—
研究勘定	58	—	—	54	112
基金勘定	100	—	—	195	295
承継勘定	9,344	—	—	1,174	10,518
計	10,015	—	10	1,479	11,483

②適切な資金運用

i) 資金の運用については、平成28年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、

ア. 直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金運用の弾力化を図った。

イ. 地球環境基金については、令和2年度に償還された預託金及び預金の償還額61.2億円のうち、15銘柄、42億円の債券を購入した。(前年度取得11銘柄、16.5億円)

ウ. 一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ22銘柄、98億円の債券を購入した。(前年度取得14銘柄、72億円)

これらの結果、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(令和元年度比、平均残額は5.01ポイント減少)

○資金別・種類別の平均残額対比

(単位：百万円)

【令和元年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
29,288	95,113	36,039	132,972	264,124	293,412
9.98%	32.42%	12.28%	45.32%	90.02%	100.00%

【増減】				
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計
A	B	C	D	B+C+D=E
▲14,262	▲16,774	33,070	7,057	23,353
▲5.01%	▲6.52%	10.57%	0.97%	5.01%

【令和2年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用額計	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
15,026	78,339	69,109	140,029	287,477	302,503
4.97%	25.90%	22.85%	46.29%	95.03%	100.00%

ii) 環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準に沿って、債券を適正に購入した。

- (資料編 P95_共通 1 予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係)
- (資料編 P99_共通 3-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))
- (資料編 P101_共通 3-② 財務情報 主要な財務データの経年比較)
- (資料編 P102_共通 4 運用方針について)

(2) 承継業務に係る適切な債権管理等

【令和2年度の概況】

旧環境事業団が公害防止・環境対策事業として昭和40年から実施していた公園緑地の整備、住工混在地域から工場を移転し設置した工業団地の造成、産業廃棄物処理などの公害防止施設導入に対する中小企業への貸付などによって発生した債権の管理回収を引き続き実施した。

第4期は回収困難案件の割合が増加した状況を踏まえ、個々の事情を勘案し計画的な対応を行うため、個別債務者ごとの当年度の行動計画を立案し、管理回収に取り組んだ。

一般債権は順調に償還が進み、新たに一般債権以外の債権となったものはなかった。また、一般債権以外の債権は、事業再生計画の協議を粘り強く交渉したことに加え、別除権の行使を行う等により債権残高を55%圧縮し、債権残高を15億円圧縮することができた。この結果、債権残高全体では令和元年度末から34億円の圧縮が進み47億円となった。

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

S

<根拠>

- 年度計画に基づく取り組みを着実に実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価をSとした。
- 債権残高は、令和2年度期首残高81億円から34億円圧縮し、期末残高は47億円となった。(令和元年度比▲42%)
- 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高27億円から期末残高は12億円にまで減少し、15億円、55%の圧縮を実現した。
- これは、令和元年度の9億円、25%の圧縮に比べ、令和元年度を6億円、30ポイント上回る結果となった。
- この15億円の圧縮のうち、民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者との粘り強い回収交渉において再生弁済に加え、別除権の価格交渉により最大の回収が実現できたこと、事業再生計画協議中の債務者との交渉において事業再生計画とは別に担保不動産売却交渉を行い予想を上回る回収が実現できたこと等により、14億円の回収が実現できた。
- また、期限より約7年前倒しで元金が完済されたものもあり、回収の早期化にも貢献した。

<課題と対応>

- 一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

(単位: 億円、単位未満四捨五入)

評価指標等	達成 目標	基準値等 (令和元年度期首)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
債権残高	-	115 億円	81 億円	47 億円			
(うち一般債権)	-	80 億円	54 億円	35 億円			
(うち一般債権以外の債権)	-	36 億円	27 億円	12 億円			

○その他の指標

-

○評価の視点

債権残高の推移

■項目別の主要な業務実績

① 適切な債権管理等

i) 債権残高の推移

令和2年度も適切な債権管理に努め、債権残高は期首 81 億円から 47 億円となった。(令和元年度比▲42%)

ii) 計画的な債権管理回収にむけた取組

年度当初に債務者毎の処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉、面談協議に取り組んだ。返済交渉等のため、コロナ禍であっても電話による状況把握のほか必要に応じ債務者等と直接に面談・協議等を実施した。

また、一般債権も含めた全ての債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。

iii) 「一般債権以外の債権」の圧縮のための取組

抜本的な対応が必要な債務者については法的・私的整理を伴う事業再生計画について債務者と粘り強い交渉を行った結果、大型案件の回収につながった。また、業況等回復により完済が見込める債務者についても度重なる交渉の結果、約7年の前倒し回収につながった。

一般債権以外の債権にかかる法的処理は、平成30年度から係属していた訴訟(1件)が勝訴判決により終結した。令和2年度には新たに連帯保証人に対する保証履行請求訴訟(1件)、担保不動産競売申立(1件)、差押(2件)を実施した。

また、年度末に2件(計1億円)の貸倒償却を実施した。

これらにより一般債権以外の債権については、期首残高 27 億円から 55%圧縮(15 億円)し、12 億円とした。

② 債権状況の明確化

令和2年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。債権残高は期首 81 億円から 34 億円(令和元年度比▲42%)減少し、47 億円となった。

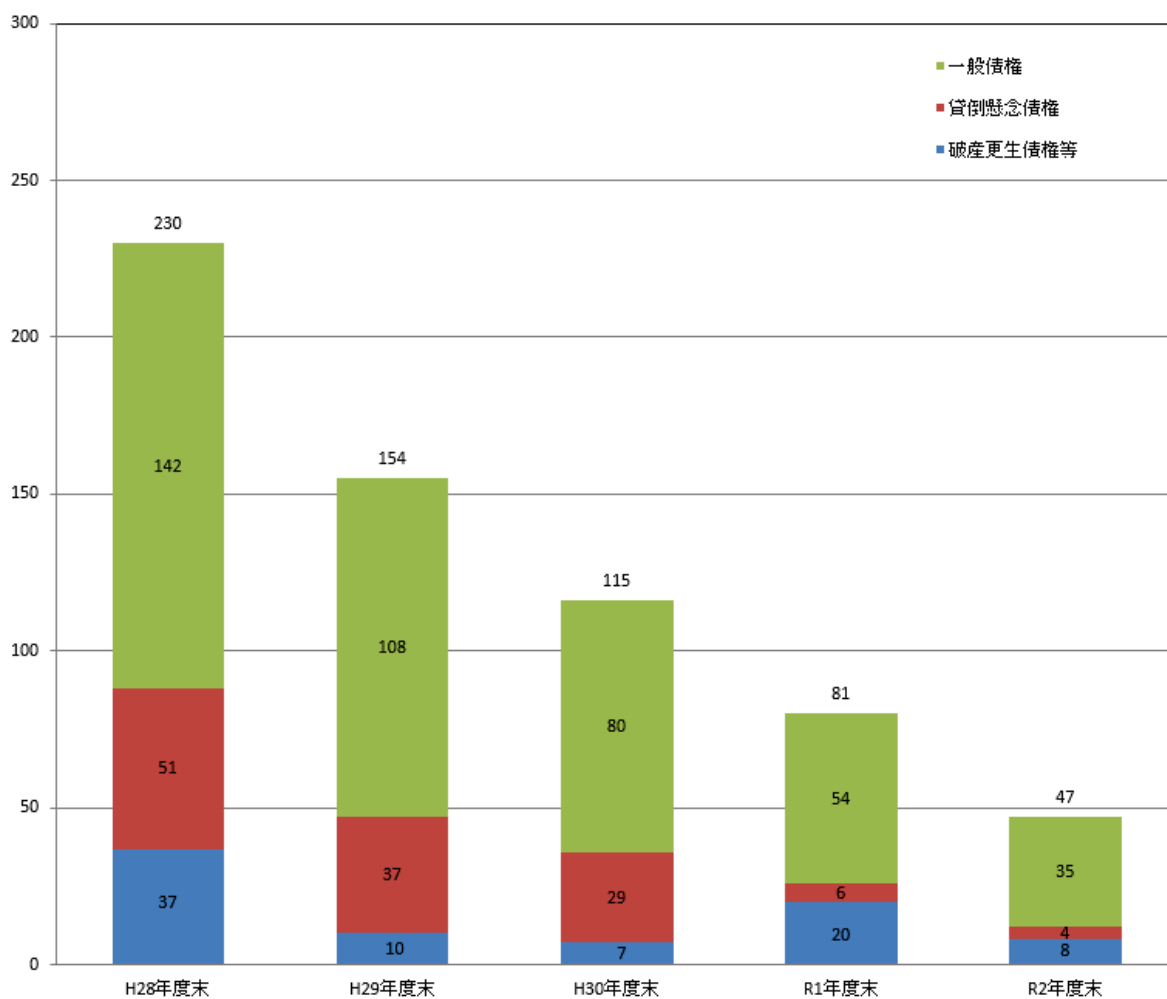
<債権残高変動状況表>

(単位：億円、単位未満四捨五入)

債権区分	令和2年度 期首残高①	回収 ②	償却 ③	移入 ④	移出 ⑤	令和2年度 期末残高 ①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	20	11	1	-	-	8
貸倒懸念債権	6	3	-	-	-	4
小計	27	14	1	-	-	12
一般債権	54	19	-	-	-	35
合計	81	33	1	-	-	47

債権残高の推移（直近5ヶ年）

(単位：億円)
単位未満四捨五入



第4. 短期借入金の限度額

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和2年度は、短期借入を行わなかった。

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7. 剰余金の使途

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和2年度は、剰余金の使用実績はなかった。

第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 職員の人事に関する計画

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

常勤職員数： 148 人（令和3年3月末時点）

注：人事評価、研修など、職員の人事に関する業務実績等については、第8（4）③ i）人事、組織の活性化に関する取組（132 ページ）に記載しています。

(3) 積立金の処分に関する事項

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和2年度は、公害健康被害補償予防業務勘定において、第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却見合い9,908千円を積立金より取り崩した。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

【令和2年度の概況】

内部統制システムの実効性の確保を図るための内部統制推進計画の策定・実行、社会の変化を踏まえたリスクの見直し、情報セキュリティレベルの維持・向上を図るための各種取組、機構の業務実施体制の強化・改善等を行った。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月～5月、令和3年1月～3月にかけて、政府の緊急事態宣言にあわせてBCP（業務継続計画）を発動し、宣言下においても必要な業務を適切に実施できるよう措置した。また、令和元年度から試行運用を行ってきたテレワークについて、必要な機器やセキュリティ対策、内部規程の整備を行い、9月から本格運用を開始した。

また、業務上必要なイベントや会議、研修については、感染拡大防止の観点から開催方法をオンライン等へと変更し、動画作成やEラーニングの活用など工夫して実施した。

① 内部統制の強化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

- 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。
- Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつも、必要な会議、研修、情報共有を行った。

<課題と対応>

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化を踏まえて電子決裁の導入を進める等、引き続き業務の有効性と効率性を確保するために必要な見直しを講じる。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	—	年2回	4回	2回			

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■項目別の主要な業務実績

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議・研修等は、Web 会議システムやメール活用によるオンライン開催（非対面形式での開催）を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制

限や参加者間の距離を確保するなど工夫して実施した。主な実績等は、次のとおり。

i) 内部統制推進委員会等による取組

ア 内部統制推進委員会

感染防止対策を講じた上で内部統制推進委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、内部統制推進に関する方針・計画及び規程の構成を見直すとともに、令和2年度の取組状況について確認を行い、内部統制の推進を図った。

イ 内部統制担当理事による職員面談（延期）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握する内部統制担当理事と職員との面談を、令和3年度に延期した。

ウ 内部統制研修の実施

「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」をテーマとする内部統制研修を、全役職員対象にオンライン形式で実施した（11～12月）。

ii) リスク管理の強化

ア リスク管理委員会による取組

感染防止対策を講じた上でリスク管理委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有するとともに、リスク管理方針の改正を行った。

イ 事務事故への対応

発生した事務事故（4件）については、速やかに役員と情報共有を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のため、業務システムの設定変更等の改善措置を行った。

また、事務事故の発生防止への取組として、グループウェアを活用した業務上のヒヤリハット事例の全役職員への共有を開始した（2月）。

iii) 内部統制等監視委員会による検証等

ア 内部統制等監視委員会による検証

内部統制等監視委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン形式で開催し、令和元年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた（5月）。

イ 監事による確認

令和元年度の内部統制推進状況について、監事監査（オンライン及び対面で実施）において確認を受けた（6月）。

iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上

感染防止対策を講じた上で一般職員を対象に「個人情報の保護」をテーマとしてコンプライアンス研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。

また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は98.7%であった。

（資料編 P104_共通5 内部統制の推進に関する組織体制（R3.4～））

② 情報セキュリティの対策の強化、適切な文書管理等

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

○ 政府の方針を踏まえ、「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を展開するとともに、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策並びに役員向けに各種点検・訓練を実施するなど、引き続き情報セキュリティの高度化を図った。

<課題と対応>

○ 政府の方針、令和2年度までの取組等を踏まえ、引き続き、情報セキュリティの高度化、文書管理の適正化等に取り組む。

○ 新型コロナウイルス感染症対策として、今後も在宅勤務（テレワーク）等を運用していくため、情報セキュリティ対策の強化等についても引き続き実施する。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<関連した指標>							
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	—	年1回・100%	1回・100%	1回・100%			
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	—	年2回	2回	2回			
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	—	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：1回・100% 新人職員を対象とした研修：1回・100%			

○その他の指標

—

○評価の視点

・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■項目別の主要な業務実績

i) 情報セキュリティ対策の強化

政府の緊急事態宣言等を踏まえたBCP（業務継続計画）発動期間中（4～5月及び1～3月）、原則テレワークで業務を行うこととなったため、全役職員に対し、テレワークにおける注意喚起やテレワーク実施のための手順を定めるなどの対策を講じた。

また、非対面方式による会議や研修等の開催需要が高まったため、9月からテレワークの

規程やマニュアルを整備して試行運用から正式運用へと移行するとともに、Web 会議システムの運用を開始した。

ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等

「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり各種取組を推進した。

(ア) 情報セキュリティ委員会の開催

感染防止対策を講じた上で情報セキュリティ委員会を開催し、令和元年度情報セキュリティ監査報告で指摘や助言のあった事案への対応状況、情報セキュリティインシデントの情報共有等を行った（7月、12月、3月）。

(イ) 情報セキュリティ実施手順書の改正

メール運用における事故の未然防止（7月）、Web 会議システムの利用開始に伴う運用手順の新規追加（8月）、押印等の見直しに伴う報告書や申請書等の電子化（12月）を主とした情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。

(ウ) 情報セキュリティに関する教育・訓練

標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（8月、2月）。特に令和2年度は、テレワーク導入を踏まえ、テレワーク勤務中の職員を対象とした訓練も実施した。（注：随時実施（予告なし））
全役職員を対象とする情報セキュリティ研修をオンライン形式で実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（11月）。

(エ) 情報セキュリティ対策の自己点検

情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（10月）。

(オ) 情報セキュリティ監査

「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（12月～3月）。

(カ) ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進

外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（1月）。

(キ) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組

令和2～3年度の調達案件について、国が定める情報セキュリティ基準等に合致した仕様内容となるよう（総務部企画課情報システムチームを中心に）十分なレビュー等を実施した。

ii) 適切な文書管理及び情報公開

文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日）に基づき、電子決裁機能を含む文書管理システムの構築についての検討を開始し（8月～）、令和3年度から構築を開始する為（運用開始は令和4年11月を予定）、仕様を作成した（3月）。

また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を実施し（6月）、国立公文書館が実施する研修に文書管理担当者等を派遣した。（8～9月）さらに、全職員を対象として、文書管理に係る最新の動向に関する知識を習得するための文書

管理研修をEラーニングで実施した（11～12月）。

情報公開については、情報開示請求4件について、適正に情報の開示等を行った。このうち、令和元年度中の一部開示決定に対する不服申立てがあった事案（1件）については、情報公開・個人情報保護不服審査会の答申を踏まえ、原処分を取り消す裁決を行うとともに、裁決の趣旨を踏まえた再処分を行った（10月）。

また、情報公開等に関する実務上の留意点等について学ぶことを目的として、外部セミナーに実務担当者を派遣した（8月）。

③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

B

<根拠>

以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。

○ 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度について見直しを行うとともに、着実な運用を行った。また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実にを行い、働き方改革の推進を行った。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、研修体系の見直しを行った。

○ 業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA 業務継続計画（BCP）」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、PDCA サイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出を行った。法人文書管理体制については、令和元年度の各部における外部倉庫の棚卸の結果を踏まえ、不要文書の廃棄を促すなど管理状況の改善を行った。

○ 業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2020年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。

○ 災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。

<課題と対応>

○ 政府の方針、令和2年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。

○ 引き続き環境省等と連携し、災害廃棄物対策等の災害対応に取り組む。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、既存の業務継続計画の検証を行い、必要な改定を行った。今後も感染の状況と社会の変化に対応するため引き続き見直しを行っていききたい。

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

評価指標等	達成目標	基準値等	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
<関連した指標>							
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	—	平成25年度比で令和2年度までに10%削減 令和12年度までに40%削減	22.4%削減	38.7%削減（※暫定値）			

※ 2019年度CO₂排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

○その他の指標

—

○評価の視点

- ・年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■項目別の主要な業務実績

i) 人事、組織の活性化に関する取組

ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し

人事評価制度について、令和元年度までの運用状況等を踏まえ、人事評価シートにおける期初目標の設定方法等の運用見直しを行った（7月）。

また、令和2年度に新たに着任した役職員を対象として、人事評価制度に関する説明会（計3回）を実施した（7月）。

さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うBCP（業務継続計画）の発動等により、期初目標の設定等を7月下旬以降としたことから、中間面談を12月に延期すると共に（通常は10月）、令和3年3月に期末面談を実施した。なお、令和元年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した人事評価研修（管理職対象）は、1月に実施した。

イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組

（ア）衛生委員会を通じた取組

感染防止対策を講じた上で衛生委員会を開催し、同委員会を通じて職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進することにより、職員の健康管理に努めた。

（イ）時間外労働の削減

働き方改革の一環として、時間外労働の削減を図るため、業務効率等の改善に資する取組（業務の平準化や電子化、押印等廃止に伴う手続きの見直し）や定時退庁の声掛けを推進した。

（ウ）テレワークの活用

「ワーク・ライフ・バランス」や「多様で柔軟な働き方」の実現を目指して令和2年2月から試行運用を開始したテレワークの仕組みを活用し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等を踏まえたBCP（業務継続計画）発動期間中は、原則全職員をテレワークとし、出勤は業務遂行上必要な職員のみ制限した（4～5月）。なお、この期間中の平均出勤率は31.3%であった。

その後、試行運用や職員アンケートの結果を踏まえ、関連規程を整備し、テレワークを本格導入した（9月）。

また、1月に緊急事態宣言が再度発令されたため、機構においても再度BCPを発動し、出勤率の7割削減を目標としてテレワーク等の対応を実施した（1～3月）。なお、この期間中の平均出勤率は46.9%であった。

（エ）女性活躍推進の取組

令和元年度に実施した女性活躍推進に関するアンケート結果を分析し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の令和4年4月までの策定に向けて検討を開始した。

役員及び管理職の女性登用については、「第4次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての第4次計画目標（平成28年度～令和2年度）を設定し、実現に向けて取り組んだ。

	令和2年3月末時点の状況	第4次計画目標 (令和2年度末)
女性役員	1人／6人 (16.7%)	1人／6人
女性管理職 (課長級以上)	5人／35人 (14.3%)	8.0%

(オ) 障害者雇用に関する取組

障害者雇用数としては法令に定める当機構の基準となる5名の雇用を達成した。引き続き、障害者雇用及び定着の支援についての取組を行う。

ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し

第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系で職員の育成に取り組んだ。

- ①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ
- ②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ

具体的には、下表のとおり、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理し、実施した（計 56 講座）。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の研修を中止した。

種類	目的	主な研修	講座数
①「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ			
(ア)基礎研修	日ごろの職務遂行のために必須となる土台づくりとその維持	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ハラスメント防止研修 ・健康管理研修 ・法人文書管理研修 ・内部統制・情報セキュリティ研修 ・環境の最新情勢についてのトピックス研修 	5
(イ)職制別研修	組織のマネジメント力の向上のために、管理職、昇格者、新入職員等の職制別に、自身の役割の実践及び今後のキャリアアップに必要な知識・技能・心構えを習得する	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修 ・人事院行政研修（課長級、課長補佐級（女性管理職養成コース）） ・キャリアデザイン研修（入職3～4年目） ・フォローアップ研修 ・新任昇格者研修（1～4等級） ・管理職研修 	12

		・採用内定者研修 ・ストレスチェックフィードバック研修	
(ウ)スキルアップ研修	各職員における機構のミッション達成に必要な知識・技能の向上(全職員の主体的な学習等の促進)	・Eラーニング ・資格取得支援(簿記・医療事務・メンタルヘルスマネジメント検定等)	2
(エ)環境専門性研修※	環境行政に関する幅広い知見を身につける	・環境省(環境調査研修所)等が主催する研修	0 (中止)
②「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ			
(オ)業務専門性研修	機構の各業務に必要な専門的知識・技能を身につける(各部・室において計画・実施)	・各部・室の業務に特有の知識・技能を学ぶ研修	37

※環境専門性研修は、政府機関等主催の外部研修。令和2年度は、環境調査研修所主催の研修(全日程)が新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。

研修の効果に関しては、受講後アンケートにより、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促していることを確認した。具体例は、次のとおり。

■ 受講後アンケートの回答(一部抜粋)

<コンプライアンス・ハラスメント防止研修>

- ・職場内の声掛け、コミュニケーションが活性化した。
- ・相手の受け取り方を意識して発言するようになった。

<管理職研修>

- ・管理職に求められるマネジメントや管理職がとるべき行動について常に意識をし、行動できるようになった。
- ・部下への積極的な声掛けなどコミュニケーション力の向上が図れている。

エ SNS等を活用した組織的な広報の推進

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年出展しているイベントがオンライン形式での開催に変更されことを踏まえ、業務紹介動画等を作成し、オンラインイベント上のページやYouTube環境再生保全機構公式動画チャンネルで公開した(令和2年度は計169点公開)。令和2年度末時点で2,858名のYouTubeチャンネル登録者を獲得した(令和元年度末比1,435名増)。

※数値はいずれも令和3年3月31日時点

また、Facebook公式アカウントを通じて事業や刊行物等の紹介を行うとともに、機構ウェブサイトや各事業SNSの傾向分析等に取り組んだ。

(主な出展イベント)

- ・エコプロOnline2020(令和2年11月26日~11月28日)
- ・かわさき環境フォーラム(令和2年12月13日)

- ・エコライフ・フェア 2020 Online（令和2年12月19日～令和3年1月17日）
- ・川崎国際環境技術展（令和3年1月21日～2月5日）

ii) 業務実施体制の強化・改善等

ア 新型コロナウイルス対策（ERCA 業務継続計画（BCP）等）の実施

新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受けて、BCP（業務継続計画）を発動した（4～5月及び1～3月）。また、引き続き PDCA サイクルにより運用上の課題抽出や改善を継続するとともに、令和2年度の BCP 発動期間中の業務運営状況に関する内部監査結果も踏まえ、災害発生時だけでなく、指定感染症の感染拡大時においても適切に必要な業務を継続できるよう、BCP や各種マニュアルの改善・整備に取り組んだ。

また、感染防止対策として、以下の取組を実施した。

- ・時差通勤推進のために勤務シフトを臨時的に追加
- ・テレワーク実施率向上のため、適時に申請できるよう出退勤システムを改修するとともに、諸手続における押印等を見直し
- ・職場における感染防止の為、アクリル板や消毒液の設置、マスクの配布等を実施
- ・感染防止対策について産業医から情報を収集し、衛生委員会等を通じ職員へ周知徹底
- ・発熱や風邪の症状が生じた職員（家族を含む）については2週間の在宅勤務を徹底
- ・全役職員の健康管理表を作成し、役員は週に1回職員の健康状況と出勤状況を確認

イ 外部倉庫の管理環境の改善

令和元年度の各部における外部倉庫の棚卸の結果を取りまとめ、外部倉庫に保管している不要文書の廃棄を促した（8月）。

引き続き各部における外部倉庫内の不要文書の廃棄を促し、利用ルールの見直しに向けた検討を行う。

ウ ICT の活用による書面・押印・対面の見直し等

（ア）テレワーク環境等の整備

テレワーク接続環境、Web 会議システム、内部規程及びマニュアルの整備等により、全役職員が自宅でのテレワークやオンラインでの会議・研修等に参加できる体制を整備した（4～9月に順次整備）。引き続き、Web 会議システムの改善等について検討していく。

（イ）書面・押印・対面の見直し等

グループウェアを活用し、外部委託契約に係る個人情報チェック等の一部の内部手続をオンライン上で実施可能とすることで、押印を廃止した（8月）。

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、文書管理規程等の内部規程を改正するなど、諸手続における押印や書面の廃止等の見直しを行った（10～12月）。

エ 環境研究総合推進部内の所掌事務の見直し

環境研究総合推進部研究推進課と同部研究業務課について、令和元年度から導入した環境研究総合推進費の評価方法の見直しや新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた会議運

営の見直し等の対応により、両課の所掌事務を見直し、組織規程の一部改正を行った。

iii) 業務における環境配慮の推進

令和2年3月に策定した「2020年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、自己点検を行い（9月、2月）、環境配慮の取組を役職員に促した。

事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和2年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った（～3月）。

環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャル・ボンドやグリーン・ボンド等は、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計35億円購入した。

（内訳）

- ・東京地下鉄(株)社債：2億円
- ・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社債：3億円
- ・阪神高速道路(株)社債：3億円
- ・神奈川県債：1億円
- ・東日本高速道路(株)社債：14億円
- ・独立行政法人国際協力機構債券（JICA債）：3億円
- ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構債：3億円
- ・名古屋高速道路債券：6億円

温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、PDCAサイクルにより着実な進展を図るとともに、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促す等により中間目標の達成を目指した。さらに、事務所におけるエコバッグのシェアリングやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図る等、中間目標の達成に繋げるための対策を行った。令和2年度についてはテレワークの導入等によってオフィスにおける電気使用量が減り、平成25年度比で38.7%削減となった（令和元年度は平成25年度比22.4%減）。

令和元年度の事業活動に係る「環境報告書2020」を作成しウェブサイトで公表した（9月）。同報告書では、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、令和元年度におけるERCAのSDGs関連取組や社会貢献活動について紹介を行った。

（資料編 P105_共通6 令和2（2020）年度環境配慮のための実行計画）

iv) 災害への対応等

平成31年3月に設置した「災害対応プロジェクトチーム」(職員22名)を中心に、環境省と連携して、災害廃棄物対策に係る取組を実施した。また、今後の災害の発生に備えた事前準備・関係主体との連携強化を目的に、環境省災害廃棄物対策室に3カ月間の人的支援を行った。

ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣

「令和2年7月豪雨」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し(延べ32人日)、被災自治体の情報収集等の支援を実施した。

イ 環境省のモデル事業への参加

環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業(新潟・群馬・千葉)や災害廃棄物対策啓発交流会(千葉・栃木・新潟・群馬・茨城)にオブザーバー参加(計18回、延べ33人)し、災害廃棄物処理計画の策定方法を学ぶとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施(3回:10月15日・2月3日・3月11日開催)した。

ウ プロジェクトチームメンバーを対象とした研修の実施

プロジェクトチームに参加する職員の災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とし、内部での研修会を実施(6回開催)した。

④中期目標期間を超える債務負担

■自己評価と根拠、課題と対応、主要な経年データ

<自己評価>

—

<根拠>

—

<課題と対応>

—

<主要な経年データ>

○主な定量的指標

—

○その他の指標

—

○評価の視点

—

■項目別の主要な業務実績

令和2年度は、以下に係る調達（少額随意契約を除く）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、第5期中期目標期間にわたる契約を行った。

・「複合機の賃貸借及び運用・保守業務」

（契約期間：令和3年2月～令和8年3月）

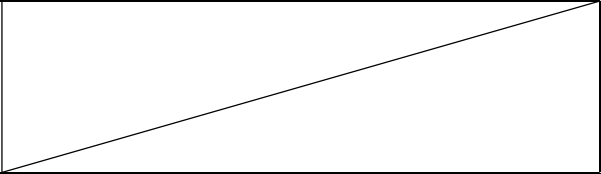
主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況（令和2年度）

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置>

評価項目	指摘事項等	反映状況
I-1-1 徴収業務	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止等を余儀なくされた業務があり、今後の納付等に影響が生じることが懸念されるが、納付状況を注視しながら、申告額に係る収納率が高い水準で維持されるように、引き続き、納付義務者からの意見等を踏まえ説明会資料の見直しを行うなどし、納付義務者の理解と協力が得られるよう事務を進められたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、申告納付説明・相談会等の中止を余儀なくされたが、納付義務者からの問合せに電話やメールで丁寧に対応することにより、申告率・収納率共に新型コロナウイルス感染症の拡大前と同等の高い実績を確保した。また、令和3年度には、オンラインでの説明・相談会を行い、納付義務者の理解と協力が得られるよう準備を進めた。</p>
I-1-2 納付業務	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年度予定している研修が既に中止を余儀なくされているものの、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p>	<p>対面による講義形式での事業の多くが中止されている地方公共団体を支援するため、予防事業部と連携して以下の取組をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。 ・リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区の協力を得て、機構主催による呼吸筋ストレッチ教室をオンラインで開催した。 <p>また、補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の指導調査については、事務処理方法等に関するヒアリングをオンラインで実施し、聴取した地方公共団体の事業実施状況及び要望を環境省に情報共有した。</p>
I-2-1 調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<p>近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。</p> <p>また、ぜん息患者等のニーズの変化</p>	<p>調査研究については、ぜん息患者等のニーズも踏まえ、高齢ぜん息患者の増加に着目し、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態について解析を進め、効果的な治療・指導方法に関する調査研究を進めているところ。</p> <p>知識の普及・情報提供及び研修については、対面での事業実施が困難となったが、従来の実施方法に囚われることなく、オンラインで提供</p>

	を踏まえて適切な課題設定に努めること。新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止を余儀なくされた業務があるが、状況の変化を的確に把握し、様々な媒体を活用しながら、必要な措置を講じ事業を進められたい。	できるよう動画配信コンテンツを制作した他、マスメディアによるCOPDの普及啓発とリモート講演会を組み合わせた事業を行うなど、新しい生活様式に合わせた事業実施による普及啓発を進めてきたところ。
I-2-2 地方公共団体への助成事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との接触機会が多い助成事業等において、状況の変化を的確に把握し、地方公共団体等との情報共有及びぜん息患者等に必要な情報を、様々な媒体を活用しながら提供し、必要な措置を講じ事業を進められたい。	新型コロナウイルス感染症の拡大の中、地方公共団体における課題や問題の把握のためアンケート調査を行い、要望の多かった動画コンテンツを製作した他、感染症対策を講じて事業実施している事例等について現地調査を行った。収集した情報は、事例集として取りまとめ地方公共団体に提供した他、オンライン事業に必要な通信環境が整わない地方公共団体に対しては新機材を含めたパッケージ支援事業を検討するなど、必要な措置を講じつつ予防事業の継続実施に努めている。
I-2-3 公害健康被害予防基金の運用等	運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあり、また新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、他団体との連携等により、必要とされる事業が実施されるよう必要な措置を講じられたい。	<ul style="list-style-type: none"> 運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化など効率的な運用を行ったことで、当初の中期計画予算に対し、運用収入の改善を図った。 新型コロナウイルス感染症拡大の中にあっても、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、患者団体などとも連携しリモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組んだ。 地方公共団体に対し緊急アンケート調査を行い、コロナ禍で事業を実施する上での問題点や要望等を把握するとともに、調査結果から要望の多かった動画コンテンツ等を制作した。
I-3-1 助成事業	助成事業の質の向上及び助成団体の育成等、民間における環境保全活動の促進に向けて、事前目標の共有、中間コンサルテーション、事後評価等のスキームに加え、助成事業アドバイザーなどの人的フォローを効果的に重ね合わせる等、更に効率的、効果的な実施体制等を実現すること。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、団体の活動を現地確認することが困難な中、電話やメールでのコミュニケーションのほか、事前目標の共有や中間コンサルテーションをオンラインで実施するなど、密な連携を図った。また、令和2年度から助成対象活動の課題を基金担当者が把握するため担当者評価を開始し、活動状況の把握に努めた。さらに、令和2年度か

		ら助成事業アドバイザー制度を導入し、基金担当者の行うモニタリング等に対して助言を得る等、効率的、効果的な実施体制等の実現に向けた取組を実施した。
I-3-2 振興事業	若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について、引き続き、研修の理解度や活用度、ユース層の要望等を把握するとともに、より実践的、効果的な内容を検討・実施することで、ユース世代の環境保全活動への支援に努めること。	若手プロジェクトリーダー育成支援制度については令和2年度も修了生を6名輩出するなど着実に支援を行った。また、ユースの活動支援・交流事業として平成27年度から行っている「全国ユース環境活動発表大会」について、新型コロナウイルス感染拡大により高校生の活動が停滞した影響などから、参加校数は87校と令和元年度よりも減少したものの、Web発表形式により全国8地区での地方大会及び全国大会を開催し、ユース世代の継続的な活動支援に努めた。
I-3-3 地球環境基金の運用等	企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き、企業等の事業に対するニーズの把握及び企業と連携した寄付メニューの実施など、積極的な広報及び募金活動に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。	寄付者の貢献が見える「地球環境基金企業協働プロジェクト」について、環境保全活動支援の意義や成果に対する理解を得ることで令和元年度の寄付の水準を引き続き確保することができた。また、役員、職員とともに、継続を含めて寄付獲得に向けた企業への働きかけや、身近な寄付方法の周知を行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大半の各種環境イベント等の開催が相次いで中止等となる中、ホームページやSNSを活用し地球環境基金事業の幅広い周知を行うことで寄付の獲得に努めている。
I-4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業	今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施するPCB廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施いただきたい。	
I-5 維持管理積立金の管理業務	引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、	

	<p>積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。</p>	
<p>I-6-1 認定・支給に係る業務</p>	<p>申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれ、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため判定小委員会・分科会の開催が滞ってきた中、処理日数の大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、平均処理日数の維持のため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため判定小委員会・分科会の開催が滞った影響により、処理日数の短縮はできなかったが、可能な限り迅速に対応するため、医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、判定小委員会の審査において必須となる免疫染色検査の結果の提出を求めるとともに、当該検査が未実施の案件については、機構が免疫染色を実施するなど、環境省への判定申出前から可能な限り資料の収集に努めたことにより、療養者及び未申請死亡者に係る申請等において、1回の医学的判定で認定等の決定を行った案件の割合が65.4%（令和元年度実績64.9%）へ増加した。</p>
<p>各機関への制度周知、情報提供において、今後も、医療従事者・医療機関や、申請手続の相談等に携わる保健所等担当者に対し、制度や申請手続等々の周知を着実に推進する必要がある。</p>	<p>学会セミナーや臨床検査技師などを対象とした事業の実施などにより、医療従事者への制度等の周知を実施するとともに、1,928病院及び14地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引きを送付した。また、自治体や保健所にも制度周知ポスターを送付するとともに、制度や申請手続等に関する動画を制作しホームページに掲載した。</p>	
<p>また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。制度周知の広報においては、一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数についてフリーダイヤルの相談件数が前年度比で約9%減少しており、広報の効果が相談・申請件数の増加に反映されているか引き続き注視する必要がある。</p>	<p>効果的な制度周知のため、一般向け広報のみならず、学会セミナーなどの実施により医師・医療機関のほか自治体や保健所についても制度周知を行った。また、一般向け広報については、効果の高いテレビCM・新聞広告及びポスター・Web等を活用した展開を想定しているが、訴求効果が一時的に限定することのないよう、制度のイメージを踏まえた著名人を起用するとともに複数年の展開を見据えた広報素材の制作を行った。</p>	
<p>また、中皮腫ポータルサイトについては、総合的な情報提供の取組を推進し、適切な運用に努める必要がある。</p>	<p>中皮腫ポータルサイトについては、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。</p>	

	さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到来を踏まえた周知等について検討していく必要がある。	中皮腫及び肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知について、全国紙のほかホームページでの特設バナーや動画、学会セミナー、自治体研修会やイベント、雑誌等において周知を行った。
	さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到来を踏まえた周知等について検討していく必要がある。	中皮腫及び肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知について、全国紙のほかホームページでの特設バナーや動画、学会セミナー、自治体研修会やイベント、雑誌等において周知を行った。
	今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。	制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査については、引き続き着実に実施した。また、環境省と意見交換会を行い、平成28年12月にとりまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の指摘事項を踏まえ、関係機関と連携を図りながら「石綿による肺がん」について医療機関へ情報提供を行った。
	引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のための対応を図っていく必要がある。	認定・給付システムの定期点検を実施し、安定的な運用を図った。また、個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のため、全職員を対象とした研修を実施した。
I-6-2 納付義務者からの徴収業務	引き続き、着実な徴収を行う必要がある。	徴収すべき特別拠出金を全額徴収した。